

参考資料

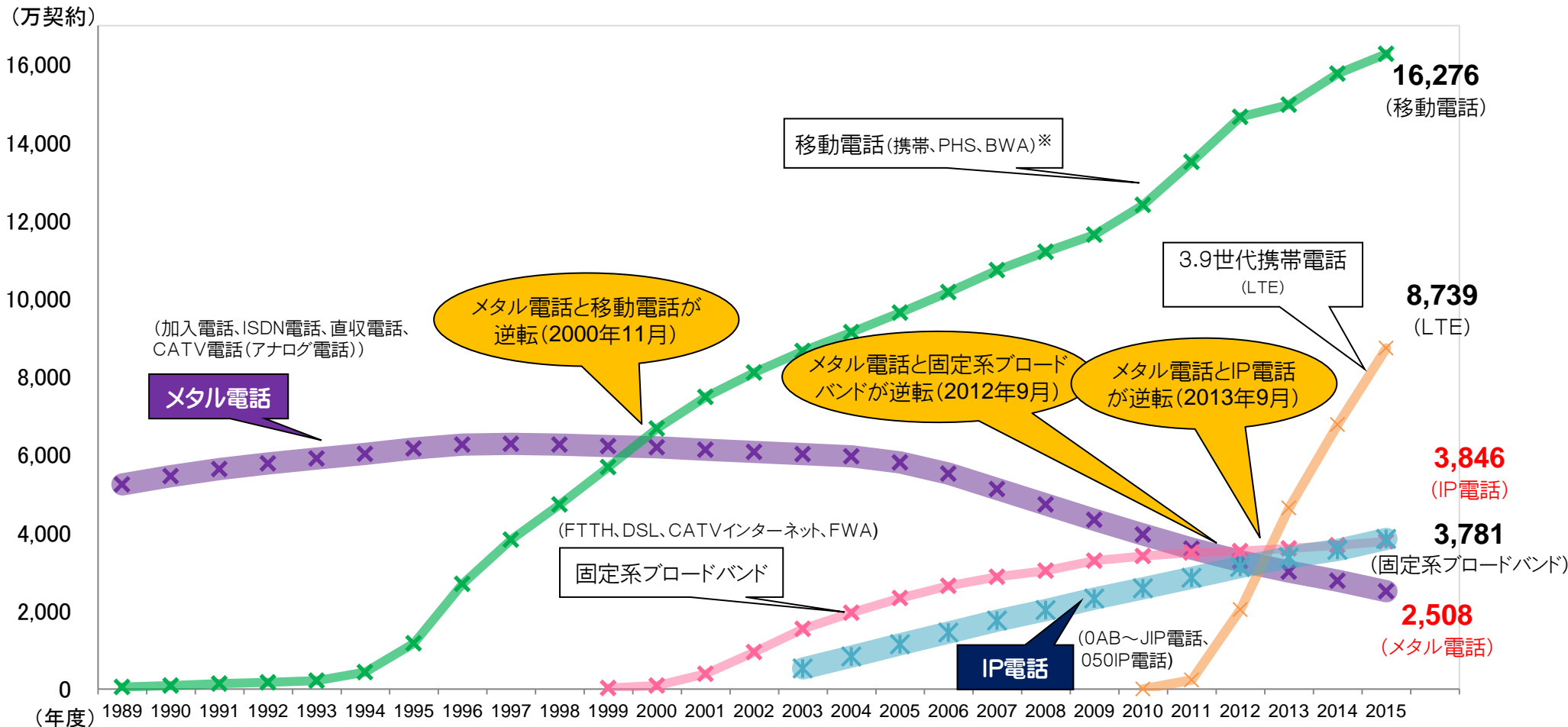
2016年12月9日
総務省
総合通信基盤局

○基礎データ	2
○基本的な考え方 関連	22
○論点整理項目 関連	
・ 固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保	25
・ 移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護	36
・ NGNの接続ルールの整備	39
・ IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直し	54
・ アクセス回線におけるサービスの競争環境整備	67

基礎データ

電気通信サービスの契約数の推移

○ **メタル電話の契約数**は、2012年9月に**固定系ブロードバンド**、2013年9月に**IP電話の契約数と逆転**。ピーク時(6,322万件(1997年11月))の**約4割に減少**(2,508万件(2016年3月))。他方、**IP電話の契約数**は**拡大傾向**(3,846万件(2016年3月))。

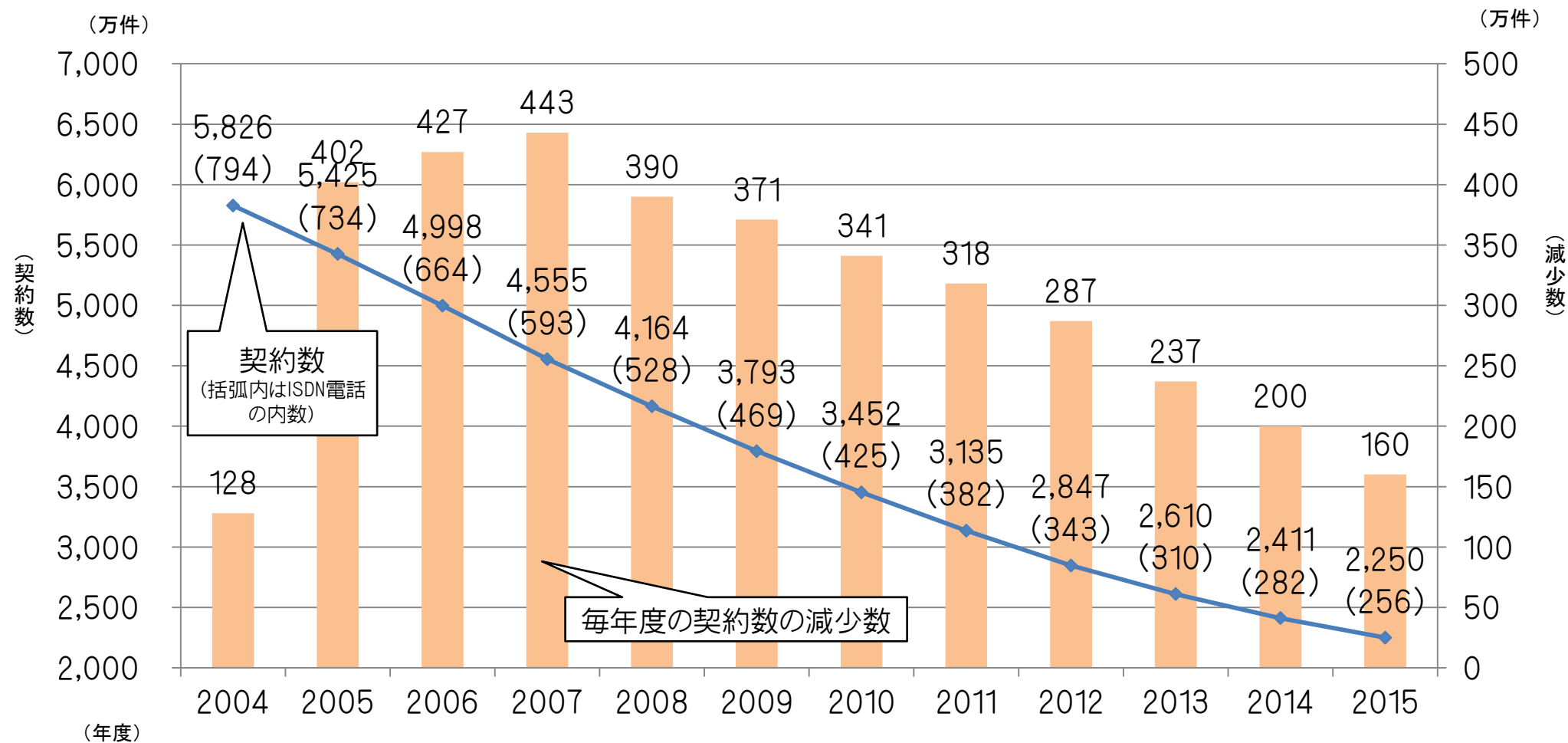


※ 電気通信事業報告規則に基づく報告値をもとに作成。

※ 2013年度第2四半期以降は、グループ内取引調整後の契約数。(ただし、2015年度第1四半期以降においては、携帯電話サービス同士の事業者間のグループ内取引がなくなったことにより、携帯電話の契約数については、単純合算とグループ内取引調整後の数値が同数となっている。)

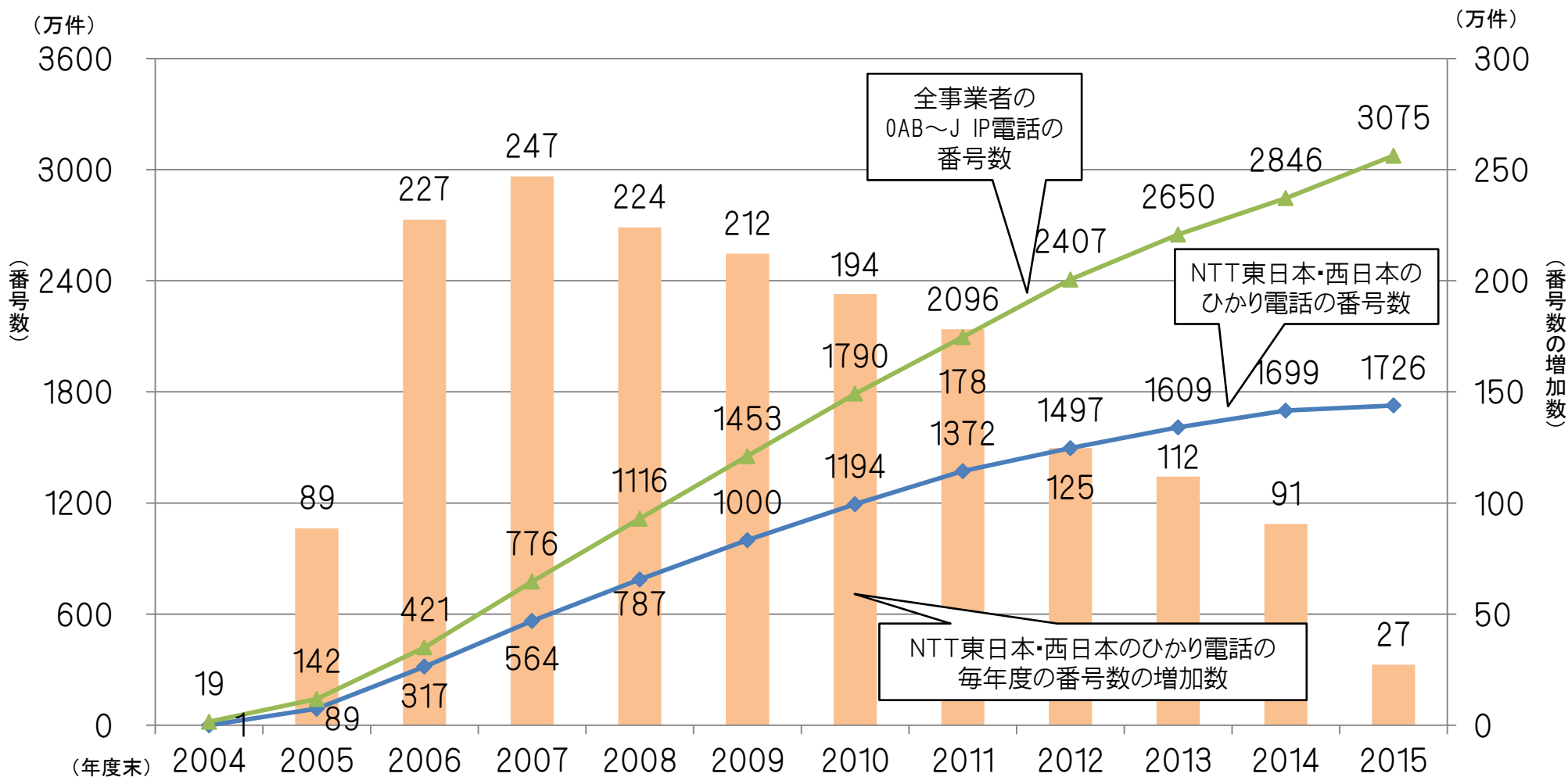
NTT東日本・西日本のメタル電話(加入電話・ISDN電話)の契約数の推移

- NTT東日本・西日本は、メタル回線とPSTNを組み合わせ、国民・企業の社会経済活動に不可欠な基盤としてのメタル電話(加入電話、ISDN電話)を全国あまねく提供してきた。
- 他方、NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN電話の契約数は、約10年間で約3,600万件の減少(約6割減少)。毎年度の契約数の減少数は、2007年度(443万件)をピークに縮小傾向。



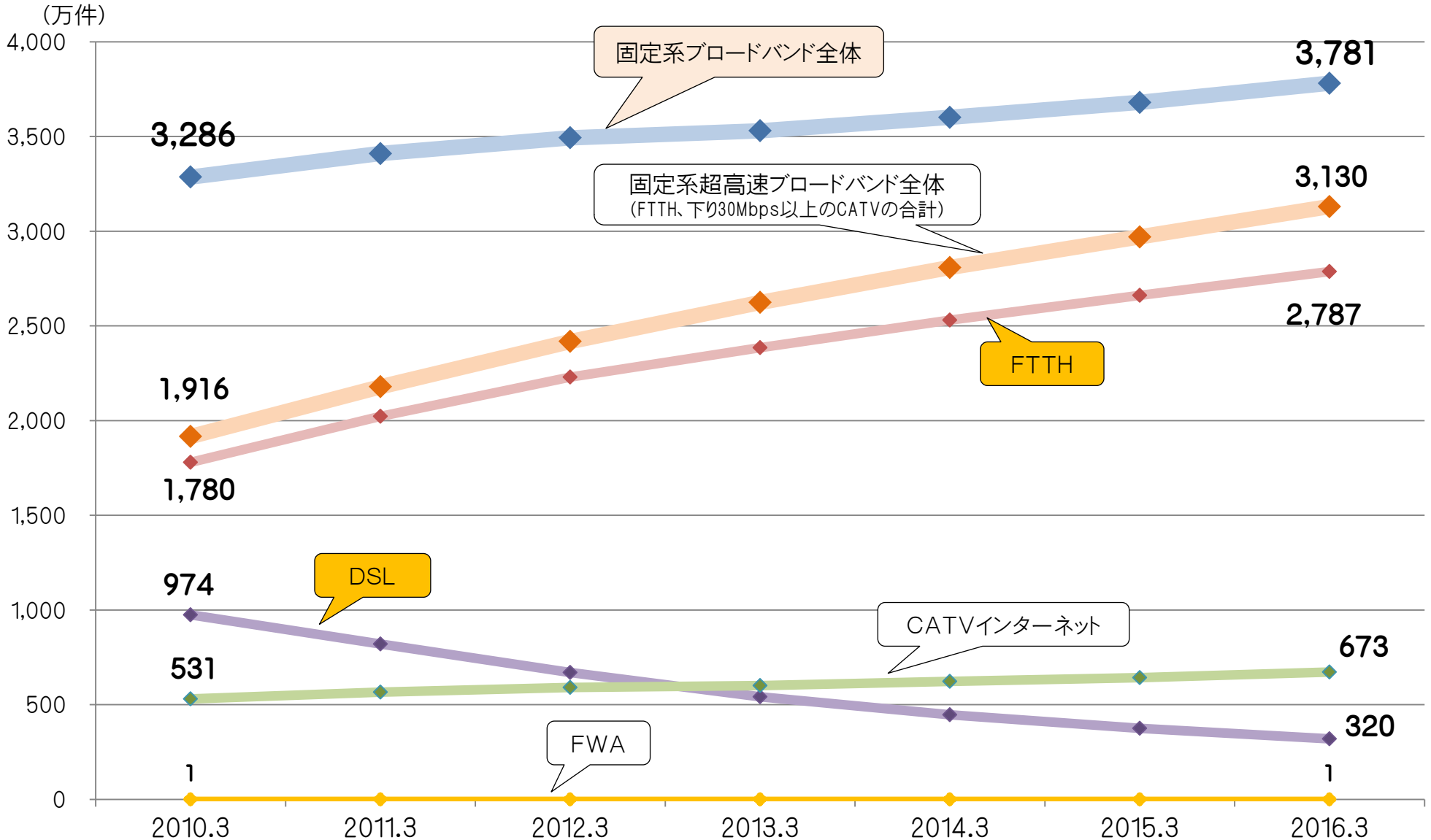
NTT東日本・西日本の光IP電話（ひかり電話）の番号数の推移

- NTT東日本・西日本のひかり電話の番号数は増加傾向であり、2015年度末で1,726万件（全事業者の0AB～J IP電話の番号数は3,075万件）。
- 他方、ひかり電話の契約数の毎年度の番号数は、2007年度（247万件）をピークに鈍化傾向。



固定系ブロードバンドの契約数の推移

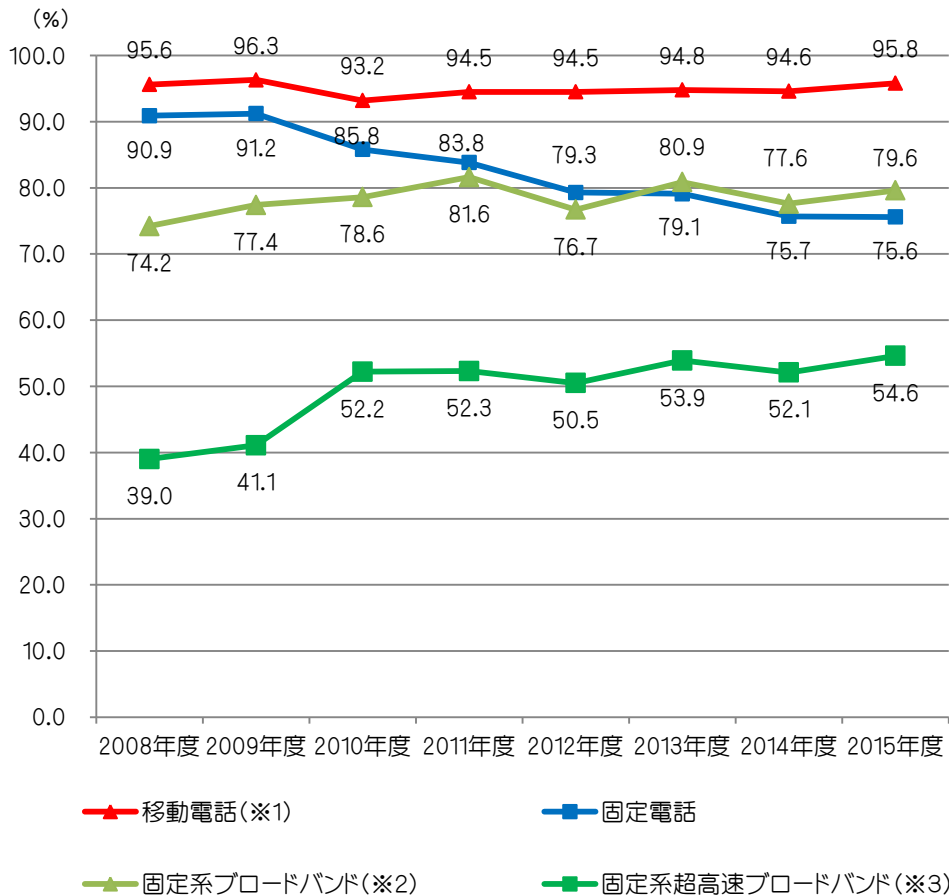
○ 固定系ブロードバンドの契約数は拡大傾向(3,781万件(2016年3月))。このうちFTTHの契約数(2,787万件(2016年3月))が占める割合は約74%であり拡大傾向。他方、DSLの契約数(320万件(2016年3月))が占める割合は約8.5%であり減少傾向。



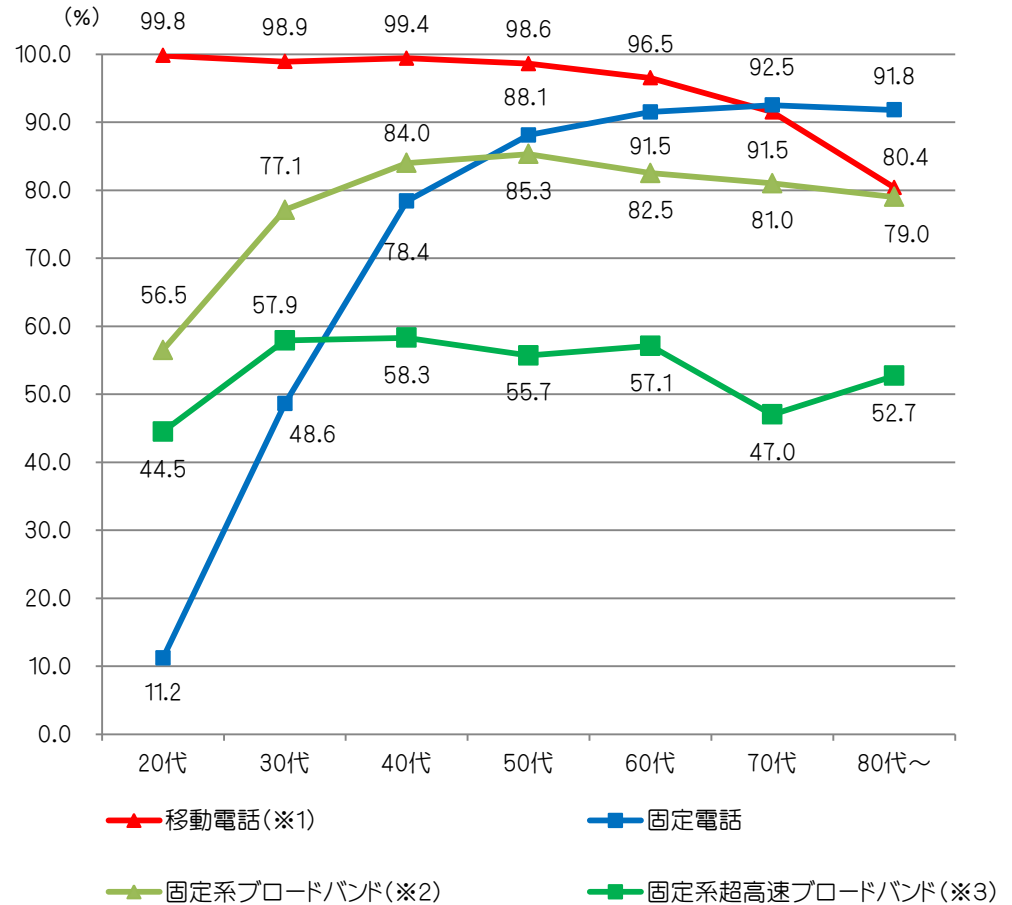
※ 電気通信事業報告規則に基づく報告値をもとに作成。

- 世帯保有率では、**固定電話は減少傾向であり、2015年度末で約76%**。
- **固定系サービスは、若年層の保有率が相対的に低い傾向であり、特に固定電話は、20代の世帯保有率が約11%**でその傾向が顕著。他方で、**60代以上の世帯保有率は90%超**と高い状況。

<世帯保有状況(年度別)>



<世帯保有状況(主年齢別)>



※1 「移動電話」は、携帯電話・PHS利用世帯の割合。

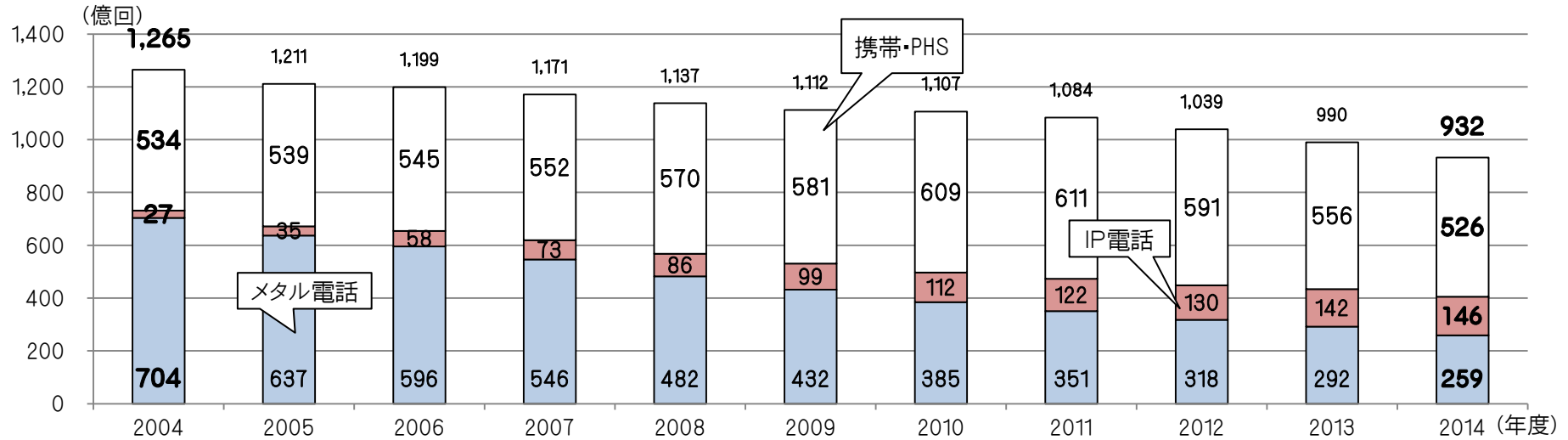
※2 「固定系ブロードバンド」は、過去1年間に自宅でパソコン等からインターネットを利用したことがある世帯に占めるDSL、FTTH、CATV、FWA利用世帯の割合。

※3 「固定系超高速ブロードバンド」は、過去1年間に自宅でパソコン等からインターネットを利用したことがある世帯に占めるFTTH利用世帯の割合。

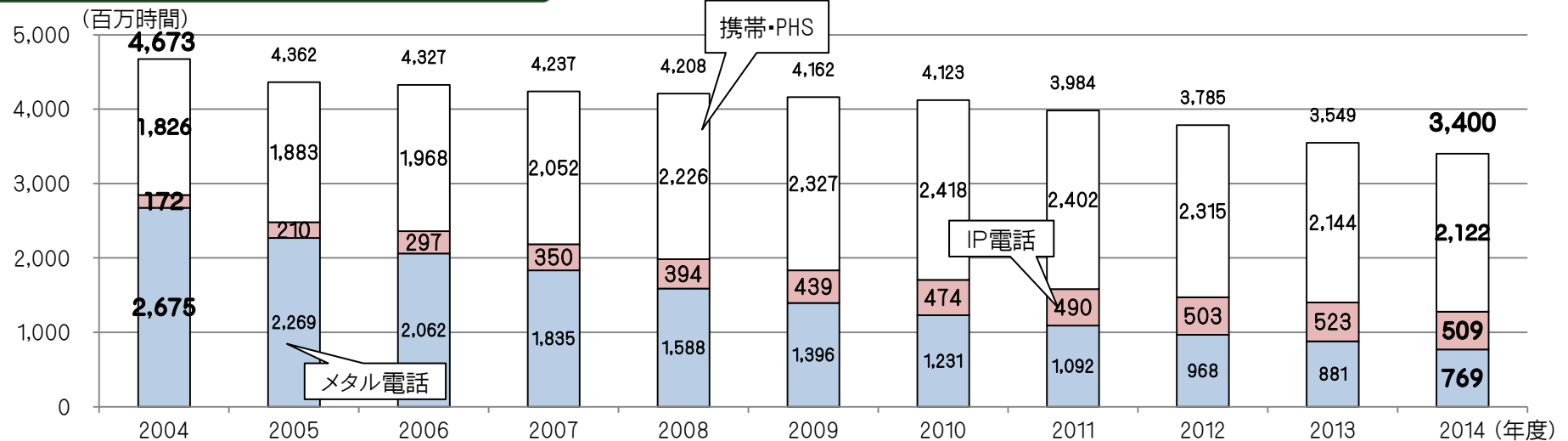
音声トラヒックの推移

○ 音声トラヒックは、全体として通信回数・通信時間ともに減少傾向となっている。

全通信事業者の通信回数(発信)



全通信事業者の通信時間(発信)



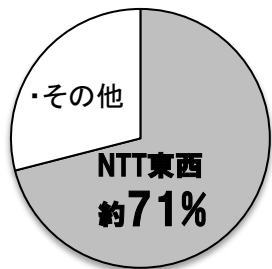
※1 電気通信事業報告規則に基づく報告値をもとに作成。

※2 本頁の「固定電話」には、メタル電話(加入電話、ISDN電話、直収電話、CATV電話(アナログ))及び公衆電話が含まれる。また、「IP電話」には、0AB～JIP電話及び050IP電話が含まれる。

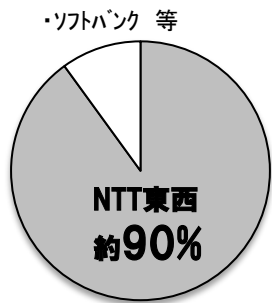
固定電話

<契約数シェア>

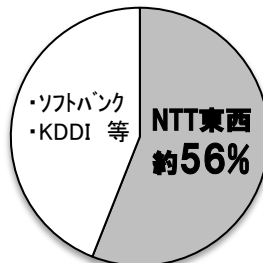
[固定電話]
(メタル電話+
OAB~JIP電話)



[メタル電話]



[OAB~JIP電話]

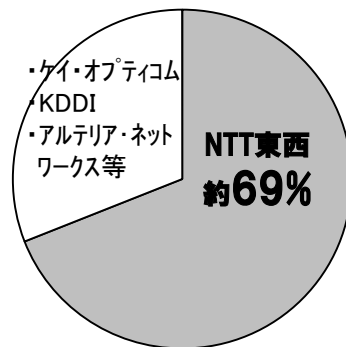


(2016年3月)

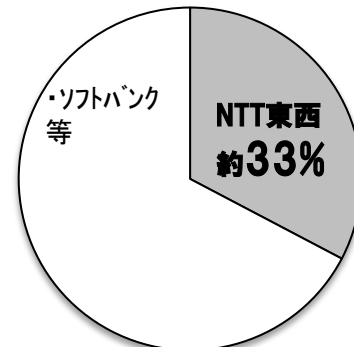
固定系ブロードバンド

<契約数シェア>

[FTTH]

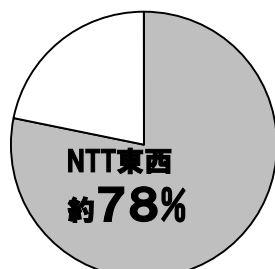


[DSL]

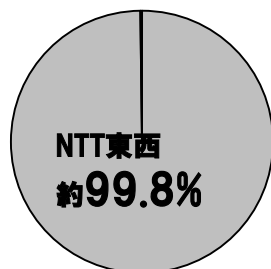


(2016年3月)

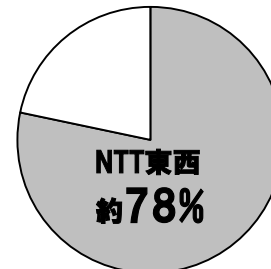
<参考:アクセス回線数シェア>



全回線



メタル回線



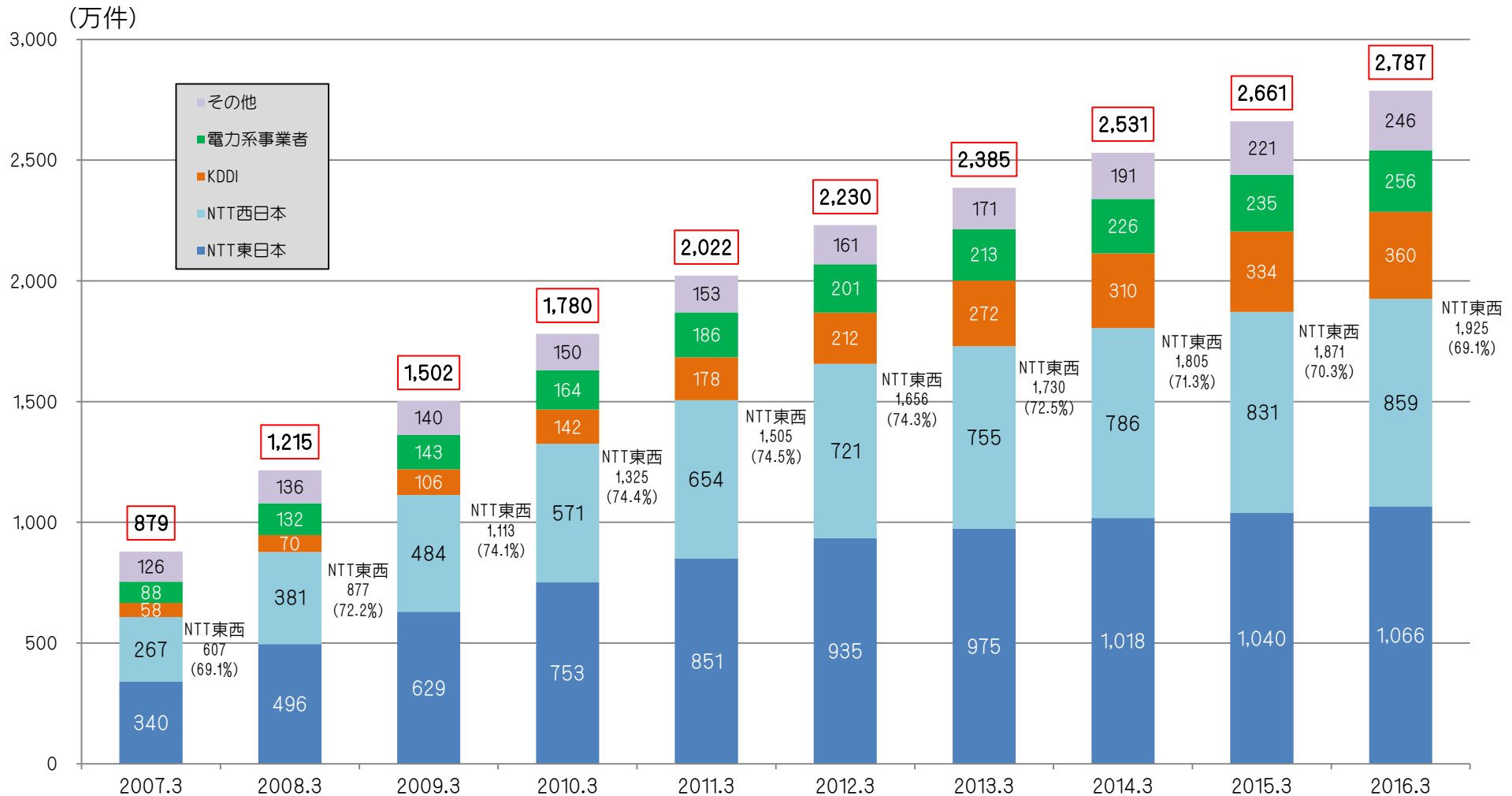
光ファイバ回線

(2016年3月)

※ 電気通信事業報告規則に基づく報告値をもとに作成。

FTTH市場におけるNTT東日本・西日本の契約数シェアの推移

- FTTHサービスの契約数は、近年、伸び率が鈍化しているものの、増加傾向。
- NTT東日本・西日本の契約数は、依然として7割程度のシェア。



※ KDDIのシェアには、沖縄セルラー(2007年度末以降)、JCN(2007年度末以降)、CTC(2008年度末以降)、OTNet(2009年度以降)及びJ:COMグループ(2013年度以降)が含まれる。

※ 電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網(2010年度まで)、東北インテリジェント通信(2009年度まで)、ケイ・オプティコム、九州通信ネットワーク、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン及びケイオプティ・サイバーポート(2010年度まで)が含まれる。

主なメタル電話サービスの基本料

- NTT東日本・西日本の加入電話の基本料は、住宅用1,700円、事務用2,500円(いずれも3級局の場合)。
- 他社の直収電話の基本料(住宅用)は1,300~1,500円程度であり、いずれもNTT東日本・西日本よりも低い水準。
- なお、KDDIの「メタルプラス」は、2013年6月に新規受付停止し、2016年6月30日をもってサービスを終了^{※1}。ジュピターテレコム(J:COM PHONE)は、2009年1月に新規受付停止し、2017年9月30日までに順次サービスを終了^{※2}することを発表。

※1 契約者は、KDDIのサービス「auひかり電話」「ホームプラス電話」「ケーブルプラス電話」や他事業者のサービスへ移行。

※2 契約者は、KDDIのサービス「J:COM PHONEプラス」等への移行が想定される。

			NTT東西				ソフトバンク (おとくライン)	ジュピター テレコム (J:COM PHONE)
			加入電話	加入電話 ライトプラン	ISDN			
					INSネット64	INSネット64 ライト		
施設設置負担金			36,000円	—	36,000円 (加入電話利用者は無料)	—	—	
月額基本料	住宅用	3級局	1,700円	1,950円	2,780円 (2ch)	3,030円 (2ch)	1,500円	1,330円
		2級局	1,550円 (1,600円)	1,800円 (1,850円)			1,350円	
		1級局	1,450円 (1,600円)	1,700円 (1,850円)				
	事務用	3級局	2,500円	2,750円	3,530円 (2ch)	3,780円 (2ch)	2,350円	1,950円
		2級局	2,350円 (2,400円)	2,600円 (2,650円)			2,200円	
		1級局	2,300円 (2,400円)	2,550円 (2,650円)			2,050円	

※1 各社HPの情報を基に作成(2016年8月1日現在)。金額はすべて税抜。

※2 級局は、NTT局舎に收容される加入者回線数により、3級:大規模局(40万契約以上)、2級:中規模局(40万~5万契約)、1級:小規模局(5万契約以下)に分かれる。

※3 括弧内はプッシュ回線用の場合の料金。

※4 ジュピターテレコムは、自己設置の同軸ケーブル(メタル)を利用してメタル電話サービスを提供している。

主なFTTHサービスの基本料

○ 主なFTTHサービス※の基本料は下表のとおり。

※ 各社の個人・戸建て向けの一般的なサービス(長期契約による料金割引については反映)を抽出。

主な提供事業者	サービス名	月額基本料金(例)※2
NTT東日本	フレッツ光ネクスト (ファミリー・ギガラインタイプ にねん割、ギガ推し！割引適用の場合)	5,200円～ (4,700円+プロバイダ料金(500円～))
NTT西日本	フレッツ光ネクスト (ファミリー・スーパー・ハイスピードタイプ準 Web光もっと2割適用の場合)	4,310円～ (3,810円+プロバイダ料金(500円～))
KDDI	auひかり (ホーム ずっとギガ得プラン適用、au one netで口座振替・クレジットカード割引の場合)	5,100円
ケイ・オプティコム	eo光 (1ギガコース スーパースタート割適用の場合)	2,953円
九州通信ネットワーク	BBIQ (ギガコース・つづけて割ビッグ(5年契約)の場合)	4,700円
STNet	ピカラ光ねっと (ホームタイプ ずっと割ステップコース5(5年契約)適用の場合)	4,500円
エネルギー・コミュニケーションズ	メガ・エッグ光ネット (ギガ王 3年契約プラン ファミリーコース 今カラ割・今カラ割+適用の場合)	4,500円
TOKAIケーブルネットワーク	ひかりdeネット (ギガ速スタート割引、新約束割引ダブル適用の場合)	5,300円

※1 各社HPの情報を基に作成(2016年8月1日現在)。金額はすべて税抜。

※2 特に記載がない限り、戸建て向け・ISP一体・長期契約割引適用の場合における利用開始1年目の月額料金。ただし、モバイル等他サービスへの加入を条件とする割引、学割等の特定の属性のユーザのみを対象とする割引、ポイント付与による実質負担額の割引等は含まない。

- 0AB～J IP電話は、ブロードバンドの加入を前提としたオプションサービスとして提供されることが多いが、その場合の**基本料は500円程度**(これとは別にFTTHの基本料金が発生)。

販売方法	主な提供事業者	月額基本料金(例)	備考
ブロードバンドの オプションサービス※2	NTT東日本・西日本	500円	フレッツ光又は光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービスへの加入が必須
	ソフトバンク	467円	ソフトバンク光又はYahoo!BB光withフレッツ/フレッツコースへの加入が必須
	KDDI	500円	auひかりネットサービスへの加入が必須
	ケイ・オプティコム	286円※3	eo光ネットへの加入が必須
	九州通信ネットワーク	500円	BBIQ光インターネットへの加入が必須
	STNet	500円※4	ピカラ光ねっとへの加入が必須
	エネルギー・コミュニケーションズ	500円※5	メガ・エッグ光ネットへの加入が必須
	TOKAIケーブルネットワーク	500円	ひかりdeネット等への加入が必須

※1 各社HPの情報を基に作成(2016年8月1日現在)。金額はすべて税抜。

※2 その他、ケーブルテレビ電話(0AB～J IP電話)については、ブロードバンドに加入しなくても、単体で申込みが可能で、ソフトバンク、KDDI、ジュビターテレコムが月額 基本料金 1,300円程度で提供している。

※3 光電話アダプタレンタル料

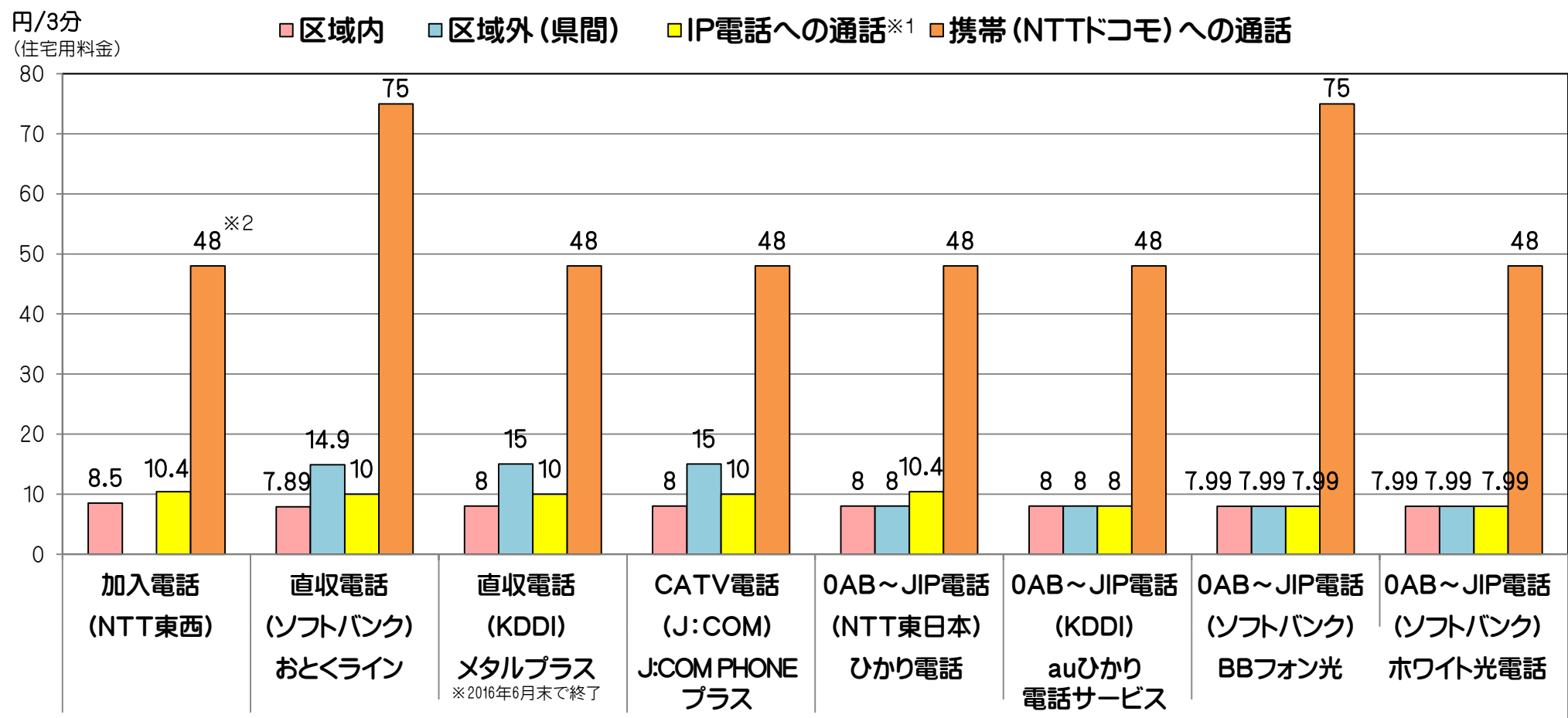
※4 番号利用料及び光電話アダプタレンタル料の合計

※5 光電話ルータ(無線の場合)のレンタル料

主な固定電話サービスの通話料

○ 通話料は、**距離区分** (区域内・区域外等) **及び着信先** (メタル電話・IP電話・携帯電話等) に応じて設定。

○ ただし、**0AB～JIP電話発の通話** (固定電話着信) では、**国内の距離区分は設けられておらず、通話料は一律。**



※1 050番号のIP電話への通話の場合の料金
 ※2 中継事業者にNTT東日本を選択した場合の料金

メタル電話発信の通話料(距離別)

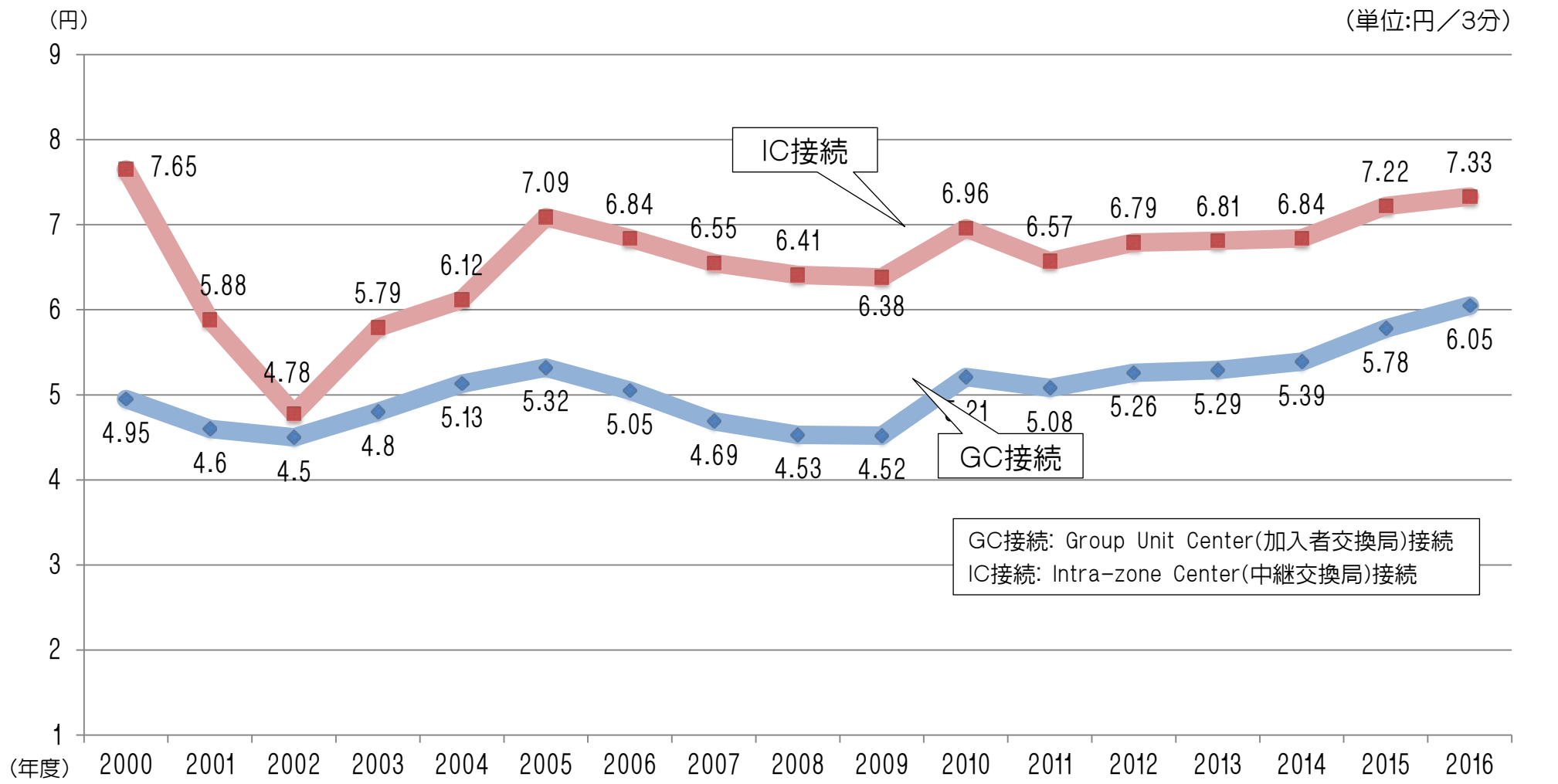
- NTT東日本・西日本の加入電話発(メタル電話着信)の通話料は、区域内8.5円(3分)、区域外は距離に応じて20円～80円(3分)と距離別の料金体系となっている。
- 競争事業者が提供する直収電話等では、距離を問わない一律料金や、県内・県外の区分のみの料金なども設定。

		区域内 (市内)	区域外					
			隣接～ 20km	20km～ 30km	30km～ 60km	60km～ 100km	100km～	
NTT (NTT東西/NTTコミュニケーションズ)	県内	8.5	20	30		40		
	県間		20	30	40	60	80	
NTTコミュニケーションズ	プラチナライン	県内	7.5*					
	県間		14.5*					
KDDI	マイライン	県内	8.5	20	30		40	
		県間		20	30	40	60	80
	メタルプラス (直収電話)	県内	8					
		県間		15				
ソフトバンク	マイライン	県内	8.5	20	30		40	
		県間		20	30	40	60	80
	おとくライン (直収電話)	県内	8.5	20	30		40	
		県間		20	30	40	60	80
		一律	7.9	14.9				
楽天コミュニケーションズ	マイライン	一律	20					

※ NTTコミュニケーションズの料金は2分当たりの単位設定

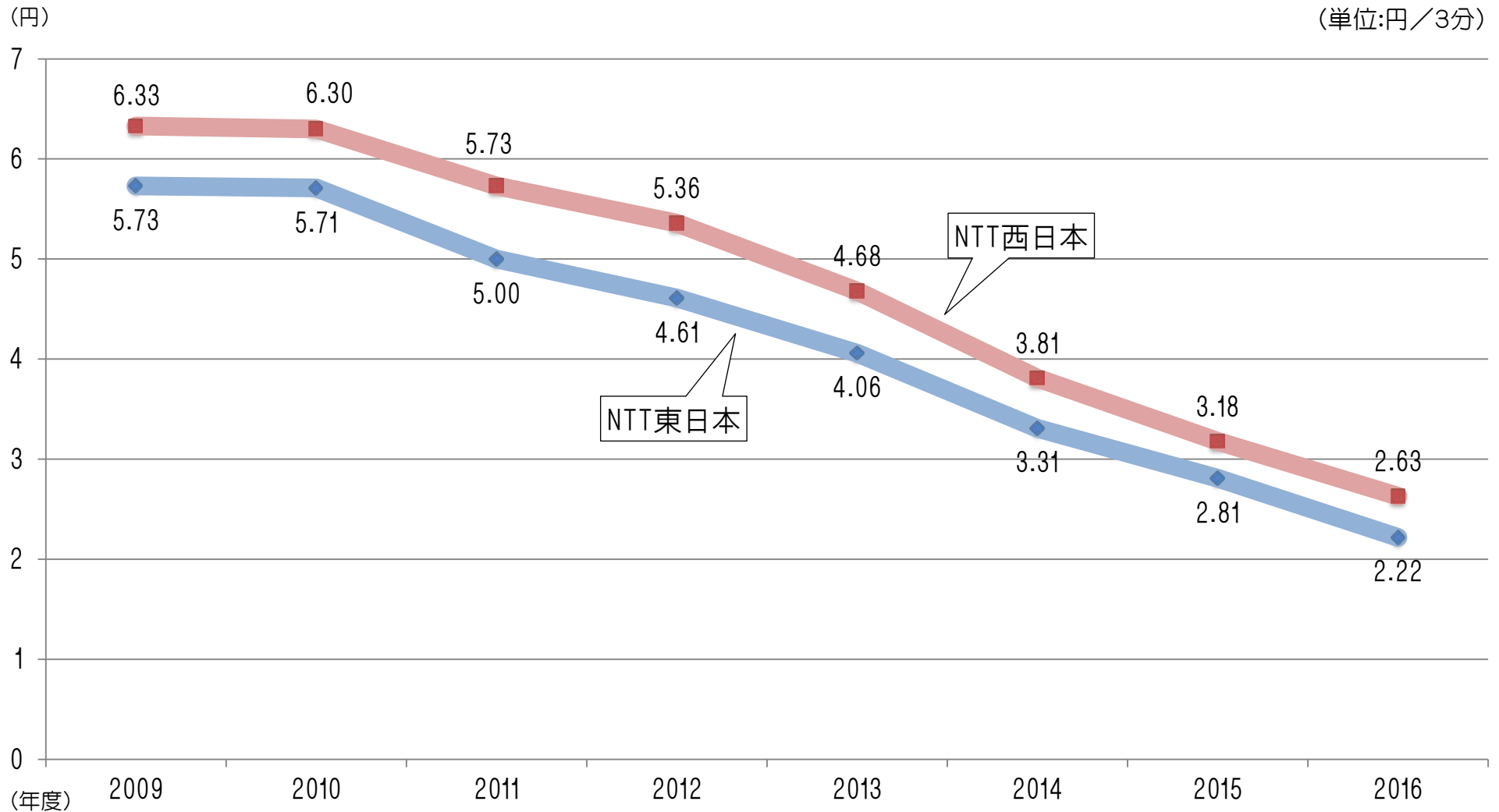
固定電話網 (PSTN) の接続料の推移

- 固定電話網 (PSTN) の接続料 (GC接続※¹、IC接続※²) については、2000年度よりLRIC方式※³にて算定。
 - 音声トラフィックの減少を背景に、2012年度以降、固定電話網 (PSTN) の接続料は上昇傾向。
- ※¹ GC接続:接続事業者がNTT東日本・西日本のネットワークと加入者交換局(GC:Group Unit Center)で接続すること。
 ※² IC接続:接続事業者がNTT東日本・西日本のネットワークと中継交換局(IC:Intra-zone Center) (加入者交換局から回線を集約し他局に中継している局)で接続すること。
 ※³ LRIC(Long Run Incremental Cost)方式(長期増分費用方式):需要に応じたネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合の年間コスト(接続料原価)を算出し、当該コストに基づいて接続料を算定する方式。



NGNの接続料 (IGS接続料) の推移

○ **NGNの接続料 (IGS接続料)** は、将来原価方式による算定が開始された2009年度以降、**継続して低下しており**、近年は**固定電話網 (PSTN) の接続料を下回る状況**が続いている。

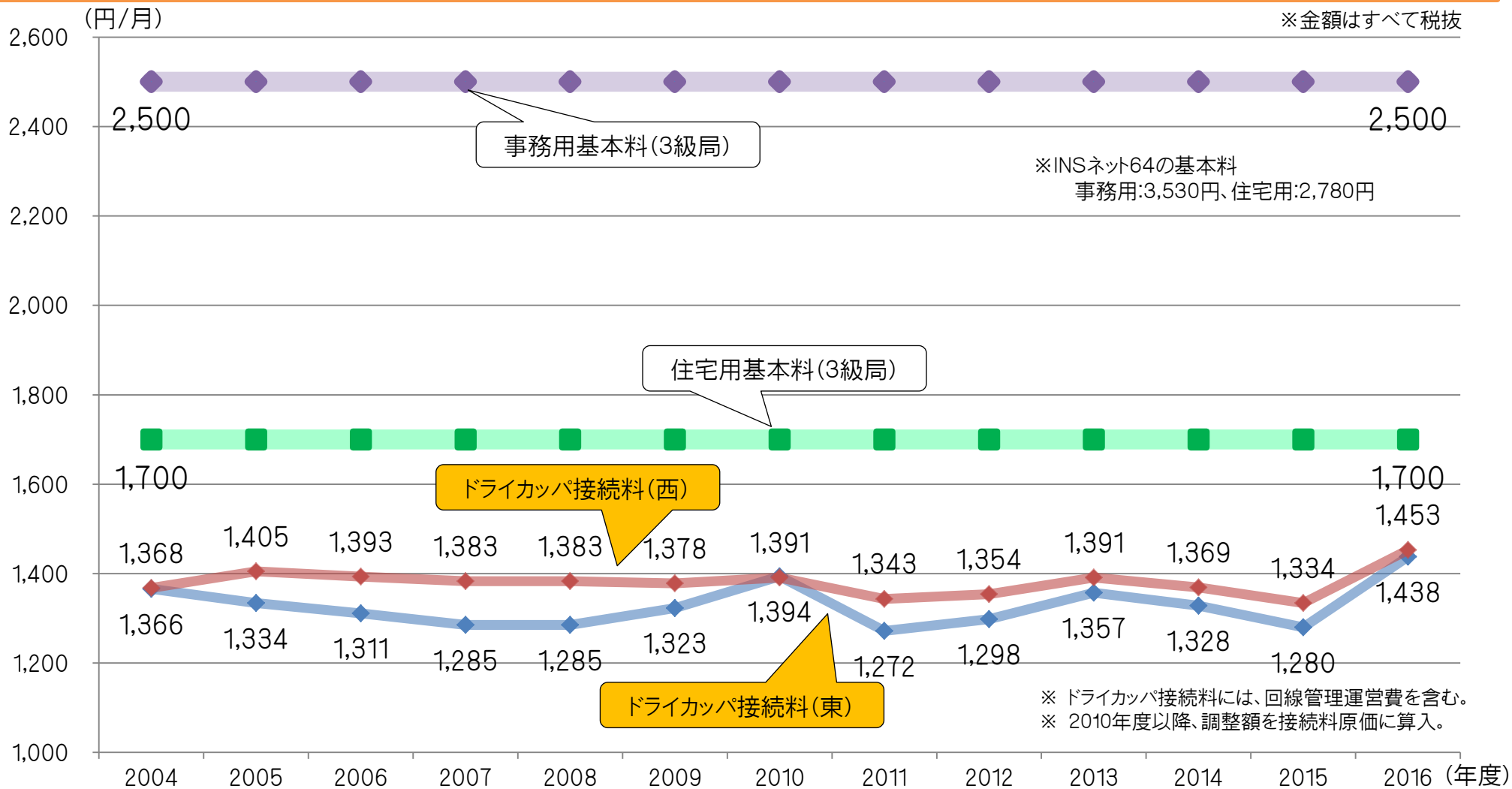


加入電話の基本料とドライカッパ接続料の推移

○ 加入電話の基本料は、住宅用1,700円(3級局)・事務用2,500円(3級局)、ISDNの基本料は住宅用2,780円・事務用3,530円であるところ、ドライカッパ接続料(メタルアクセス回線の接続料)は需要の減少は続いているが、1,400円前後の水準で推移。

※ 2014年度及び2015年度接続料は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(2013年5月)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線の施設保全費等の配賦方法の見直しが行われた影響により低減。

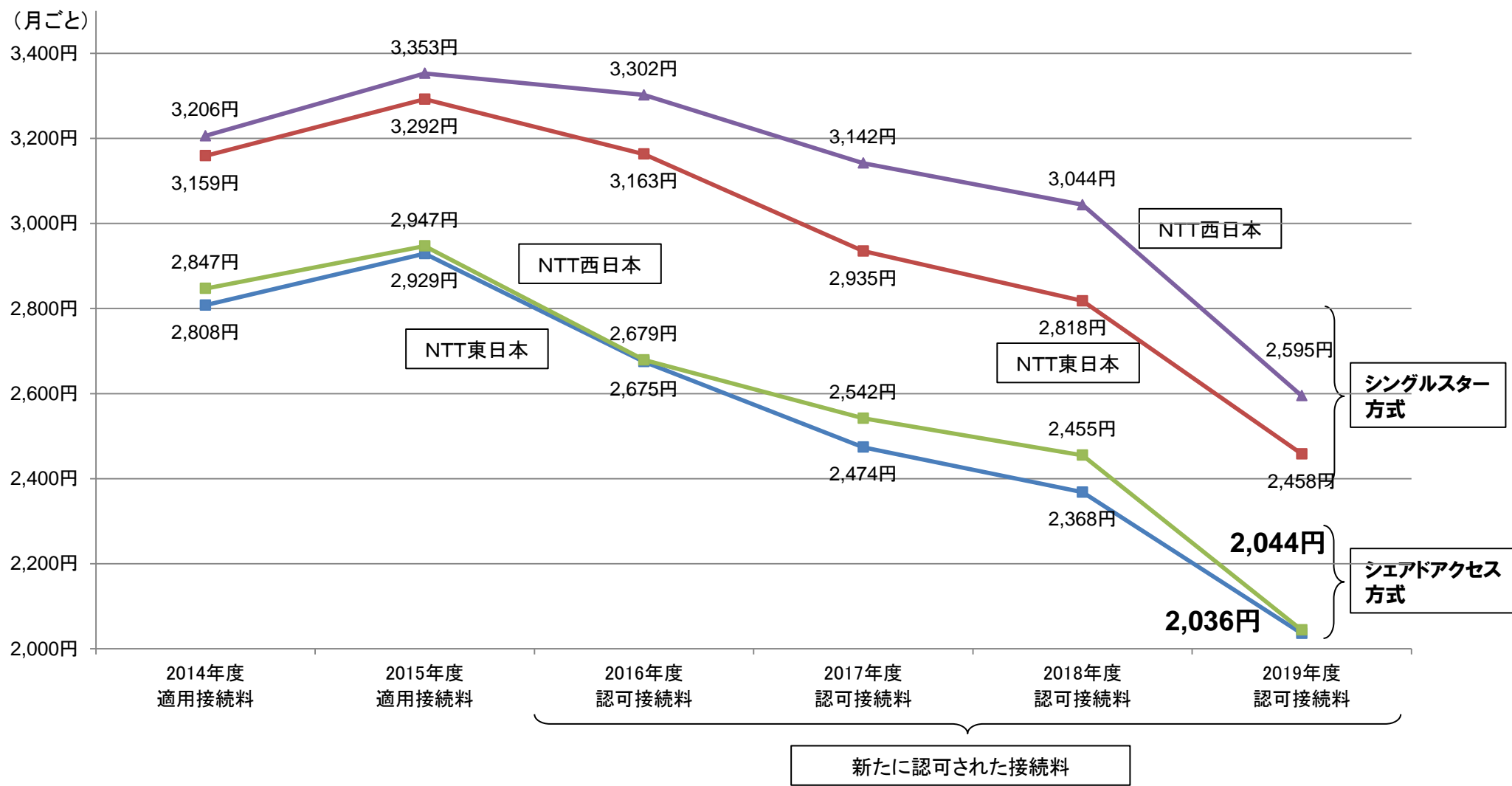
※ 2016年度接続料については、需要の減少、自己資本利益率の上昇による報酬額の増加、及び調整額の影響により、上昇。



加入光ファイバの接続料の推移

○ 加入光ファイバに係る接続料は、NTT東日本・西日本とも、2016年度から2019年度にかけて低減。

○ うち、シェアドアクセス方式に係る2019年度の主端末回線の接続料は、NTT東日本においては2,036円、NTT西日本においては2,044円となり、更なる低廉化を実現。



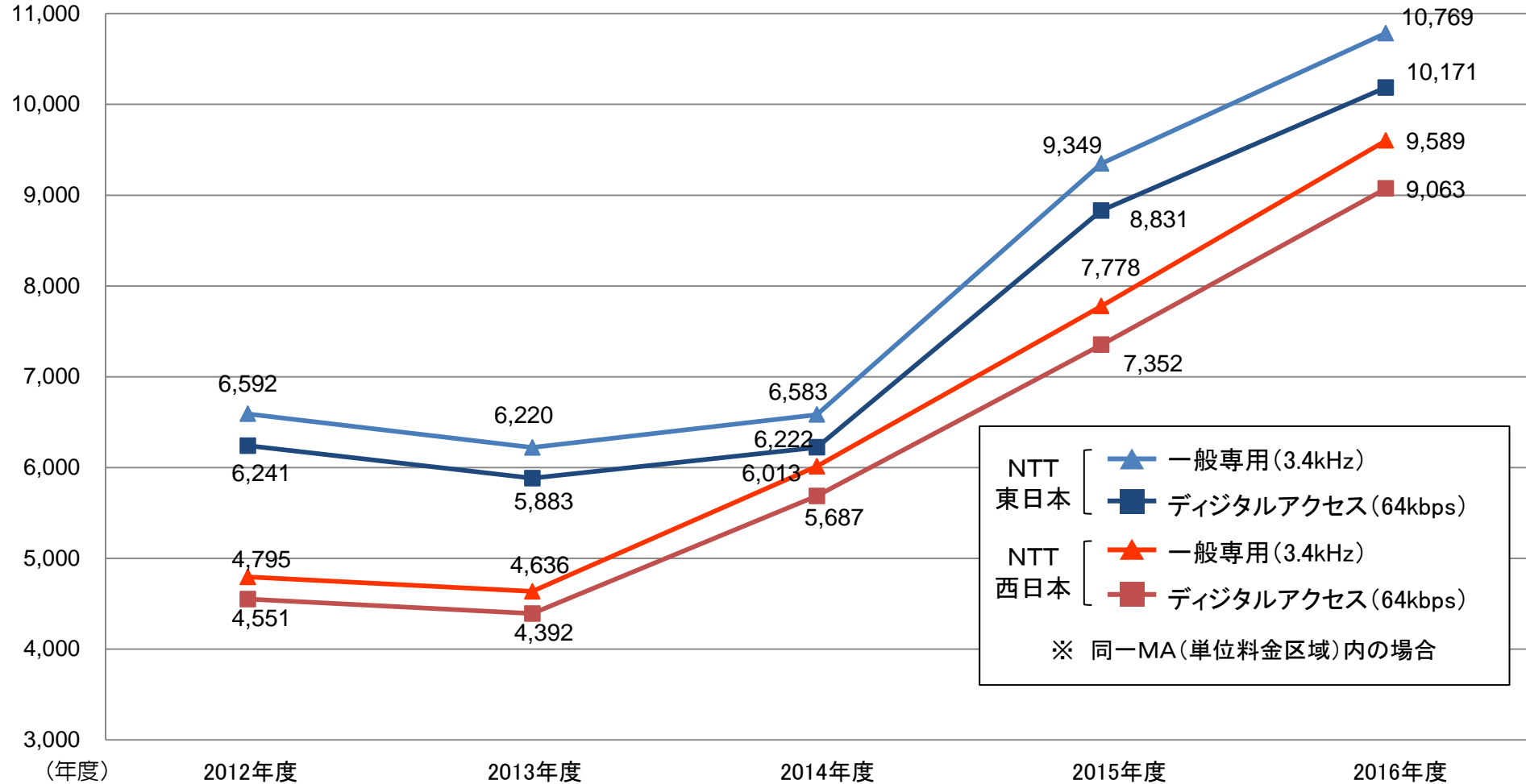
メタル回線を用いた専用線に係る接続料の推移

○ 「一般専用^{※1}」及び「デジタルアクセス(64kbps)^{※2}」に係る専用線(通信路設定伝送機能)の接続料は、2013年度から上昇傾向にある。

※1 一般専用：ユーザが指定する地点間を直通回線で結ぶ専用サービス。通話用の他、交通信号システム等に利用。
※2 デジタルアクセス：エコミータイプのデジタル専用線サービス。64kbps/128kbps/1.5Mbps/6Mbpsの4つの品目がある、金融機関・コンビニATM回線等に利用。(下図は64kbps)

○ 情報通信行政・郵政行政審議会答申(2016年3月)を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対して、需要に係る情報に加えて、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報の開示や接続事業者の予見性を高める方策の検討を要請した。

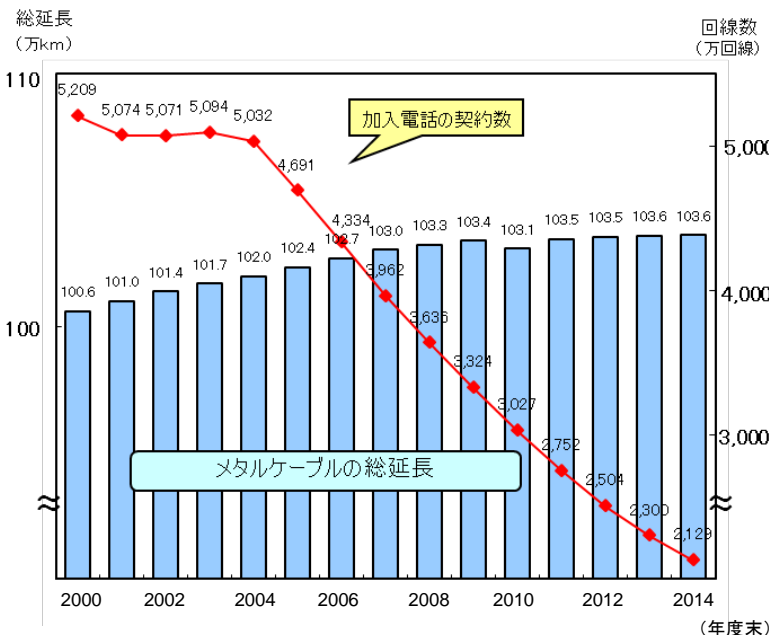
(円/回線・月)



メタルケーブルの総延長・投資額・芯線使用率の推移

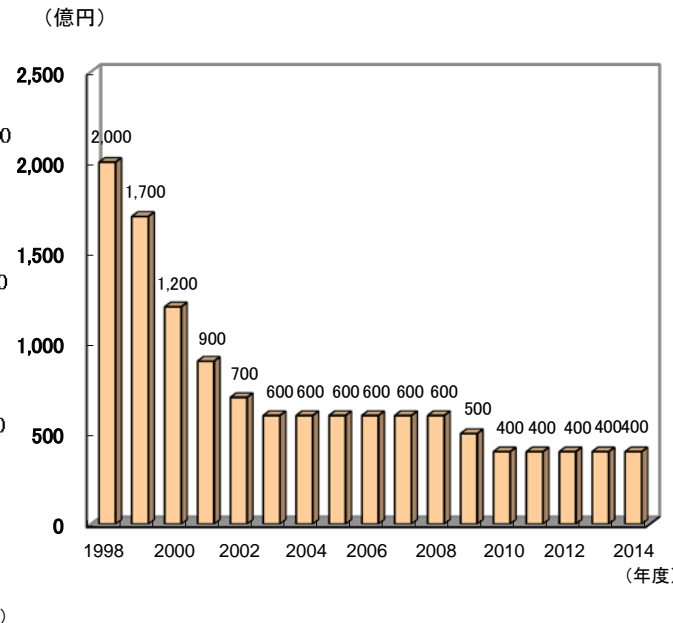
- 加入電話の契約数が減少傾向。他方で、メタルケーブルについては、利用芯線が一部に残る場合にケーブル単位でまとめて撤去できないこと、宅地開発等による新規敷設の必要があることから、その総延長は微増傾向となっている。
- NTT東日本・西日本によるメタルケーブルへの投資額は、近年抑制されているものの、毎年400億円程度の投資が続いており、その大半は維持管理、移転に伴うもの。
- メタルケーブルの芯線使用率は減少傾向であり、2014年度末で25.2%。

加入系メタルケーブル総延長 及び加入電話契約数の推移



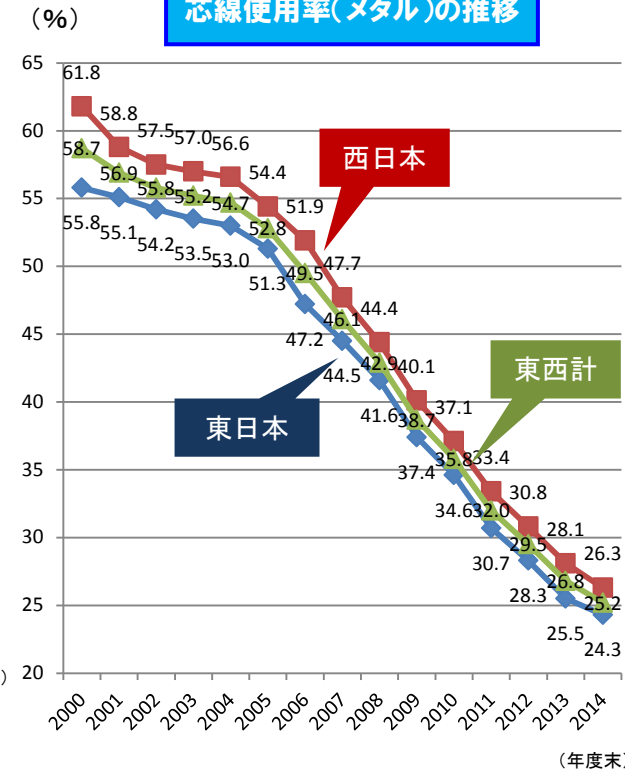
※ 基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告資料より。

加入系メタルケーブル 投資額の推移



※ 基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告資料より。

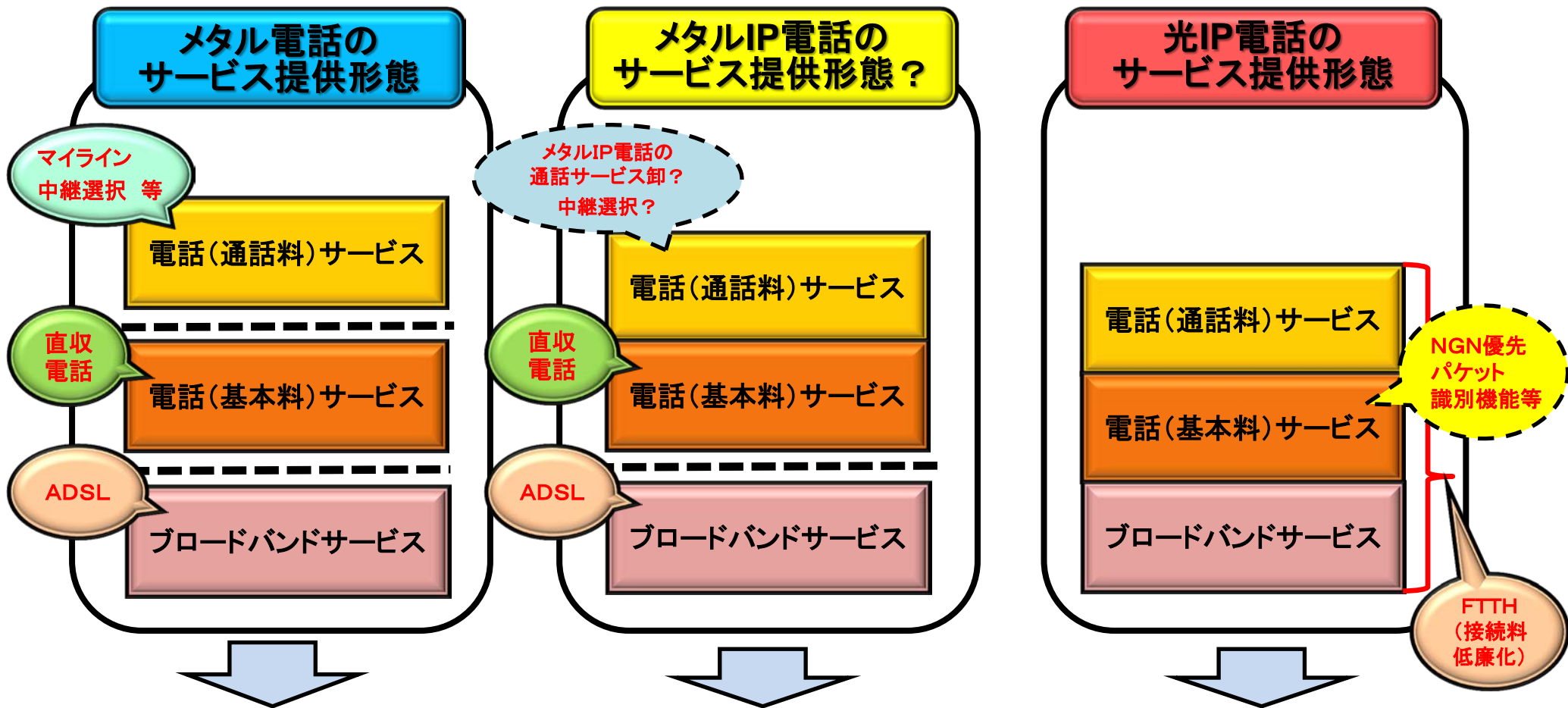
芯線使用率(メタル)の推移



(年度末)

基本的な考え方

メタル電話、メタルIP電話、光IP電話のサービス提供形態と競争環境 (概念図)

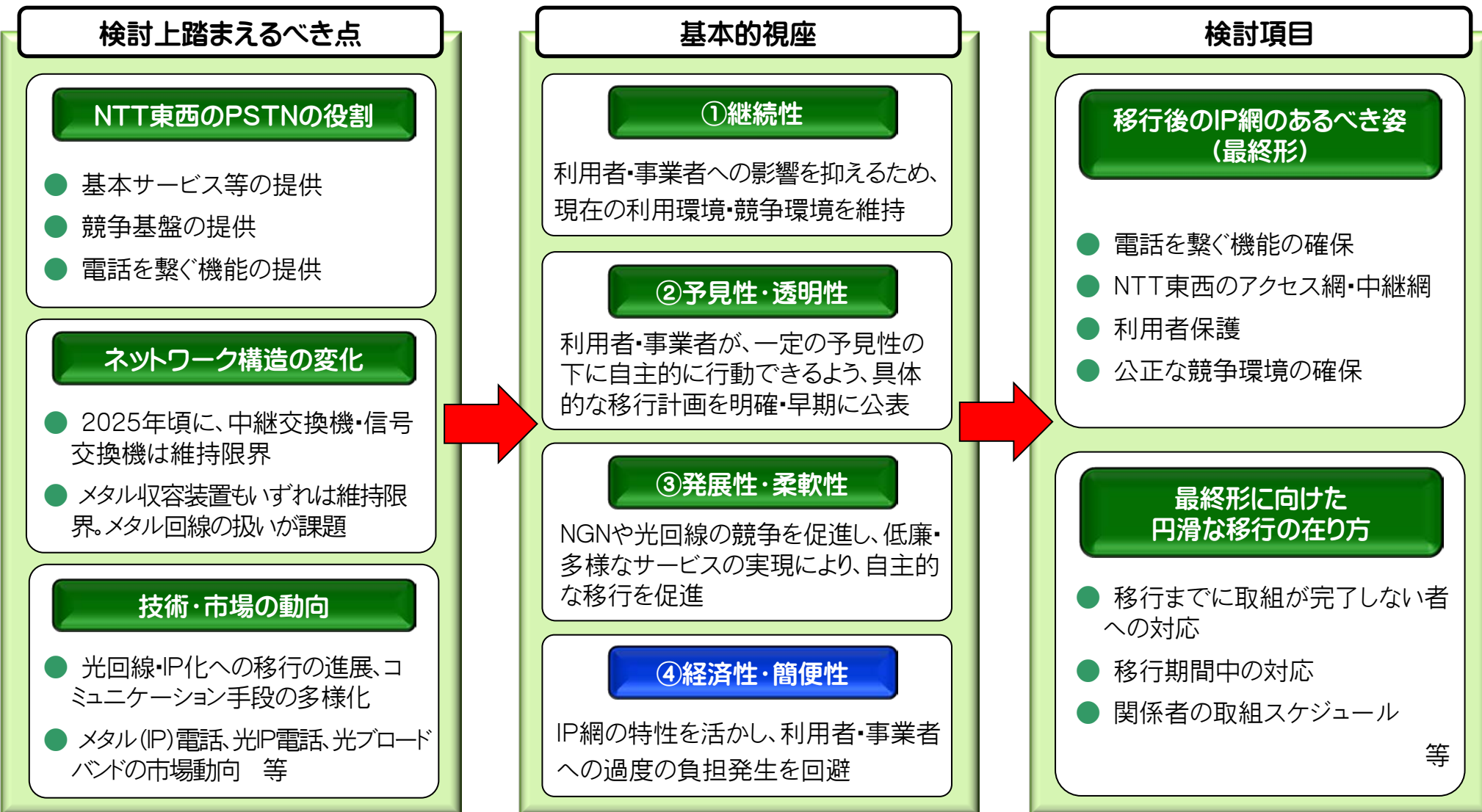


各種競争環境の整備により、電話(通話料・基本料)やブロードバンドサービスを個別に提供することが可能

各種競争環境に加え、今後メタルIP電話の通話サービス卸が提供された場合、電話(通話料・基本料)とブロードバンドサービスを個別に提供することが可能？

電話とブロードバンドサービスは**一体での提供**
 (今後NGN優先パケット識別機能等がアンバンドルされると、フレッツ光契約を前提として競争事業者が電話(通話料・基本料)サービスを個別に提供することが可能となる)

○ 本委員会においては、「NTT東西のPSTNの役割」、「ネットワーク構造の変化」、「技術・市場の動向」等を踏まえつつ、2011年の情通審答申※で示された「継続性」「予見性・透明性」「発展性・柔軟性」に「経済性・簡便性」を加えた4つの基本的視座に基づき、検討を進めてきた。 ※ 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(2011年12月)



**固定電話サービスの信頼性・品質、
提供エリア、料金水準の確保**

事業用電気通信設備に係る技術基準の概要

- 事業用電気通信設備が満たすべき技術基準は、**事業用電気通信設備規則**において詳細を規定。
- 技術基準は、**電気通信役務の内容**に応じて規定。

	損壊・故障対策	品質基準	通信の秘密 他者設備の損傷防止 責任の分界
アナログ 電話用設備	<ul style="list-style-type: none"> ○予備機器 ○停電対策 ○大規模災害対策 ○異常輻輳対策 ○防護措置 等 	高い品質基準	[通信の秘密] <ul style="list-style-type: none"> ○通信内容の秘匿措置 ○蓄積情報保護 [他者設備の損傷防止] <ul style="list-style-type: none"> ○損傷防止 ○機能障害の防止 ○漏えい対策 ○保安装置 ○異常ふくそう対策 [責任の分界] <ul style="list-style-type: none"> ○分界点 ○機能確認
総合デジタル 電話用設備			
OAB-J IP 電話用設備			
携帯電話用設備 及びPHS用設備		自主基準 ^{※2}	
その他の音声伝 送役務の提供の 用に供する設備	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害対策 ○異常輻輳対策 ○防護措置 等 	最低限の品質基準	
上記以外の設備 ^{※1}		規定なし	

※1 データ伝送役務の提供の用に供する設備等が該当 (NTT東日本・西日本が提供するINSネット (ISDNデジタル通信モード) 及びひかり電話データコネクタ用の設備も本分類に該当)。

※2 携帯電話については、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受けることを考慮し、基準を一律に定めるのではなく、自主基準としている。

損壊・故障対策に係る規定の詳細

- 事業用電気通信設備規則において、電気通信役務の提供に著しい支障が及ぼされないよう、**事業用電気通信設備に係る損壊・故障対策を規定。**
- **電話用設備に対して、それ以外の設備と比較してより多くの損壊・故障対策を講じることを義務付け。**

規定内容(※1)			電話用設備(※2)	電話用設備以外の設備
予備機器	交換設備(通信路の設定に直接関係)の予備機器の設置義務等	4条1項	○	—
	伝送路設備(端末系を除く)の予備回線の設置義務	4条2項		
	交換設備相互間の伝送路の複数経路の設置義務	4条4項		
停電対策	自家用発電機又は蓄電池の設置義務(交換機は、両方設置要)	11条1項	○	—
	自家用発電機等用の燃料の十分な備蓄・補給手段確保の努力義務	11条2項		
	上記2点について電力供給の長時間停止を考慮した措置義務(都道府県庁等に係る端末系伝送路と交換設備)	11条3項		
試験機器の配備義務、建築物等の防護措置		7条1項、15条	○	—
大規模災害対策	ループ上のネットワークを横断する伝送路設備の設置努力義務	15条の3-1号	○	—
	都道府県庁等の通信確保に使用される基地局と交換設備間の伝送路設備について、複数経路による予備回線の設置努力義務	15条の3-2号		—
	自治体の防災計画やハザードマップを考慮した措置努力義務	15条の3-5号		—
	サービス制御・認証等を行う設備の複数地域への分散設置努力義務	15条の3-3号		○
	複数経路で伝送路設備を設置する際の離隔設置努力義務	15条の3-4号		○
異常輻輳対策等	交換設備における異常輻輳の検出・通信規制機能の保有義務	8条	○	○
	バーストレックの発生防止・抑制措置又は十分な量の設備設置義務	8条の2-1項	○	—
	制御信号増加による設備の負荷軽減措置又は十分な量の設備設置義務	8条の2-2項	(※3)	—
故障(電源停止、共通制御機器の動作停止等)の検出・通知機能の具備義務		5条	○	○
設備の防護措置、応急復旧機材の配備義務、誘導対策、屋外設備の防護措置、耐震対策(設備の床への緊結等)、防火対策(自動火災報知器・消火設備の設置等)		6条、7条2項、9条、12条、14条、13条	○	○

※1 表中の条番号は事業用電気通信設備規則の条文を表す。

※2 アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、OAB～J IP電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備に限る。

※3 携帯電話用設備及びPHS用設備に限る。

品質基準（音声品質等）に係る規定の詳細

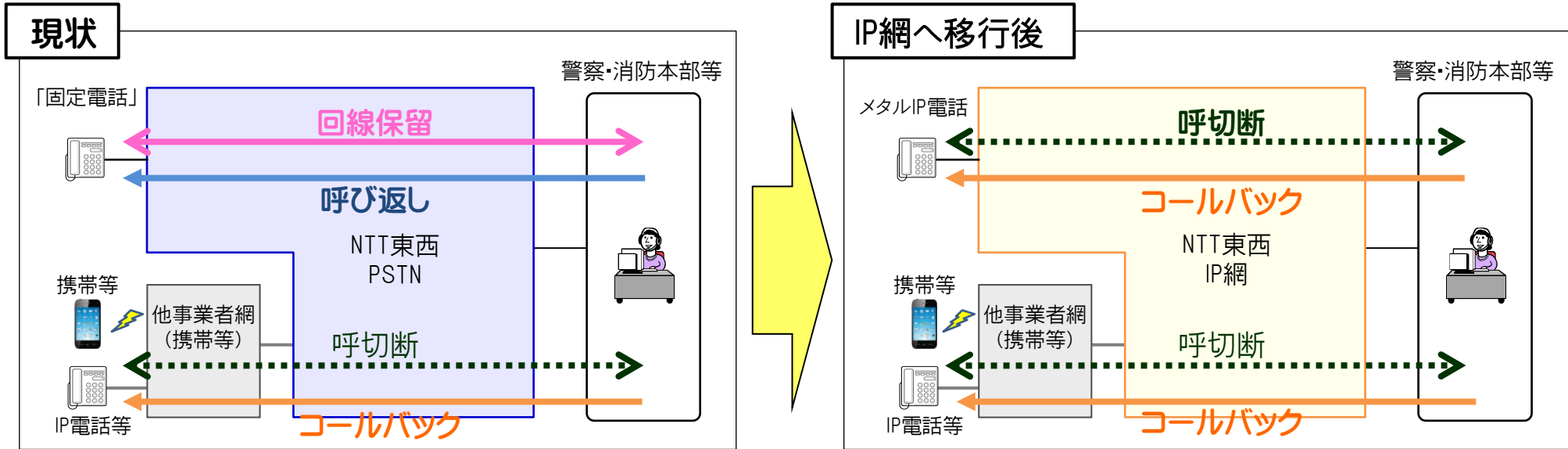
- 事業用電気通信設備規則において、各電話用設備に対し、それぞれの特性に応じて音声品質等の要件を規定。
- 0AB-J IP電話用設備については、アナログ電話用設備と同等の音声品質等の確保を義務付け。

規定内容(※1)		アナログ電話（メタル電話）	総合デジタル通信	0AB-J IP電話（光IP電話）	携帯電話及びPHS	その他の音声伝送役務
接続品質	呼の疎通しやすさに係る品質	第35条(第35条の5、第35条の10、第35条の19、第36条の4で準用。) ・呼損率0.15以下 ・接続遅延30秒以下				
通話品質	呼を疎通する端末設備－局舎間での音量の減衰に係る品質	第34条 ・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下	第35条の4 ・送話ラウドネス定格 11dB以下 ・受話ラウドネス定格 5dB以下	－	第35条の18 ・基準を自ら定め維持 (VoLTE、050IP除く)	
総合品質	呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質	－	－	第35条の11 ・平均遅延150ミリ秒未満	第35条の19の2 ・基準を自ら定め維持 (VoLTEのみ)	第36条の5 ・R値50超 ・平均遅延400ミリ秒未満 (050IPのみ)
ネットワーク品質	呼を疎通するIPネットワーク部分に係る品質	－	－	第35条の12 ・UNI－UNI間: 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI－NNI間: 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満	－	－
安定品質	呼の疎通の安定性に係る品質	－	－	第35条の13 アナログ電話と同等の安定性	－	－
基本機能	呼に係る基本的な機能	－ (※2)	－ (※2)	第35条の9 ・ファクシミリによる送受信が正常に行えること	－	－

※1 表中の条番号は事業用電気通信設備規則の条文を表す。

※2 技術基準は規定していないが、ファクシミリによる送受信は可能。

○ 移行後のIP網においては、緊急通報に係る回線保留機能及び呼び返し機能を具備させず、IP電話や携帯電話と同様のコールバック方式による対応に統一するとの考えがNTTにより示されている。



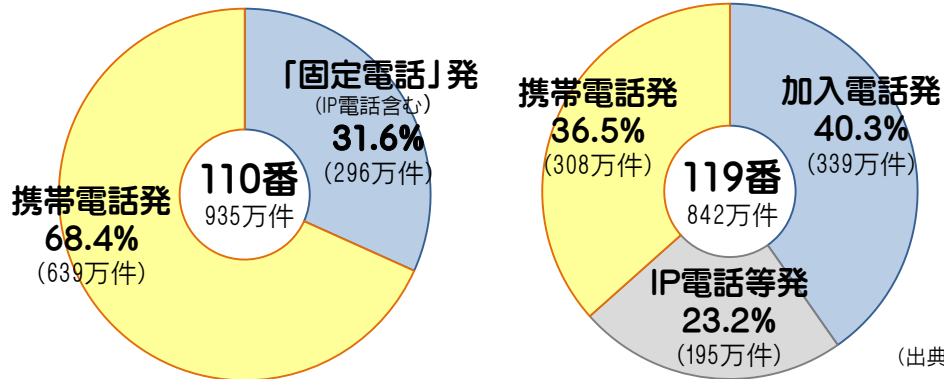
回線保留:

通報者が受話器を下ろしても、緊急機関側が切断しない限り接続状態が維持される。その間、通報者は他に電話できない。

呼び返し:

回線保留状態で通報者が受話器を下ろしている時に、緊急機関側から呼び鈴(通常の呼び出し時とは異なるもの)を鳴らすことができる。

(参考) 緊急通報の状況(2014年)



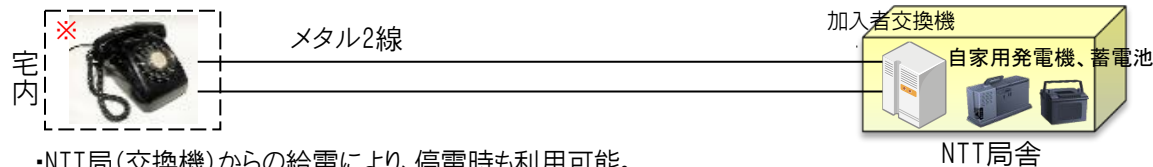
(出典) 警察庁「平成27年版 警察白書」、消防庁「平成27年版 消防白書」

局給電機能について

- PSTNを利用する固定端末では、通信に必要な電力がNTTのアクセス回線を通じてネットワーク側から供給される(局給電)ため、停電時も通話は可能(ただし、局給電に電話機が対応している必要がある)。一方、NGNで光アクセスを利用する固定端末では、局給電ができないため、停電時に通話を行うためには事業者が提供する予備バッテリー等が必要。

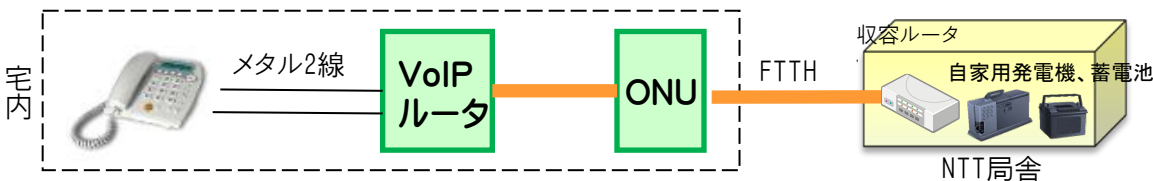
現在の給電の状況

1. アナログ電話用設備: 局給電あり(事業用電気通信設備規則第27条)



- ・NTT局(交換機)からの給電により、停電時も利用可能。
- ※ FAX機と一体である電話機等、電話機によっては外部電源を必要とし、停電時に発着信不能となる電話機も存在。

2. ひかり電話用設備: 局給電なし(事業用電気通信設備規則の規定なし)



- ・停電時は利用不可。
- ・停電対策として右記の方法で対処。

※ メタルIP電話用設備では、局給電機能は維持される。

ひかり電話端末機器の停電対策例

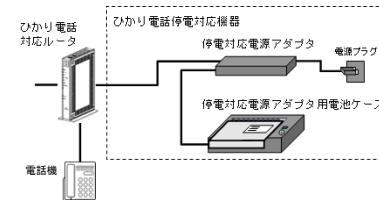
☞ ひかり電話停電対応機器 「光モバイルバッテリー」(NTT東日本、NTT西日本)

- 価格: 8,640円(税込)
- 給電時間: 約120分



☞ ひかり電話停電対応機器 「停電対応電源アダプタ及び停電対応電源アダプタ用電池ケース」(NTT東日本)

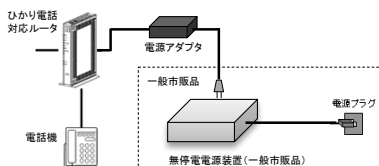
- 価格: 月額540円(税込)
- 給電時間: 約20分



☞ 無停電電源装置(一般市販品)

[例]

- 価格: 実売約16,000円(税込)
- 給電時間: 約300分(推定)



- 災害等による停電時における緊急通報の確保は、従来、局給電(ネットワークを通じた給電)の仕組みに大きく依存していたが、IP網では基本的に局給電の仕組みが存在しない状況。
- AT&Tが2020年末までにIP網への移行を完了させる予定であることを受け、FCCは、2015年8月に、IP網において利用者側設備のバックアップ用電源の利用促進を図る規則を定めた「緊急通報確保命令」を公表。
- IP網への円滑な移行を図る観点からは、停電時における緊急通報の利用可能性をIP網でも確保することが必要となるため、緊急通報確保命令では、一定の電気通信事業者に対し、利用者側設備におけるバックアップ用電源の利用を促進する措置を義務付けることとした。

規律の対象事業者

住宅用の固定系音声役務であって、局給電されない役務を提供する電気通信事業者

規律の内容

2025年9月1日までの時限的な措置として、以下の三点が義務付け。

- ① 契約時において、利用者の任意及び費用負担の下で、停電時に緊急通報へのアクセスを少なくとも8時間確保するためのバックアップ用電源の利用の選択肢を利用者に提供すること(8時間義務)
- ② 上記①では支障を来しうる場合に備え、(①の施行後)3年以内に、停電時に緊急通報へのアクセスを24時間確保するためのバックアップ用電源の利用の選択肢を利用者に提供すること(24時間義務)
- ③ 新規契約時に加え、全利用者に対し、毎年、複数日に及び長時間の停電時に、利用者が電源の供給をどのように受けられるかを説明すること(電源供給説明義務)
(具体的な説明事項としては、1)少なくともバックアップ用電源が一つは購入・利用可能であること、2)バックアップ用電源の有無に伴う役務利用の制限の実態等、3)バックアップ用電源の購入・更改に関する情報(費用を含む)、4)バックアップ用電源の予定持続時間 等)

電源供給に関する説明の具体例

- ベライゾン：FCC規則で定められた説明事項(※)を毎年の請求書に同封。
 - AT&T
 - Century Link
- ：調査時点では未実施であるが、FCC規則で定められた説明事項(※)の請求書への同封、電子メールやウェブページでの周知等を実施予定。
(聞き取りをもとに作成)

(※)FCC規則で定められた説明事項

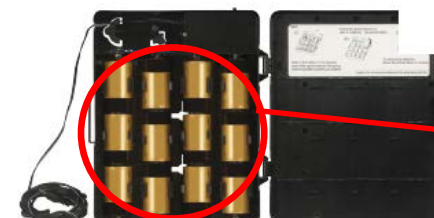
- ① 少なくともバックアップ用電源が一つは購入・利用可能であること
- ② バックアップ用電源の有無に伴う役務利用の制限の実態等
- ③ バックアップ用電源の購入・更改に関する情報(費用を含む)
- ④ バックアップ用電源の予定持続時間 等

バッテリーの経年劣化への対応

例えばベライゾンは、乾電池を使ったバックアップ用電源を用意。これは電源ボックスだけベライゾンが用意し、中の乾電池は利用者が各自で用意するもの。
右記の写真のモデルの場合、単1アルカリ乾電池を12個使用し、最大20時間の電源供給が可能。



電源ボックスの外観



電源ボックスの内部(乾電池収納部)

単1アルカリ
乾電池を12個使用

(出典)ベライゾンWebサイト

ユニバーサルサービスの概要

- ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)は、電気通信事業法第7条において「**国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務**」として定義。
- 国民生活や社会経済活動において利用できない場合に著しく支障が生じる基礎的な通信手段として広く認識される電気通信役務について地域間格差なく利用できることを確保する必要があるものとして規定。
- 現在、「**アナログ電話^{※1}**」、「**第一種公衆電話**」、「**緊急通報**」が対象となっている。

基礎的電気通信役務の範囲

①アナログ電話^{※1}

- ・加入者回線
- ・離島特例通信

②第一種公衆電話

- ・市内通話
- ・離島特例通信

③緊急通報

- ・110,118,119に係るもの

※1 ①の提供事業者による加入電話相当の光IP電話(音声単独メニューのみ)も対象。
アナログ電話を提供する事業者は、アナログ電話かアナログ電話相当の光IP電話のどちらかを提供。

あまねく日本全国における①～③の提供の確保

補てんの考え方

次の基準を満たす事業者(NTT東日本・西日本)に対し、基金から①～③に係る赤字額の一部を補てん^{※2}。

- 基礎的電気通信役務収支表、接続約款の公表
- 業務区域の範囲の基準
 - ・アナログ電話：都道府県単位で提供可能世帯の割合が100%
 - ・第一種公衆電話：都道府県毎の設置台数の基準に適合

※2 アナログ電話相当の光IP電話の提供地域は、自治体IRU地域に限定されること等から、現時点では補てん対象としていない。

光IP電話単体で契約できるサービスの例

- 自治体が整備した光ファイバの設備を電気通信事業者が自治体から借り受け(自治体IRU)、補助金を活用し自治体エリア内でサービスを提供する等、**一定の条件下で、光IP電話単体サービスが提供**されている。
- また、新興住宅地等、メタルケーブルと光ケーブルを二重に敷設する場合よりも、光ケーブルのみを敷設して電話サービスを提供した方が経済合理的である場合に限り、光IP電話単体サービスが提供されている。

(各料金は光IP電話を単独で契約する場合の税別料金)

対象	電気通信事業者名	光IP電話サービス名	初期費用	基本料	固定電話向け通話料 ・区域設定		備考
自治体IRU 地域向け	東日本電信電話(株)	IP電話等サービス ^{注1}	9,400円	1,800円/月 ^{注2}	8円/3分	全国一律	一部自治体にて提供 (岩手県住田町の料金)
	西日本電信電話(株)	フレッツ・光マイタウン ファミリーライトタイプ ^{注1}	13,400円 ^{注3}	1,560円/月 ^{注4}	8円/3分	全国一律	一部自治体にて提供 (岡山県真庭市の料金)
	ソフトバンク(株)	BBフォン光シティ	3,000円	950円/月	7.99円/3分	全国一律	岡山県新見市・ 徳島県阿波市で提供
マンション向け	KDDI(株)	auひかり 電話サービス	30,000円 ^{注5}	1,500円/月 ^{注5・注6}	8円/3分	全国一律	
復興エリア、 新興住宅地等	東日本電信電話(株) 西日本電信電話(株)	光回線電話	11,100円	事務用: 2,500円/月 ^{注7} 住宅用: 1,700円/月	8円/3分	全国一律	

注1: インターネットには接続できないが、0AB～J-IP電話サービスとIP告知サービスが利用可能なFTTHサービス。

注2: 住田町の提供するテレビ放送サービス(基本料1,150円/月(税込))の加入が必須。

注3: NTT西日本に対し、真庭市がうち7,600円を負担。

注4: NTT西日本に対し、真庭市がうち200円/月を負担。また、真庭市の提供する市内無料電話(基本料500円/月(税込))の加入が必須。
料金請求書(明細)を郵送により送付する場合は500円/1回の追加料金が必要。

注5: 代表的な住居形態における料金

注6: 口座振替・クレジットカード払い割引適用後は1,400円/月

注7: 3級局の場合の料金。

- 競争事業者及びNTT東日本・西日本の具体的役務について、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務に該当するものを整理すると以下のとおり。
- NTT東日本・西日本の加入電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)については、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務の全てに該当すると整理されており、NTT東日本・西日本の加入電話(市内通話、県内市外通話等)については、指定電気通信役務、特定電気通信役務に該当すると整理されている。

全ての電気通信役務

競争事業者

競争事業者の

- ・ 電話(通話等)
- ・ FTTH
- ・ ADSL
- ・ ISDN電話
- ・ 専用サービス
- ・ IP電話(0AB~JIP電話^{※1}及び050IP電話)
 - ※1 基礎的電気通信役務に該当するものを除く。
- ・ 携帯電話、PHS、インターネット接続サービス 等

基礎的電気通信役務(契約約款届出対象役務)

(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務)

競争事業者の

- ・ 電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
- ・ 加入電話に相当する0AB~JIP電話(加入者回線アクセス、緊急通報)
 - (加入電話の提供者の0AB~J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

指定電気通信役務(保障契約約款の届出対象)

(一種指定事業者が、一種指定設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務)

NTT東西の

- ・ FTTH <フレッツ光>
- ・ 専用サービス <一般専用サービス 等>
- ・ 0AB~JIP電話 <ひかり電話>^{※2}
- ・ その他 <フレッツISDN 等>

※2 基礎的電気通信役務に該当するものを除く。

NTT東西の

- ・ その他 <フレッツADSL 等>

NTT東西の

- ・ 加入電話に相当する0AB~JIP電話(加入者回線アクセス、緊急通報)
 - (加入電話の提供者の0AB~J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

NTT東西の

- ・ 加入電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
- ・ 第一種公衆電話(市内通話、離島特例通話、緊急通報)

特定電気通信役務(プライスカップ規制の対象)

(指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

NTT東西の

- ・ 加入電話(市内通話、県内市外通話等)
- ・ ISDN電話(加入者回線アクセス、市内通信、県内市外通信等)
- ・ 公衆電話(基礎的電気通信役務以外)

NTT東日本・西日本

プライスカップ規制の概要

- 2000年10月から、NTT東日本・西日本の提供する指定電気通信役務のうち、**利用者の利益に及ぼす影響が大きく、国民生活・経済に必要不可欠なサービス**(加入電話、ISDN電話等)を特定電気通信役務とし、**プライスカップ規制を導入**。
- プライスカップ規制は、**料金水準の上限(基準料金指数)**を定めることにより、NTT東日本・西日本に**経営効率化努力のインセンティブ**を付与しつつ、**料金の低廉化を目的とし、基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要**。

1 プライスカップ規制の趣旨

- ・ 電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野(加入者回線設備を用いるもの)では、**NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移**してきた。
- ・ こうした状況に鑑み、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、**利用者の利益に及ぼす影響が大きく、国民生活・経済に必要不可欠なサービス(特定電気通信役務)に対し、料金水準の上限(基準料金指数)を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、2000年10月からプライスカップ規制を導入した**。

2 プライスカップ対象サービスの料金設定

- ・ NTT東日本・西日本の実際の料金指数が、種別ごとに、**基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能**。
- ・ **基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要**。

種別(バスケット)	主な具体的料金	料金指数の推移(左:実際料金指数※/右:基準料金指数)			
		2000年4月 (料金基準時)	2001年10月 (市内通話料値下)	2005年10月 (基本料・施設設置 負担金値下)	2016年10月 (現在)
音声伝送 バスケット	加入電話・ISDN電話(市内、県内市外通話料等) 公衆電話(通話料)、番号案内料 等	東:100.0/100.0 西:100.0/100.0	東: 92.9/95.5 西: 93.0/95.5	東: 85.9/92.7 西: 86.4/92.7	東: 86.7/94.6 西: 88.2/94.6
加入者回線 サブバスケット	加入電話・ISDN電話(基本料、施設設置負担金) 等	東:100.0/100.0 西:100.0/100.0	東:100.0/100.0 西:100.0/100.0	東:95.8/100.0 西:96.1/100.0	東:95.1/102.1 西:95.5/102.1

※実際の料金や供給量等に基づいて算定された料金指数

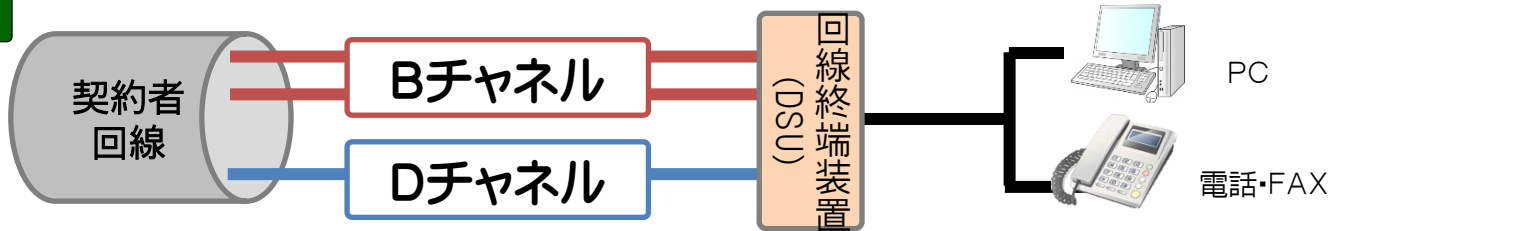
移行に伴い終了するサービス等 に関する利用者利益の保護

INSネット (デジタル通信モード) の提供状況

○ INSネットは、NTT東西が提供するISDNサービスであり、デジタル通信、通話、パケット通信*の3種のモードで通信が可能。このうち、終了が予定されているのはデジタル通信モード(NTT推計によれば、約15万回線で利用)。

INSネットの概要

(INSネット64の場合)



チャンネルタイプの違い

- Bチャンネル** 2本の情報を伝送するチャンネル(64kbps)。デジタル通信、通話、パケット通信が可能
- Dチャンネル** 1本の管理用信号を伝送するチャンネル(16kbps)。パケット通信のみ可能

移行による変化

- デジタル通信モードは終了
- 変更なし

ISDNの契約数

(括弧内の契約数は2016年3月末時点)

全ISDNユーザ (337万契約)

NTT東西INSネット (256万契約)

他社直収ISDN (81万契約)

INSネットの主な提供形態

	アクセス回線	中継網	料金
NTT東西が全て提供	メタル回線 ※INSネット64の場合	PSTN	NTT東西が設定・徴収
マイライン事業者が中継網を提供	メタル回線 ※INSネット64の場合	自社中継網	基本料はNTT東西が、通話・通信料はマイライン事業者がそれぞれ設定・徴収
その他	(例: 電力検針) 利用者側はPHS回線、センター側はINSネットで、料金はPHS回線側事業者が設定 等		
メタル回線を借りた競争事業者が提供	NTT東西から借りたメタル回線	自社中継網	競争事業者が設定・徴収

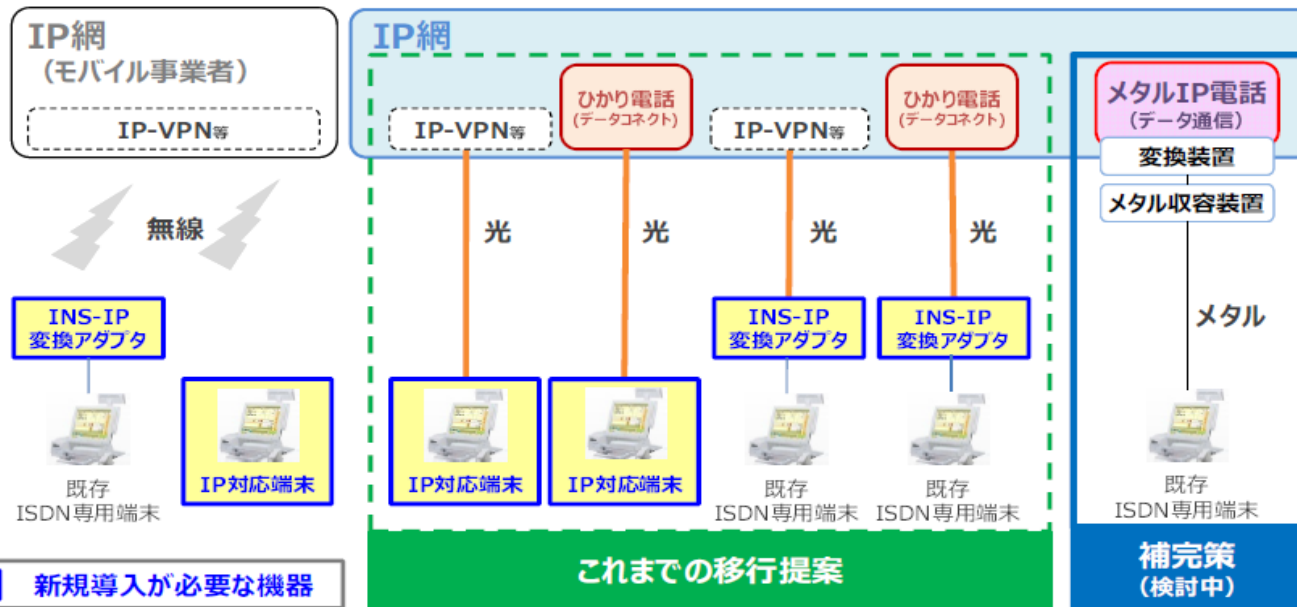
NTTが提案する代替案

- NTTは、代替案として、光回線及びIP対応の端末又はIP変換アダプタを利用者が調達することが前提の「ひかり電話データコネク」**、「IP-VPN」と、他事業者が提供している「無線」を提案。**
- 光回線敷設が困難な利用者や、INSネット（デジタル通信モード）の提供終了までに端末更改が困難な利用者等に向けて、**当面の対応（補完策）として、「メタルIP電話上のデータ通信」の提供の検討を表明。**

代替手段について

- 端末等のライフサイクルに合わせたオールIP移行を主軸に提案
- 光未提供エリアのお客様やデジタル通信モード終了時期までの端末更改が困難なお客様に、**当面の対応策（補完策）として、「メタルIP電話上のデータ通信」の提供を検討**

回線	無線	光	メタル
端末	INS-IP 変換アダプタ増設	端末更改(IP対応)	INS-IP変換アダプタ増設 既存機器利用



NGNの接続ルールの整備

電気通信ネットワークの変遷と競争ルール整備状況

- NTT東日本・西日本は、音声通信を提供するPSTN、IPを用いたデータ通信、光IP電話を実現するネットワーク、**音声・データ通信統合網としてのNGN***を**順次追加しながら通信ネットワークを発展**させてきた。 ※NGN(Next Generation Network):次世代ネットワーク
- 総務省は、多様なサービスの提供、料金の低廉化の実現に向けて公正競争環境を整備すべく、**一種指定電気通信設備であるNTTのネットワークの推移に応じ、コア網・アクセス回線の必要な機能のアンバンドル**など、**適時適切に競争ルールを策定**。

	2000年～	2004年～	2008年～
<p>PSTN メタル回線</p>	<p>PSTN IP 地域網 光ファイバ回線</p>	<p>PSTN IP 地域網 電話網 ひかり</p>	<p>PSTN IP 地域網 電話網 ひかり NGN</p>
<p>(1997年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 接続の義務化、指定電気通信設備制度の導入 	<p>(2000年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 長期増分費用方式(LRIC)の導入 ➢ メタル回線(ドライカッパ・ラインシェアリング)のアンバンドル ➢ ISM折返し機能のアンバンドル <p>(2001年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専用線のキャリアズレート化 ➢ 番号ポータビリティ開始のための接続約款変更 ➢ マイライン機能(優先接続機能)のアンバンドル ➢ (地域IP網の構築を契機として)ルータ等の一種指定化 ➢ 地域IP網(収容局接続機能)のアンバンドル ➢ 加入光ファイバ(シェアアクセス・シングルスター)のアンバンドル <p>(2002年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ISDNサービス(INSネット1500)のキャリアズレート化 	<p>(2004年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一種・二種電気通信事業区分の廃止 ➢ (NTT東日本・西日本を除く)料金・契約約款の事前届出制の廃止、接続協定の届出義務の廃止 ➢ メタル回線(ドライカッパ)の音声電話向けアンバンドル提供 	<p>(2008年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ (NGNの構築を契機として)SIPサーバ等の一種指定化 ➢ NGN(収容局接続機能・中継局接続機能・IGS接続機能等)のアンバンドル ➢ NGNを利用した県間伝送サービスを活用業務として認可

地域IP網からNGNへの移行 (2011年～現在(2016年)～)	PSTNからNGNへの移行期 (2020～2025年頃?)	PSTNからNGNへの移行完了後 (2025年頃?～)	メタル收容装置の維持限界後 (時期未定)
<p>PSTN 地域IP網 電話網 NGN</p>	<p>PSTN NGN</p>	<p>NGN</p>	<p>NGN</p>
<p>(2017年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ NGN優先パケット識別機能等のアンバンドル(予定) 	<p>PSTNからIP網(NGN)への移行に伴う公正競争環境等を確保するための制度整備が必要ではないか</p>		

第一種指定電気通信設備制度の概要

○ 電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定(平成13年総務省告示第243号)し、当該設備との接続に関する**接続料及び接続条件の公平性・透明性**や、**接続の迅速性**を確保するため、**接続約款を総務大臣の認可制**にする等の規律を課している(電気通信事業法第33条)。

指定

指定要件:都道府県ごとに**50%超のシェアを占める加入者回線**を有すること [法第33条第1項]
対象設備:加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東西の加入者回線等を**一種指定設備として指定**
 (1997年)

一種指定設備を設置する事業者に対する規律

①接続約款の策定・公表義務 (認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[法第33条第2項]

②接続会計の整理・公表義務

一種指定設備の機能に対応した費用等や一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[法第33条第13項]

③網機能提供計画の届出・公表義務

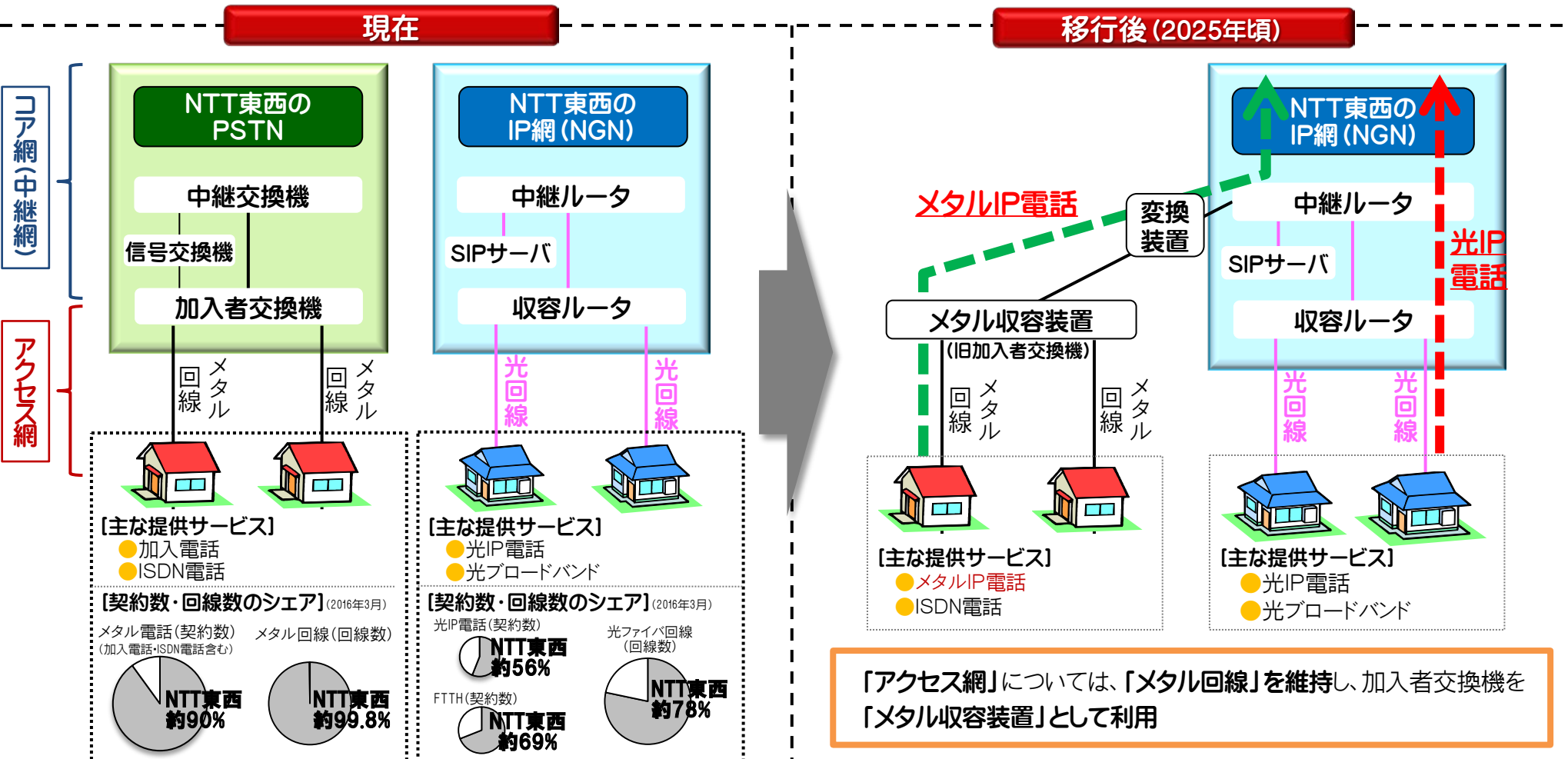
一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[法第36条]

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則 [法第33条第9項]

【接続約款の認可の要件 [法第33条第4項]

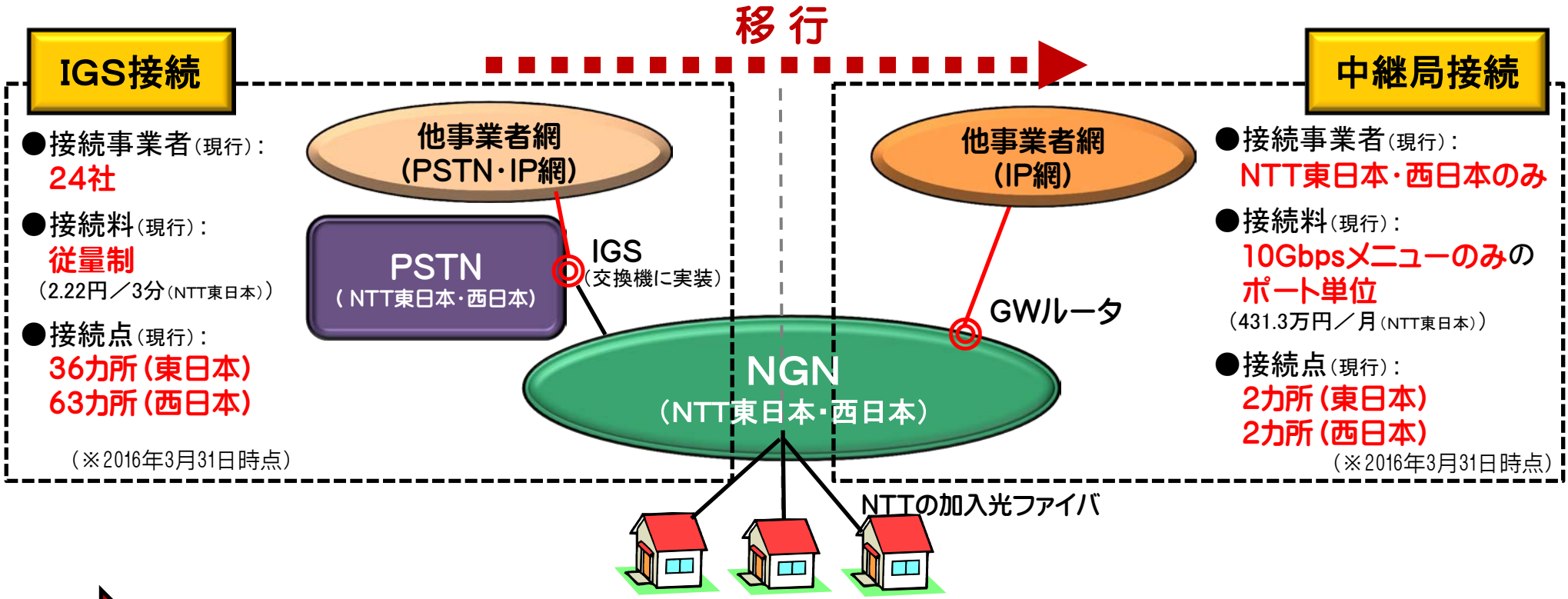
- **機能ごとの接続料**、標準的な**接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていること**。 「機能」は総務省令で規定 (現在は、37機能)
 - **接続料が**能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令(接続料規則)で定める方法により算定された**原価に照らし公正妥当なものであること**。 **(総括原価方式による算定)**
- 接続料は、機能ごとに**当該接続料に係る収入(接続料×通信量等(需要))が、当該接続料の**原価に一致するように定めなければならない**。 [接続料規則第14条]
- **接続条件が**、一種指定設備に**自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと**。
 - **特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと**。

- 電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備 (NTT東日本・西日本の加入者回線等) を「**第一種指定電気通信設備**」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する**接続料・接続条件の公平性・透明性**や、**接続の迅速性**を確保するため、**接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律**を課している。
- 現行制度上、NGNは、**県内通信に係る設備**については、**アクセス回線 (光回線) と一体として設置される設備**であり、当該設備との接続が、**他事業者の事業展開上、また利用者利便の確保の観点からも不可欠なものであることから、「第一種指定電気通信設備」に指定**している。
- IP網への移行に伴い、NGNへの他事業者の依存性は強まることとなる。



NGNにおけるIGS接続から中継局接続への移行

- 現在は、接続事業者が0AB～J IP電話を疎通させるためにNGNと接続する場合、PSTNを経由したIGS接続機能を利用してNTT東日本・西日本のNGNと接続しており、中継局接続を利用してNGNと直接接続している事業者は存在しない(NTT東日本・西日本のみがIP網(NGN)同士で中継局接続を利用している)。
- 今後、NTT東日本・西日本がPSTNをIP網へ移行させることに伴い、PSTNに依存しているIGS接続機能も提供されなくなることから、NTT東日本・西日本のNGNと接続事業者の間では中継局接続機能を利用してIP網同士の直接接続を行う必要が生じる。
- 他方、中継局接続は、IGS接続と異なり、従量制ではなくポート単位(10Gbpsメニューのみ)の接続料設定であり、接続点(POI)はNTT東日本・西日本において計4カ所のみとなっている。



→ PSTNからIP網への移行 = NGNにおける「IGS接続」から「中継局接続」(IP-IP接続)への移行

第一種指定電気通信設備の接続機能（接続料メニュー）

接続機能の区分			接続機能の概要		アンバンドル等の状況	
接続機能の区分(接続料規則第4条)		通称			PSTN ・メタル回線	NGN ・光回線
端末回線伝送機能	1.一般帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ			●	
	2.特別帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパのサブアンバンドル	FTTRで用いられるき線点から利用者宅までの区間(下部区間)のメタル回線により伝送を行う機能		●	
	3.帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング			●	
	4.光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ				●
	5.総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500(キャリアズレート)			●(光回線)	
	6.その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能			●
端末系交換機能	7.加入者交換機能	GC交換機	GC等により通信の交換を行う機能		●	
	8.信号制御交換機能	加入者交換機機能メニュー	フリーダイヤル等の特定の電気通信番号を用いたサービスを利用する際に、通話料を受け手が支払うこと等を実現するためにGCを制御する機能		●	
	9.優先接続機能	マイライン			●	
	10.番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ			●	
	11.加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート	GCの回線対応部にGC接続回線を収容する機能		●	
	12.加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート	GCの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を収容する機能		●	
13.折返し通信路設定機能	ISM	利用者のISDN回線を収容する装置(インタフェース加入者モジュール(ISM))を接続事業者がISDNの定額制インターネット接続サービスの提供に利用するための機能		●		
14.光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能			●	
15.光信号分離機能	局内スプリッタ				●	
16.加入者交換機接続伝送専用機能	GC-POI間回線	GCと他事業者接続用設備との間で伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能		●		
17.市内伝送機能	GC-GC間回線	市内ICとGCとの間の伝送路設備、GC相互間の伝送路設備、市内ICにより、同一MA内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能		●		
中継系交換機能	18.中継交換機能	IC交換機	市外ICにより通信の交換を行う機能		●	
	19.中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート	ICの回線対応部にIC接続回線を収容する機能		●	
	20.中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート	ICの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を収容する機能		●	
中継伝送機能	21.中継伝送共用機能	GC-IC間共用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備をNTT東西及び接続事業者が共用して通信を行う機能		●	
	22.中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線	GC-IC間の伝送路設備を接続事業者が専用線として利用する機能		●	
	23.中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間専用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備を専ら接続事業者が利用して通信を伝送する機能		●(光回線)	
ルーティング伝送機能	24.一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能	NGNの収容局接続				●
	25.一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	NGNの中継局接続				●
	26.閥門交換機接続ルーティング伝送機能	IGS接続(NGN・ひかり電話網)				●
27.イーサネットフレーム伝送機能	イーサネット				●	
28.通信路設定伝送機能	専用線			●		
29.データ伝送機能	メガデータネット	中継局セルルータ装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定及び伝送を行う機能		●		
30.信号伝送機能	共通線信号網	共通線信号網を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録や位置情報取得等を行う機能		●		
31.番号案内機能	番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能		●		
32.公衆電話機能	公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能		●		
33.端末間伝送等機能	専用線(キャリアズレート)			●		
34.クロック提供機能	クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能		●		

※上記の他、「一般光信号中継伝送機能(中継光ファイバ等)」、「特別光信号中継伝送機能(WDMを用いた中継光ファイバ)」、「特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(地域IP網の収容局接続)」についてもアンバンドルされている。

※接続料の算定方式

: 実績原価方式
 : 将来原価方式
 : 長期増分費用(LRIC)方式
 : キャリアズレート

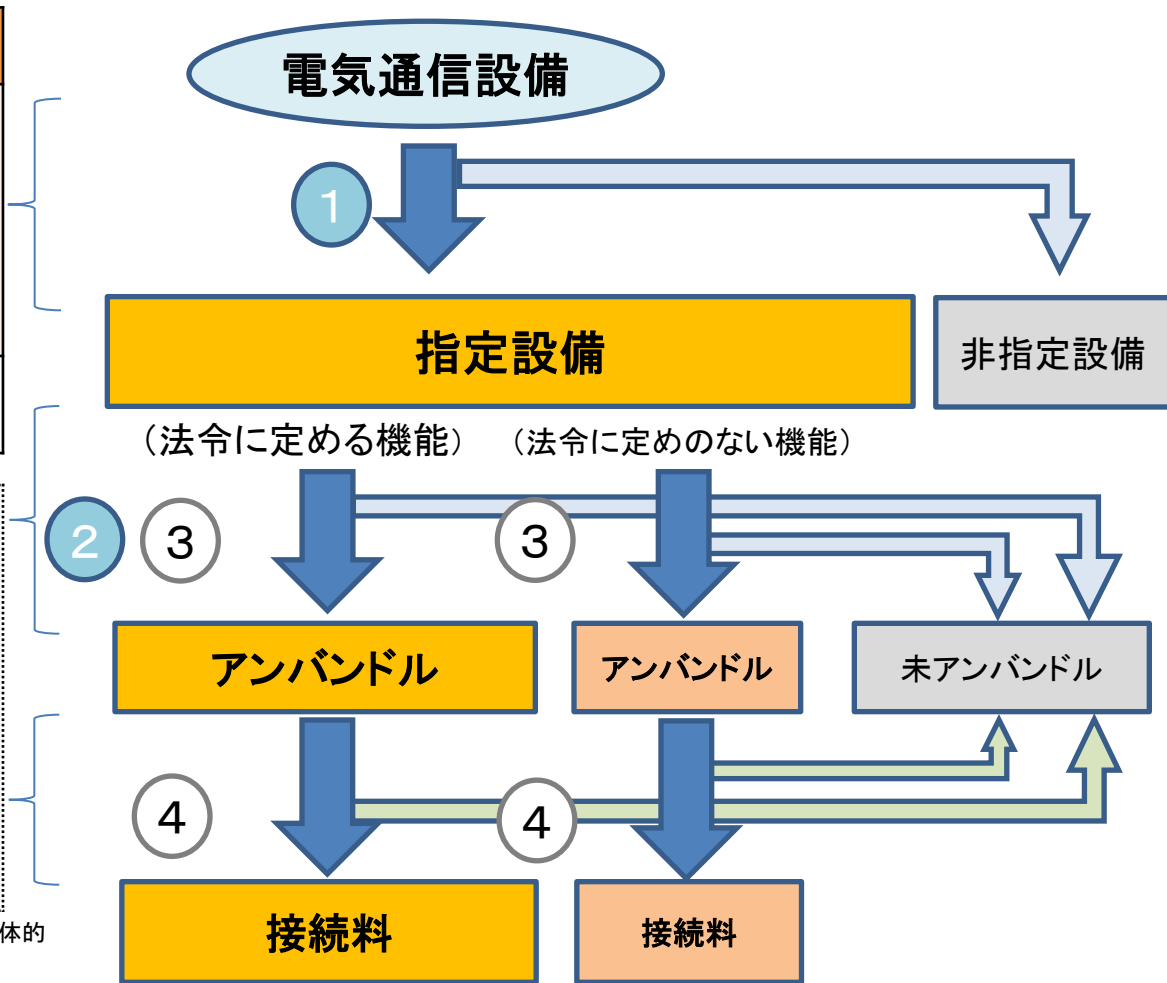
○ 電気通信設備のオープン化(アンバンドル)については、現在以下の段階を経て判断がなされている(①、②については法令により考え方を明確化。③、④については累次の審議会答申により整理。)

	考え方	備考
①	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	電気通信事業法第33条、電気通信事業法施行規則第23条の2、一種指定設備の指定に関する告示
②	機能毎の接続料	電気通信事業法第33条、接続料規則第4、5条

③	以下の要件を満たす場合はアンバンドル <ul style="list-style-type: none"> ➢ 具体的な要望 ➢ 技術的に可能 ➢ 過度な経済的負担がないことに留意 	情報通信審議会答申 ・「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月) ・「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(2011年12月)※ 他
④	通常求められるような様々な形態を許容するネットワークを前提として、多くの事業者にとって具わっていることが必要となる機能	

※「(関連する)機能がアンバンドルされた場合の『利用ニーズ』という意味での『具体的な要望』は競争事業者から示されることが適当である」旨の整理がなされている。

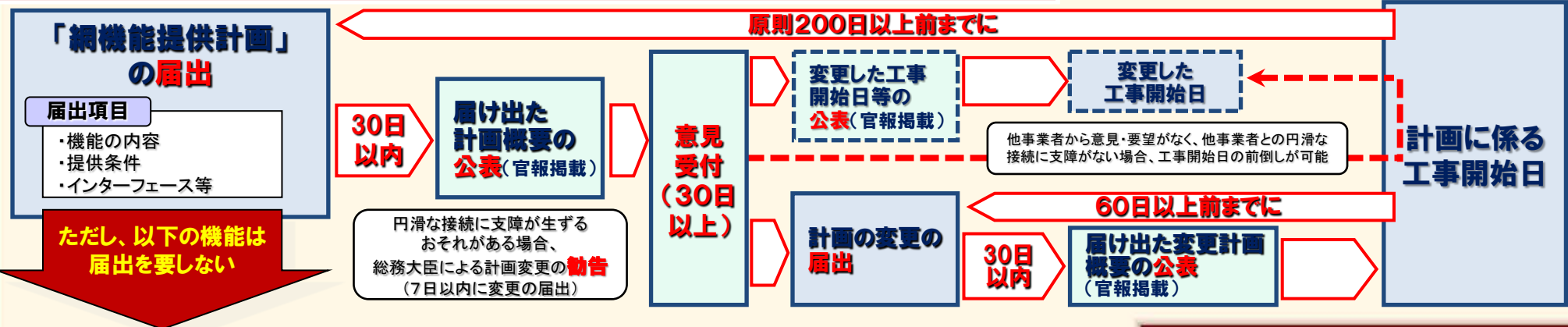
③については、「具体的な要望」という形で競争事業者にアンバンドルの詳細の立証責任を負わせていると解されるとアンバンドルを制約することになりかねない。



第一種指定電気通信設備の機能に係る情報開示

- 接続を前提としないネットワーク構築や接続事業者の意見が反映されないネットワーク構築がなされると円滑な接続が妨げられることから、**第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加をするときは、機能の内容や提供条件、インターフェース等を記載した「網機能提供計画」を総務大臣に届け出なければならない**(電気通信事業法第36条)。
- 現行法令では、NGNを構成するルータやSIPサーバ等の設備が「網機能提供計画」の届出対象から除外されている。
- 他方、ルータやSIPサーバ等の情報は「情報開示告示」による開示の義務づけ対象だが、開示される情報や手続きに差異がある。

「網機能提供計画」(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画)の届出・公表



- ①プログラム又はデータを書き換える機能
- ②トラフィック測定機能
- ③課金機能、料金計算機能(事業者間精算料金を除く)
- ④監視機能、制御機能
- ⑤公衆電話の料金を即時に収納するための機能
- ⑥指定設備を設置する事業者の特定の業務の部門のみに接続する機能(113等)
- ⑦利用者が端末から利用条件を設定・変更するための機能(カスタマーコントロール機能)
- ⑧番号案内機能(他事業者との接続機能を除く)
- ⑨ルータにより符号を交換する機能
- ⑩デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能
- ⑪デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能
- ⑫光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
- ⑬イーサネットスイッチによりイーサネットフレームを交換する機能
- ⑭SIPサーバによりセッション制御を行う機能

ルータやSIPサーバ等を届出対象外としている理由

- ルータ、DSLAM、スプリッタについては、装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったこともないため、網機能計画の対象外とすることが適当(情通審答申「IT時代の接続ルールの在り方について」(2001年7月))
- 上記答申と同様にSIPサーバ等を同計画の対象外と整理(情通審答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月))

「情報開示告示」による情報開示

- 新たな網機能の追加にあたり、接続事業者が時宜を失することなく対応を検討できるよう、以下の項目の情報開示を義務付け。
 - ①NNI、UNIの条件
 - ②認証情報
 - ③事業者側NWに渡されるときのスループット情報
 - ④通信のプロトコルに関する情報
 - ⑤網機能の提供予定時期
 - ⑥網機能の導入目的
 - ⑦導入・提供エリア
 - ⑧POIの建物・住所
 - ⑨整備利用に伴う費用の有無・概算
 - 上記情報の開示時期は、網機能提供の「90日前まで」としている。
- ⇒ルータやSIPサーバも情報開示の対象だが、開示される情報や手続きに差異がある。

- 現行のNGNでは、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者によるNGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの独自提供が実現していない。
- NGN上でベストエフォート型の0AB-J IP電話の提供した接続事業者もいるものの、**ベストエフォート型であることから法人への提供が困難**であるため、0AB-J IP電話の**安定品質要件を確保しかつ独自のサービスが提供可能となる優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル**を接続事業者が要望。
- 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドルにより、0AB-J IP電話以外にも、**データ系サービスへの活用等**が期待される。

<NGN上で提供される0AB-J IP電話>

	ひかり電話	ひかり電話(再販)	ベストエフォート型サービス	優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用した新サービス(新設)
提供事業者	NTT東日本・西日本	光コラボ事業者	接続事業者 (光コラボ事業者含む)	接続事業者 (光コラボ事業者含む)
品質保証	○	○	△ (品質監視及び迂回措置が必要)	○
独自性	○	×	○	○
(参考) 価格	基本料:500円/月 通話料:従量制	基本料:500円/月 通話料:従量制 (代表例)	基本料:467円/月 ^{※1} 通話料:従量制 ^{※2} ^{※1} 定額制プラン(1,410円/月)も選択可能 ^{※2} 自社グループ間の通話料は無料	基本料:未定 通話料:未定 定額制プラン、自社グループ間の通話料無料化等の実現が容易

長期増分費用方式 (LRIC) の概要

- **長期増分費用方式 (LRIC方式)**とは、需要に応じたネットワークを現時点で利用可能な**最も低廉で効率的な設備と技術**を用いて構築した場合の年間コスト (**接続料原価**) を算出し、当該コストに基づいて接続料を算定する方式。

LRICの導入経緯

- 1997年の電気通信事業法改正により、事業者間の円滑な接続を実現し、利用者利便の確保と競争の促進を図ることを目的とした接続制度を導入。
- 実際費用方式による接続料には、**情報の非対称性**や指定電気通信設備を設置する事業者に内在する**非効率性の排除に限界**があるといった課題が存在。
- **固定電話網 (PSTN) の接続料の一層の低廉化**を図り、**競争を促進**するため、2000年度より加入者交換機や中継交換機等に係る接続料の算定にLRIC方式を導入。

LRICのメリット・デメリット

【メリット】

- 接続料算定における**透明性・公正性の確保**。
- 指定電気通信設備を設置する事業者の**非効率性を排除**し、経営効率化を行うインセンティブを付与。

【デメリット】

- 過度に接続料が低廉化する場合には、新規投資が過小になるおそれ。

LRIC方式は、これまで固定電話網 (PSTN) の接続料の低廉化、接続料算定の透明性や公正性の確保に寄与

【参考】NGNにおいてLRICモデルがない理由

NGNは**投資途中のネットワーク**であること、LRICモデルは、現時点ではPSTNのコスト算定に使用されている**モデル**であり、IP網のコストを算定するものではないこと等から、NGNの接続料は、現状、**将来原価方式**により算定。

- 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月) (抜粋)

LRIC方式については、今後、NGNに対する設備投資が行われていくという状況を踏まえれば、現時点でNTT東西の新規投資のインセンティブを失わせることがないように留意することが必要であり、**今後、NGNの提供エリアが全国展開され、ネットワークとしての形が一定程度定まった段階でその適用の是非等を判断することが適当**である。また、現行のLRICモデル自体は、あくまでもPSTNのコストを算定するためのモデルであり、IP網のコストを算定するためのモデルではないことから、NGNの商用開始後の接続料算定に直ちに適用することはできない。

LRICモデルの改訂経緯

モデル	適用年度	主な改訂内容	コストへの影響等
第二次モデル	2003～2004	地中化率の補正、配線点の再配置やケーブル敷設ロジックの効率化	実態を反映した修正
		中継伝送専用機能のコスト算定とこれに伴うPOI設置局や関連設備、離島コスト算定の見直し	新規のアンバンドル要素の算定及び実態を反映した修正
		一部設備の経済的耐用年数の再推計及び推計対象設備の拡大、施設保全費の算定方法の見直し	実態を反映した修正
第三次モデル	2005～2007	新規投資抑制を考慮した経済的耐用年数の見直し(デジタル交換機、管路等)	経済的耐用年数の延長により コスト減少
		データ系サービスとの設備共用の反映	設備共用の拡大により伝送装置・伝送路等の コスト減少
		ユニバーサルサービス制度に係る補填対象コストの算定ロジックの改修(局舎単位の算定)	算定単位の精緻化
第四次モデル	2008～2010	交換機設備の維持延命に伴うコストの反映(修理コスト等)	コスト要素の追加により交換機の コスト増加
		経済的耐用年数の適正化(交換機ソフトウェア、光ファイバ)	経済的耐用年数の延長により コスト減少
第五次モデル	2011～2012	加入電話の回線数算定方法の変更、GC(加入者交換機)とRT(遠隔収容装置)の設置基準の見直し、GCに係る施設保全費の見直し	安価なRTの採用が増えることで加入者交換の コスト減少 、GCに係る施設保全費の見直しにより コスト減少
		一部設備の経済的耐用年数の見直し	経済的耐用年数の延長により コスト減少
第六次モデル	2013～2015	回線数の減少に対応したネットワーク構成に見直すため、局設置FRTを導入	安価な局設置FRTの導入により加入者交換の コスト減少
		東日本大震災を踏まえ災害対策(中継伝送路の予備ルート、局舎の災害対策等)の反映	コスト要素の追加により コスト増加
第七次モデル	2016～	ハブ機能として中継交換機を利用する通信(ICトランジット呼)をコスト算定対象に追加	需要増に伴う中継交換機の コスト増加 及び 接続料減少
		GCとRTの設置基準の精緻化	設置基準の精緻化により加入者交換の コスト減少
		災害対策の追加(予備ルート/迂回ルート、局舎・とう道の水害・浸水対策、燃料タンク増設等)	コスト要素の追加により コスト増加

出典:「長期増分費用モデル研究会」報告書をもとに作成(2015年1月)

今後の接続料算定の在り方

○情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」(2015年9月) <抜粋>

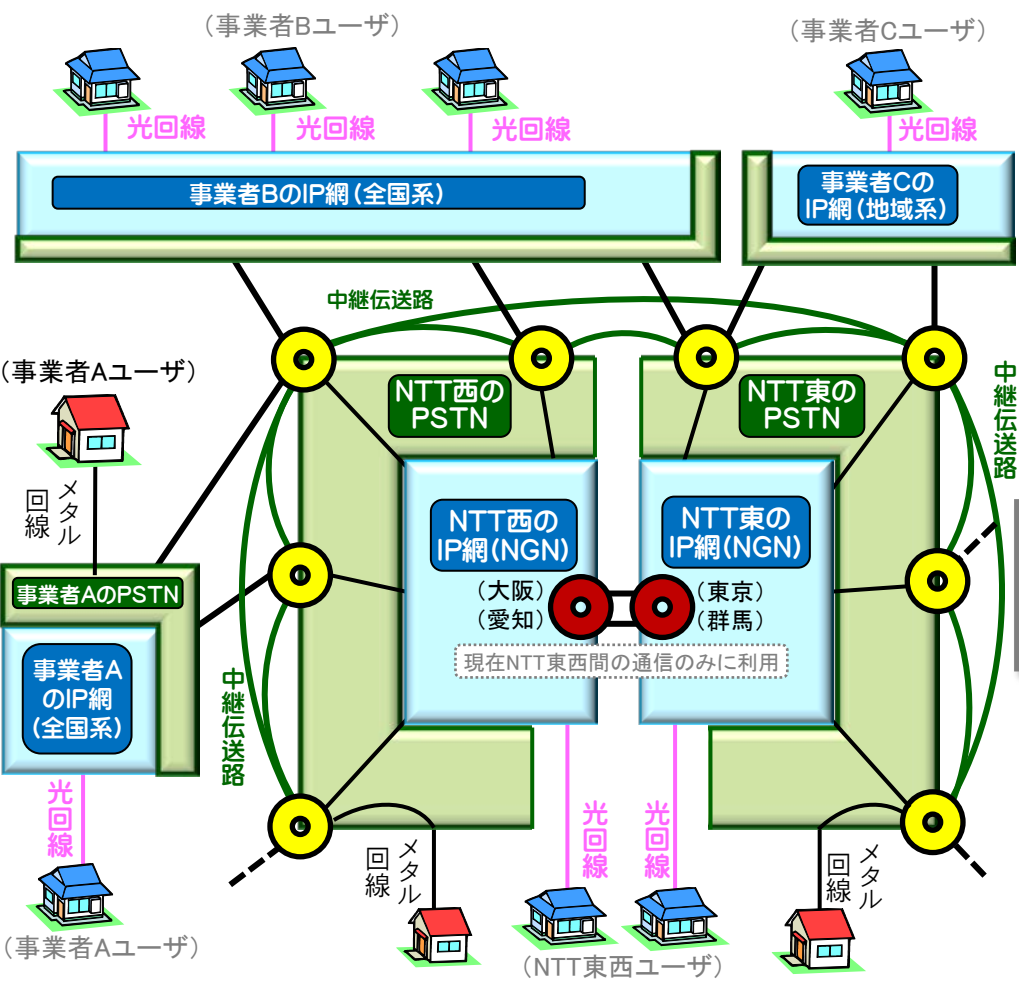
第8章 今後の接続料算定の在り方(2. 今後の見直しの方向性)

(中略)…電気通信分野における競争の中心が固定電話から携帯電話に移行し、また、固定電話・携帯電話を問わずネットワークのIP化が進んできていることを踏まえれば、NTT東西のPSTNを含めた固定電話事業者が設定する接続料のみにこうした制度やベンチマークが存在することが、今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうか見直す時期に来ている。

(中略)…**今後の環境変化に適切に対応した接続料算定の在り方を検討するためには**、次々期に適用する接続料算定方式の検討に当たって、第一種指定電気通信設備のアンバンドル機能に係る長期増分費用モデルの見直しやNGNとの加重平均方式の導入についての検討を行うだけでなく、適切な競争環境の維持、促進等を図る観点から、諸外国の接続料算定方式も参考としつつ、固定電話網及び携帯電話網にビル&キープ方式や長期増分費用方式を導入することについても検討するなど、**音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当**である。

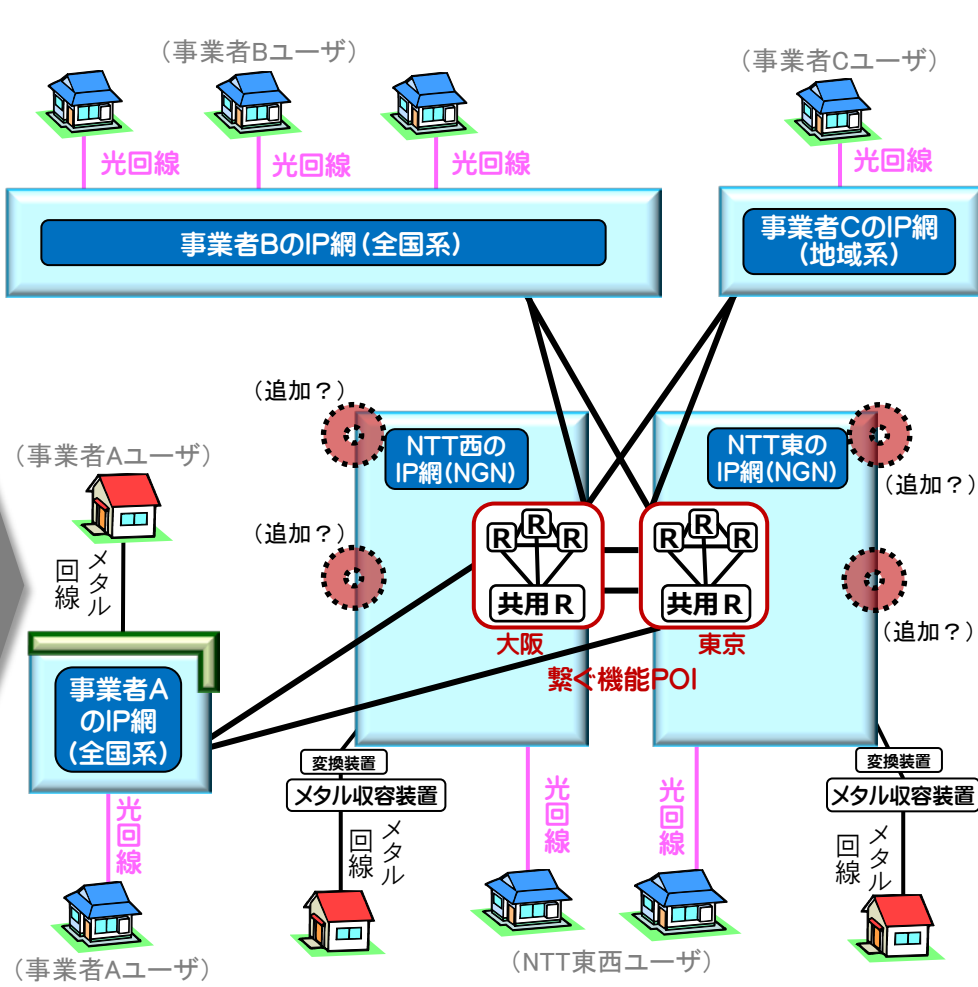
現在のPSTN (ハブ機能)

各事業者は、NTT東西の交換機 (POIが各都道府県単位) で互いの設備同士を接続し、(中継伝送路を介して) 最寄りのPOIまで音声呼を伝送すれば、全事業者との通話が疎通



IP網への移行後 (電話を繋ぐ機能)

全事業者が、「繋ぐ機能POI」(東京・大阪)まで音声呼を伝送し、ルータとSIPサーバを連携させて全事業者との通話が疎通



● :IGS接続 (PSTNを介したIP網間での接続。現行の接続点は計99(東36・西63)箇所、24事業者が利用(2016年3月。)
 ● :中継局接続 (IP網間での接続。現行では、接続点は計4箇所(東京、群馬、愛知、大阪)、NTT東西内のみで利用。)

- NTT東日本・西日本は「**地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社**」とされており(NTT法第1条)、その目的を達成するため営む「**地域電気通信業務**」とは「**同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務***」と定義(NTT法第2条)。

※「県内通信」及び「他事業者との接続による県間通信の県内部分」であると解されている。
- NTT東日本・西日本は、地域電気通信業務等に加えて、一定の要件を満たせば、**総務大臣への事前届出**を行うことにより、**地域電気通信業務等を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務(=「活用業務」)**を営むことが可能(NTT法第2条)。
- さらに、NTT東日本・西日本には「**電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保**」等の責務が課されている(NTT法第3条)。

NTT法(現行)の枠組み

	NTT(持株会社)	NTT東日本・西日本(地域会社)
目的 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る ・ 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域電気通信事業を営営する
事業 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ・ 地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ・ 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域電気通信業務(=同一の都道府県内) ・ 地域電気通信業務に附帯する業務(附帯業務) ・ 地域会社の目的を達成するために必要な業務(目的達成業務)【事前届出*】 ・ 業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出*】 ・ <u>地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(活用業務)</u>【事前届出*】
責務 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正かつ効率的な経営への配慮 ・ 国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ・ 電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及 	

2001年NTT法改正(活用業務の導入)

<背景>

- NTT再編成に係るNTT法改正(1997年)以後、携帯電話やインターネットの急速な普及に伴い電気通信分野における環境は大きく変化(例:急速に普及しているインターネットやデータ通信分野においては、CATV、ADSL等のアクセス網の出現により競争が活発化)。
- これら環境変化を踏まえ、NTTによる自主的な競争促進措置の速やかな実施を期待するとともに、インターネットをはじめとした新しい電気通信サービスの急速な広がりに対応して、NTT東日本・西日本の業務範囲を一定の条件下で見直しうる制度を設けることにより、経営の自由度を向上させる措置を講ずる。

<法改正概要>

- NTT東日本・西日本が、一定の要件(以下①②)を満たせば、総務大臣の認可*を受けて、地域電気通信業務等を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務(活用業務)を営むことを可能とする。

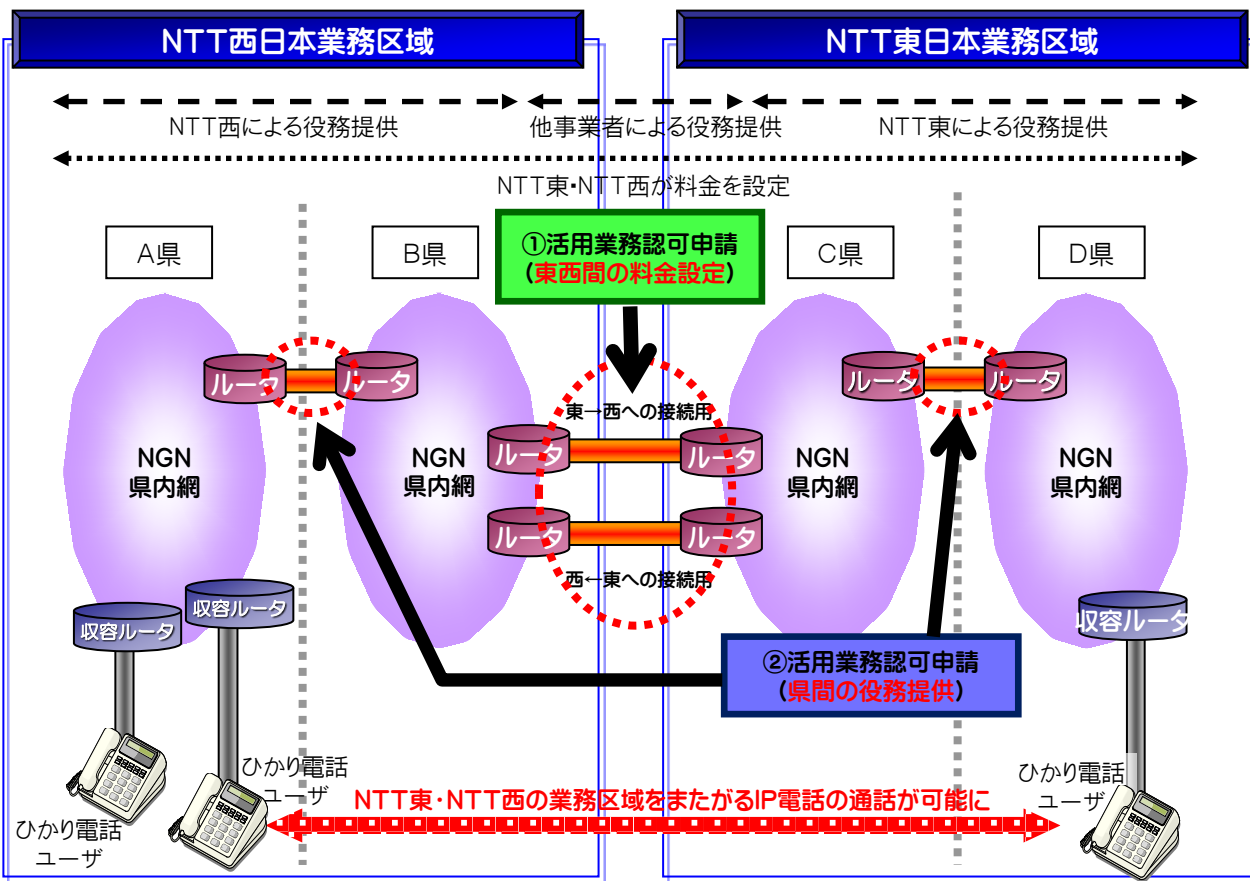
- ① 地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと
- ② 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと

⇒ **NTT東日本・西日本が「県間通信」等の業務へ進出することが可能となった**

※2011年のNTT法改正により活用業務等は「認可制」から「事前届出制」に緩和

- 2007年10月、NTT東日本・西日本は、NGNの県間通信を利用する光IP電話サービス(ひかり電話)、フレッツサービス及びイーサネットサービスについて、「①NTT東西間の利用者料金の設定」「②県間の役務提供(自前設置等)」を活用業務として認可申請。2008年2月、NGNの商用開始に先立ち、総務省は、8つの条件を付した上で、これを認可。

NTT東日本・西日本による活用業務の認可申請 (2007年10月)

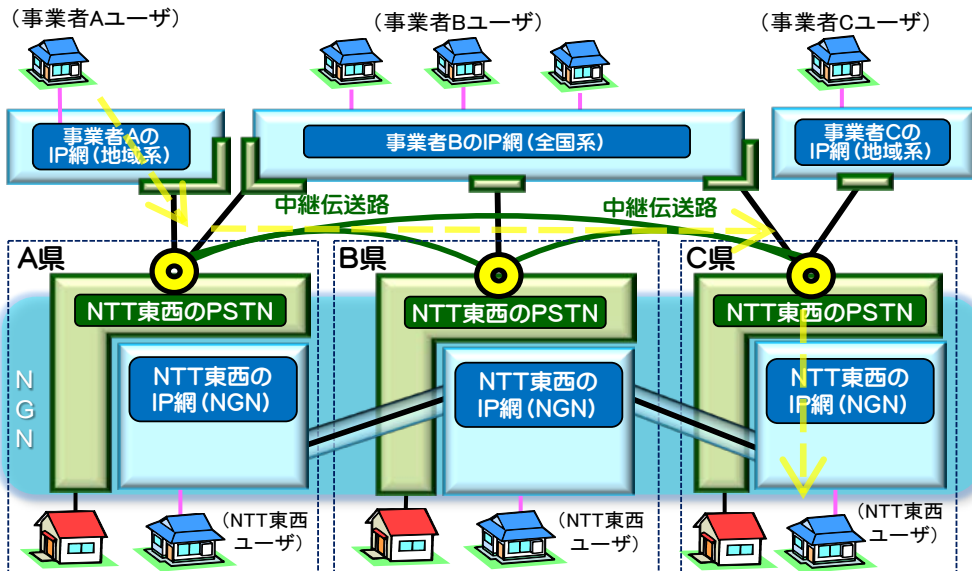


総務省が、以下の8条件を付した上で、活用業務として認可 (2008年2月)

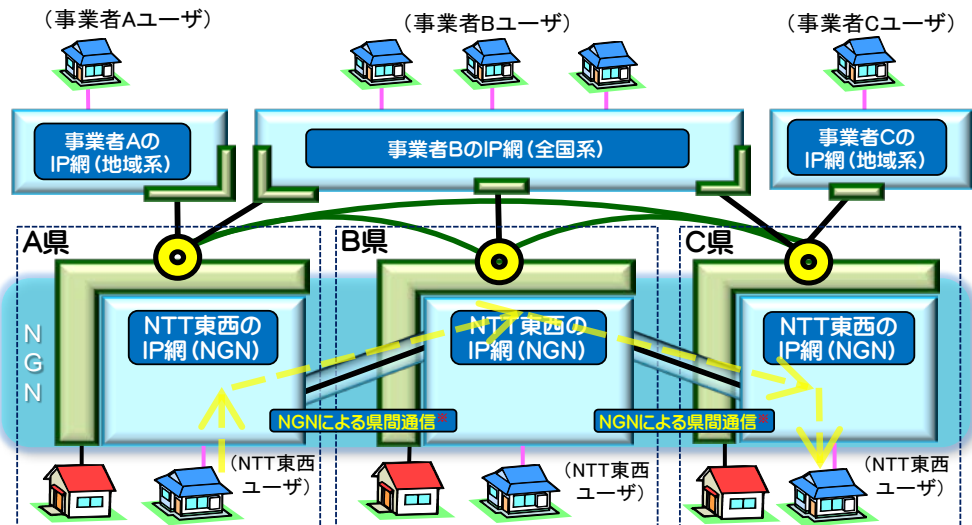
- ① 情報通信審議会の答申を踏まえて整備する接続ルールに従ったオープン化措置等を講じると共に、NGNの技術的要件について、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとする。
- ② 加入電話の契約に関して得た情報を用いてNGNサービスの営業活動を行わない。
- ③ 自己の関係会社とコンテンツ事業者・ISPとを公平に取り扱う。
- ④ IP電話サービス間の番号ポータビリティの実現性を検討・報告する。
- ⑤ 県間伝送路について、オープンな利用や、公平・透明な調達手続を確保する。
- ⑥ 東西間の技術的取決めが、他事業者との接続に支障を及ぼすものとならないことを確保する。
- ⑦ 技術的インターフェース等の共通化等について検討・報告を行う。
- ⑧ 新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて活用業務の認可申請を行う。

○ 現在は、NTT東日本・西日本の県間のユーザ同士での通話の疎通がNGNの県間伝送路を経由しているが、IP網への移行後は、競争事業者ユーザとNTT東日本・西日本ユーザとの間での通話の疎通においてNGNの県間伝送路を不可避免的に経由することとなる。

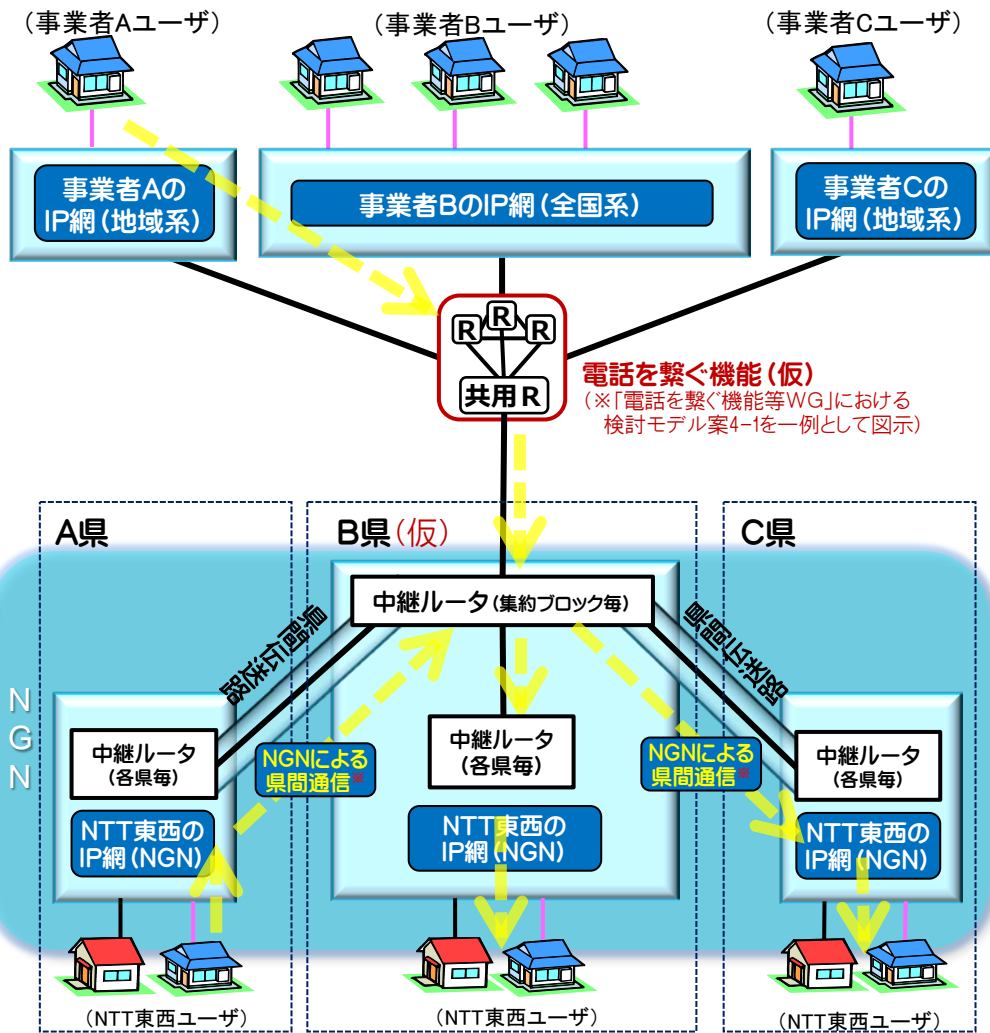
現在(事業者AとNTT東西(C県)の疎通の場合)



現在(NTT東日本(又は西日本)内の県間での疎通の場合)



移行後(2025年頃)



◎:IGS接続 (PSTNを介したIP網間での接続。現行の接続点は計99(東36・西63)箇所、24事業者が利用(2016年3月)。

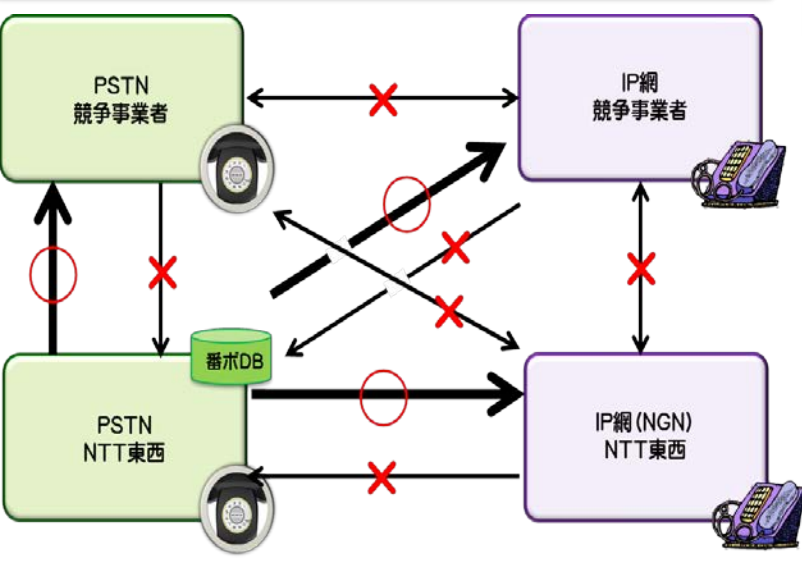
※NGNの県間通信は活用業務

IP網への移行に伴う 電話の競争ルールの見直し

固定電話の番号ポータビリティの現状

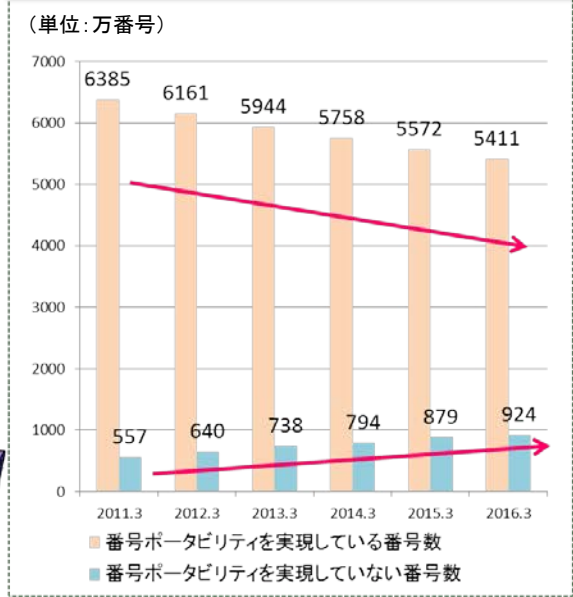
- 2001年3月以降、NTT東日本・西日本の「加入電話」「ISDN電話」の新規契約時に取得した電話番号について番号ポータビリティが実現している一方、NTT東日本・西日本のIP電話及び競争事業者の固定電話・IP電話の新規契約時に取得した電話番号については、番号ポータビリティが実現していない。このように、現在の固定電話の番号ポータビリティは、NTT東日本・西日本を起点として競争事業者へ移行する場合において実現しており、片方向型となっている。
- 固定電話において「番号ポータビリティが実現している番号数(0AB-J番号)」は減少傾向である一方で、「番号ポータビリティが実現していない番号数(0AB-J番号)」は増加傾向にあり、現在は924万番号。これが0AB-J番号の全番号数(6,335万番号)に占める割合は14.6%にも及んでいる(2016年3月末)。

番号ポータビリティの現状(片方向)

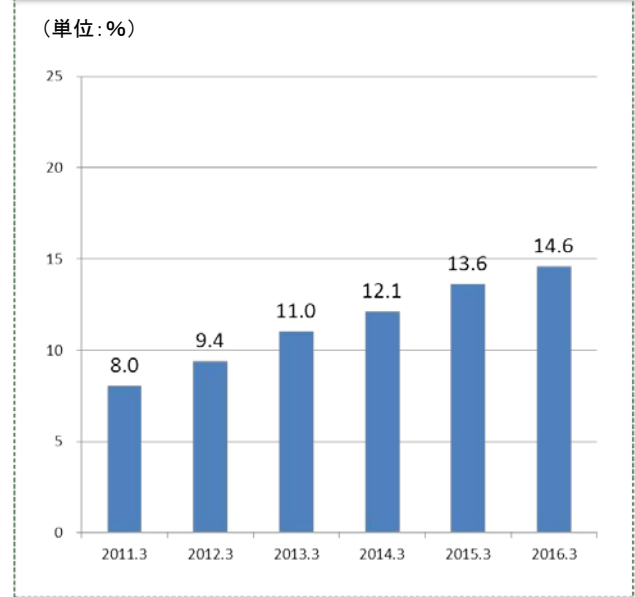


※上図は、番号取得元事業者(サービス)からの番号ポータビリティの可否を表したもの。

番号ポータビリティが実現している/実現していない0AB-J番号数の推移



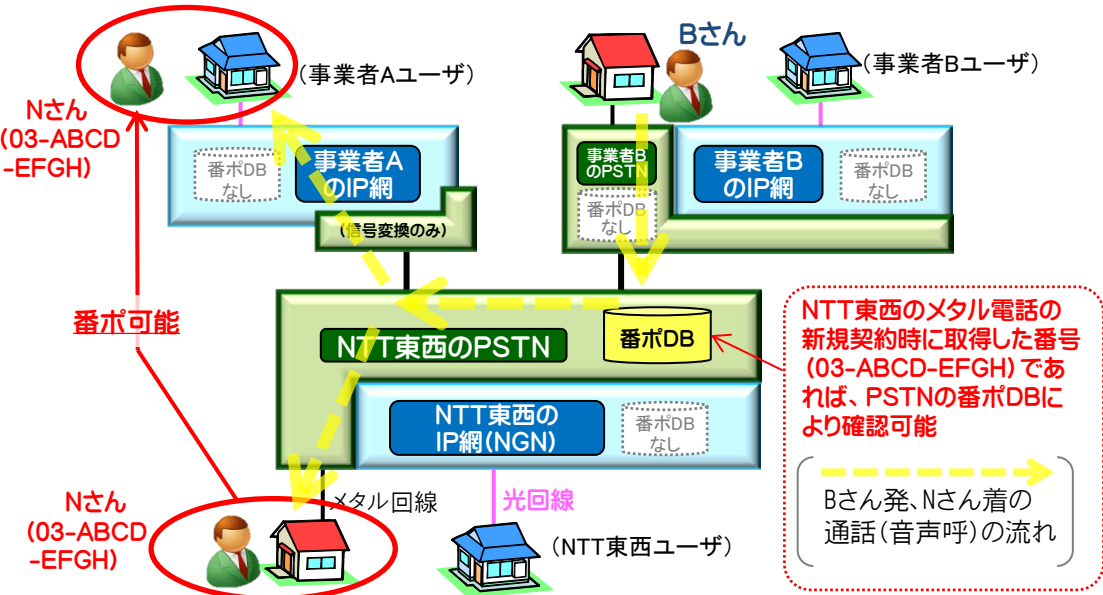
全0AB-J番号数に占める「番号ポータビリティが実現していない0AB-J番号数」の割合の推移



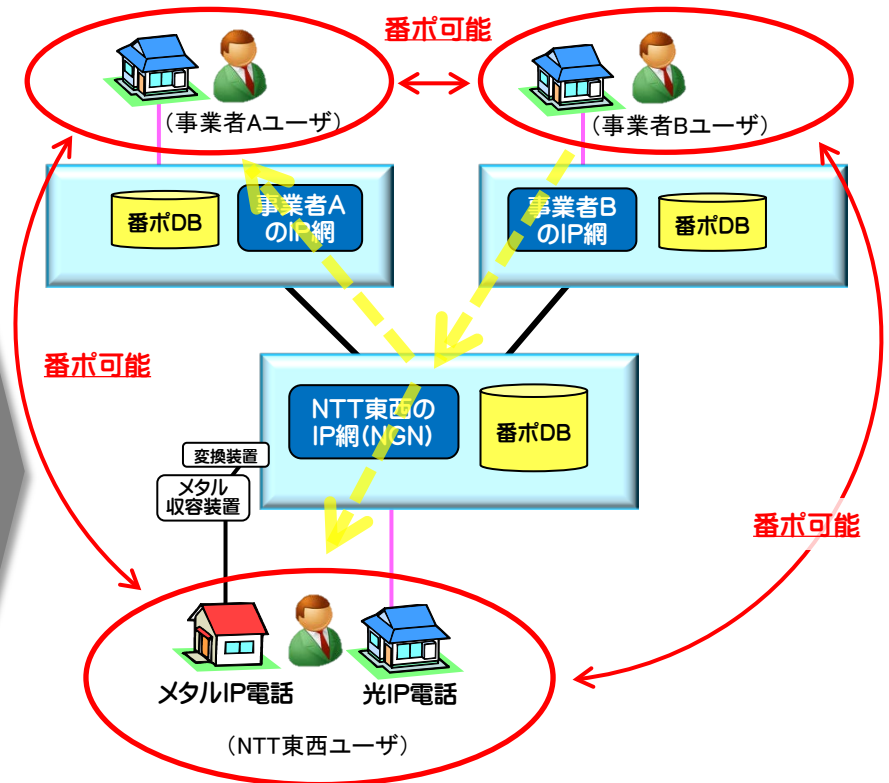
現在 (=「片方向番ポ」)

IP網への移行後 (=「双方向番ポ」)

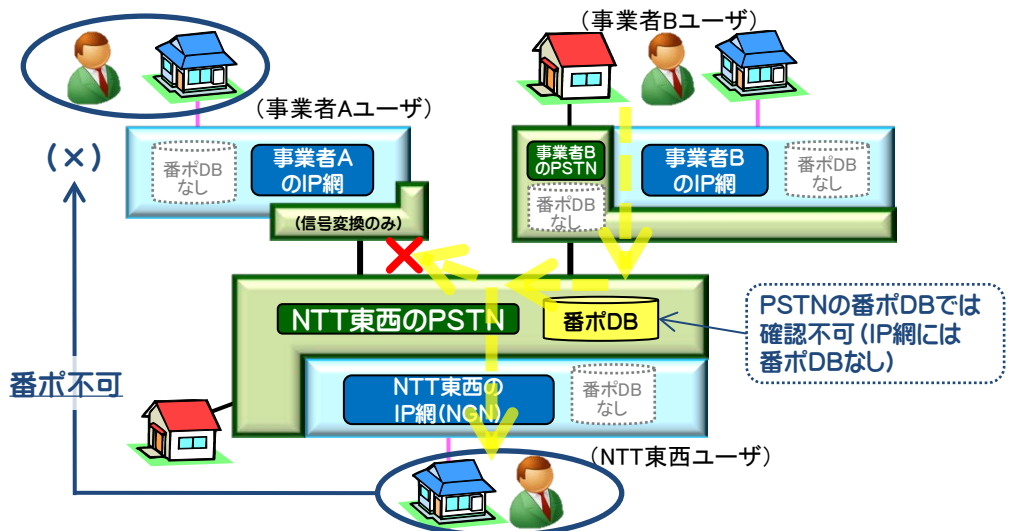
○「NTT東西のメタル電話の新規契約時に取得した電話番号」の場合



○「NTT東西及び競争事業者のメタル電話(メタルIP電話)及び光IP電話において取得した全ての電話番号」を番ポ可能とする(双方向番ポを実現する)場合



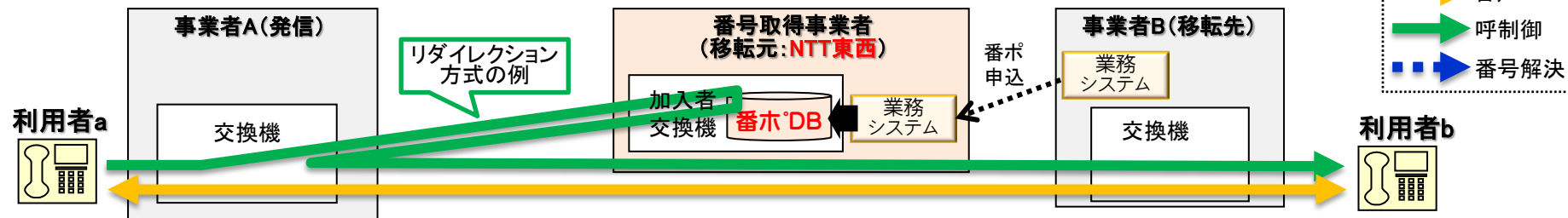
○「NTT東西の光IP電話の新規契約時に取得した電話番号」及び「競争事業者のメタル電話・光IP電話の新規契約時に取得した電話番号」の場合



NTT東西のIP網(NGN)及び各事業者のIP網において新たに設置した番号DBにより、「NTT東西」及び「競争事業者」の「メタルIP電話」及び「光IP電話」において取得している全ての番号を確認可能

現状 (PSTN)

○ NTT東日本・西日本で番号取得した者 (利用者b) が事業者Bに移転した場合であって、利用者aが利用者bに通話する場合



凡例

- 音声
- 呼制御
- 番号解決

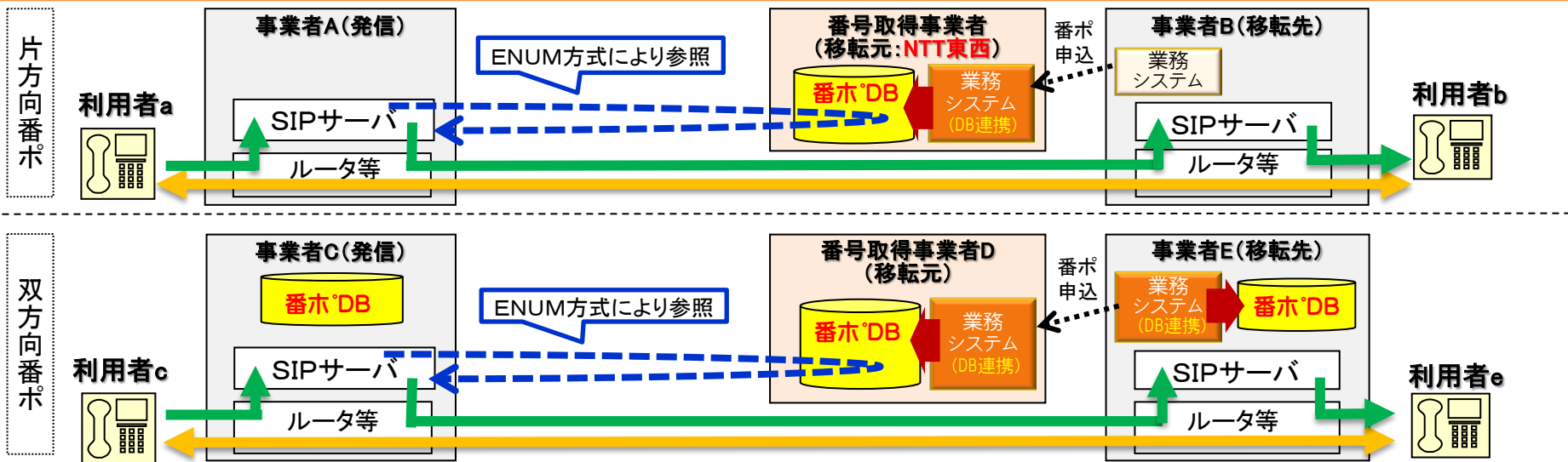
P網への移行後

○ NTT東日本・西日本で番号取得した者 (利用者b) が事業者Bに移転した場合であって、利用者aが利用者bに通話する場合、

- ・ IP網における番ポDBへの参照は、PSTNとは異なり、新たな方式 (ENUM方式*) を用いることとなるため、発信事業者及び番号取得事業者はともにこの方式の仕組みを新たに整える必要がある。

※ インターネットのIPアドレス問い合わせの技術を活用して、番号に対応する接続先の情報を取得するための標準規格。

- ・ その上で、「片方向番ポ」を実現するためには番号取得事業者 (NTT東日本・西日本) が番ポDBや当該DBとの連携・登録を行うための業務システムを新たに整える必要があり、「双方向番ポ」を実現するためにはNTT東日本・西日本に加え、各事業者が番ポDBや当該DBとの連携・登録を行うための業務システムをそれぞれ新たに整える必要がある。



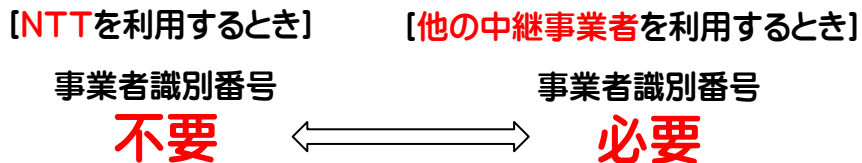
[通話に至る手順] ①事業者AはNTT東西の番ポDBに利用者bの移転先を確認 ⇒ ②その結果、移転先が事業者Bである旨の情報を取得 ⇒ ③事業者A (利用者a) と事業者B (利用者b) の通信経路を確立

○ NTT東日本・西日本のメタル電話ユーザが、事前に登録することで、事業者識別番号をダイヤルしなくても、「市内」「市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継事業者を選択できるサービス(2001年に導入)。マイライン提供事業者は、現在9社。

マイラインの導入経緯

●マイライン導入まで

NTT東日本・西日本のメタル電話ユーザが
中継事業者を利用する場合



4桁の事業者識別番号(00XY)
を最初にダイヤルする必要

※国際電話は、どの中継事業者でも事業者識別番号をダイヤルすることが必要

●NTT再編(1999年7月)

長距離事業を行うNTTコムも、事業者識別番号を取得して中継サービスを提供することに伴い、以下の課題。

- ① 中継事業者としてNTTを利用していたユーザに、NTTコムの事業者識別番号をダイヤルする手間が新たに発生。利用者の不利益に。
- ② NTTコムのみ、事業者識別番号を不要とした場合、他の中継事業者等との公正競争条件が確保されない。



2001年 **マイライン制度**の導入

マイライン提供事業者(9社)

略称	提供区分			
	①市内	②市外	③県外	④国際
NTTコミュニケーションズ	●	●	●	●
NTT東日本	●	●	—	—
NTT西日本	●	●	—	—
KDDI	●	●	●	●
ソフトバンク	●	●	●	●
NTTぷらら		●	●	●
楽天コミュニケーションズ	●	●	●	●
九州通信ネットワーク	●	●	●	
アルテリア・ネットワークス	●	●	●	●

◆4つの区分(①市内通話 ②市外通話 ③県外通話 ④国際通話)ごとに、それぞれ事業者を選択可能。

利用者利便の
確保の観点

●事業者識別番号をダイヤルしないため、利用者が簡便な手順で、中継事業者を選択した電話サービスを利用できる。

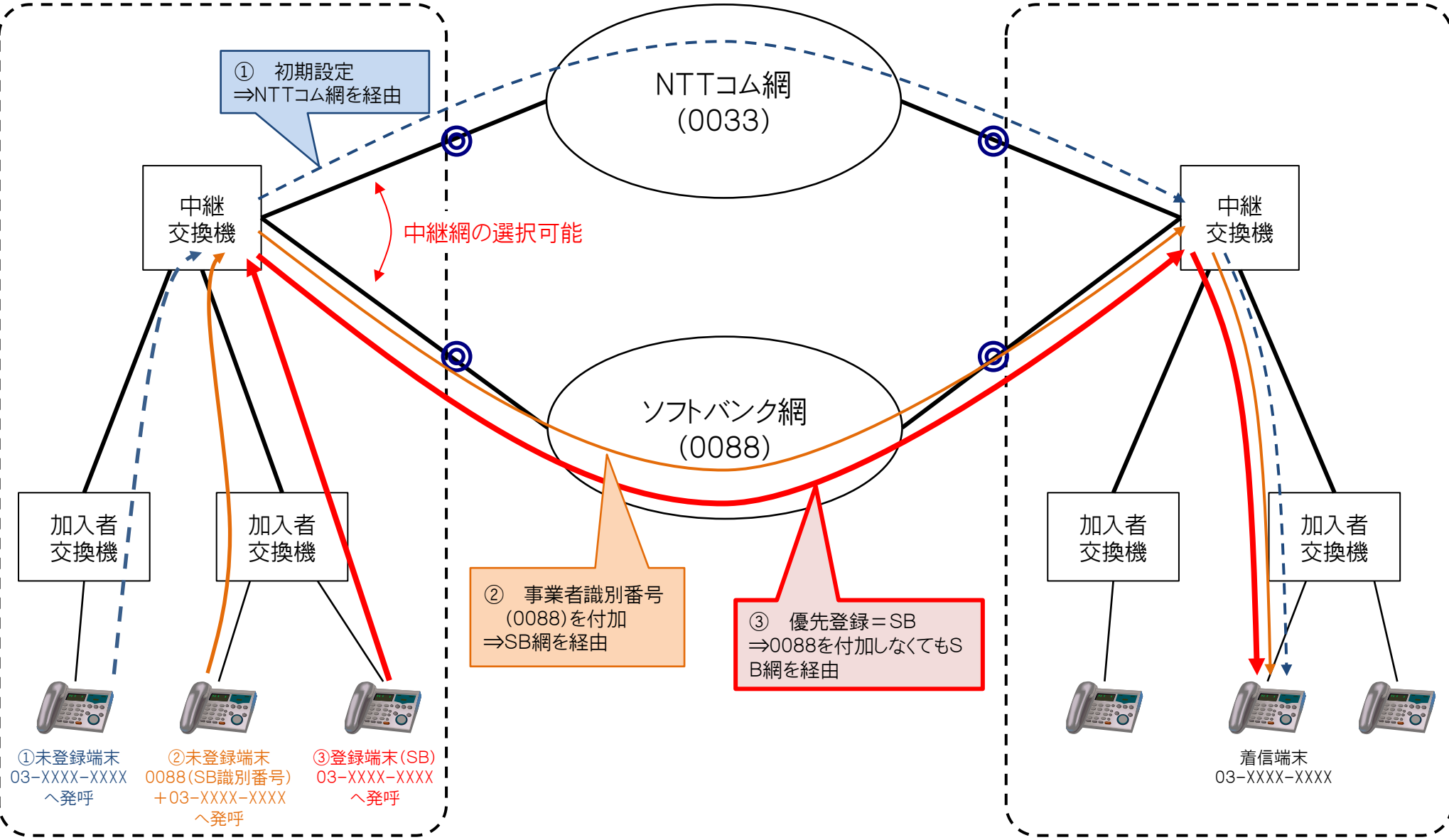
公正競争条件
整備の観点

●NTTと他の中継事業者でダイヤル桁数が同じため、提供条件の公平性が図られる。

マイラインの接続構成のイメージ

NTT東日本網(発信側)

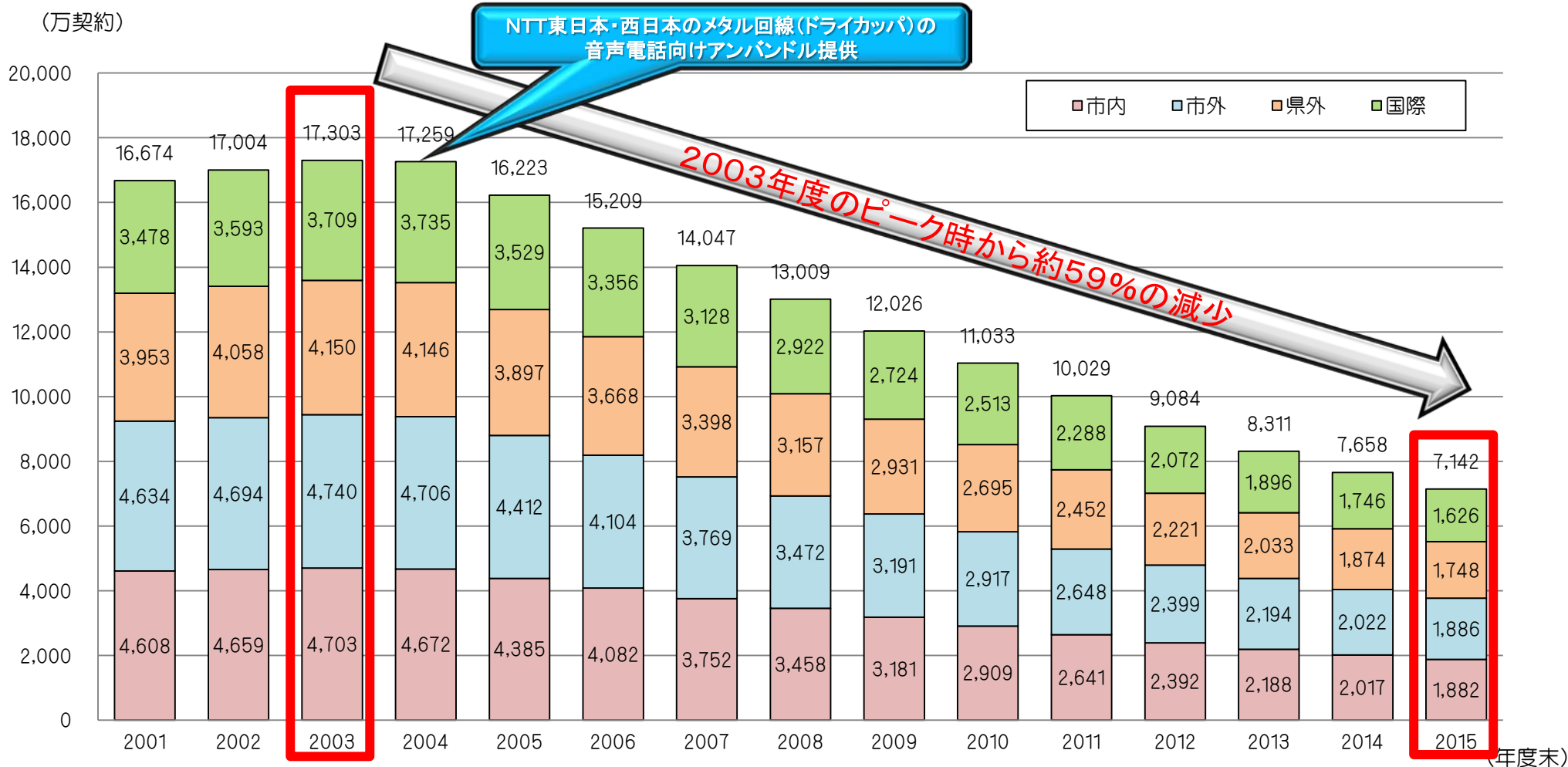
NTT東日本網(着信側)



※ マイライン事業者網とは、加入者交換機で接続する場合もある。

マイライン登録数の推移

- **マイラインの登録総数は、ピーク時(2003年度)の1億7,303万件に比べて、約59%減の7,142万件。**
- **各通話区分で見ると、ピーク時は、約3,700万件～約4,700万件であったが、約1,600万件～約1,900万件に半減。**



○参加事業者 現在(9社): NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、楽天コミュニケーションズ(2015年11月までフュージョン・コミュニケーションズ)、九州通信ネットワーク、KDDI、NTTぷらら、ソフトバンク、アルテリア・ネットワークス

(参考) 2001年度末時点(14社): NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、フュージョン・コミュニケーションズ、九州通信ネットワーク、KDDI、日本テレコム、東京通信ネットワーク、イクアント、ケーブル・アンド・ワイヤレスIDC、ドイツテレコム・ジャパン、MCIワールド・コム・ジャパン、平成電電、メディア

マイライン事業者と登録状況

- マイラインの登録数は、NTTコムが、市内通話・市外通話の約1/3、県外通話・国際通話の80%超を占めて最大。
- なお、未登録の利用者については、市内・市外通話はNTT東日本・西日本、県外通話はNTTコムが提供者となる。

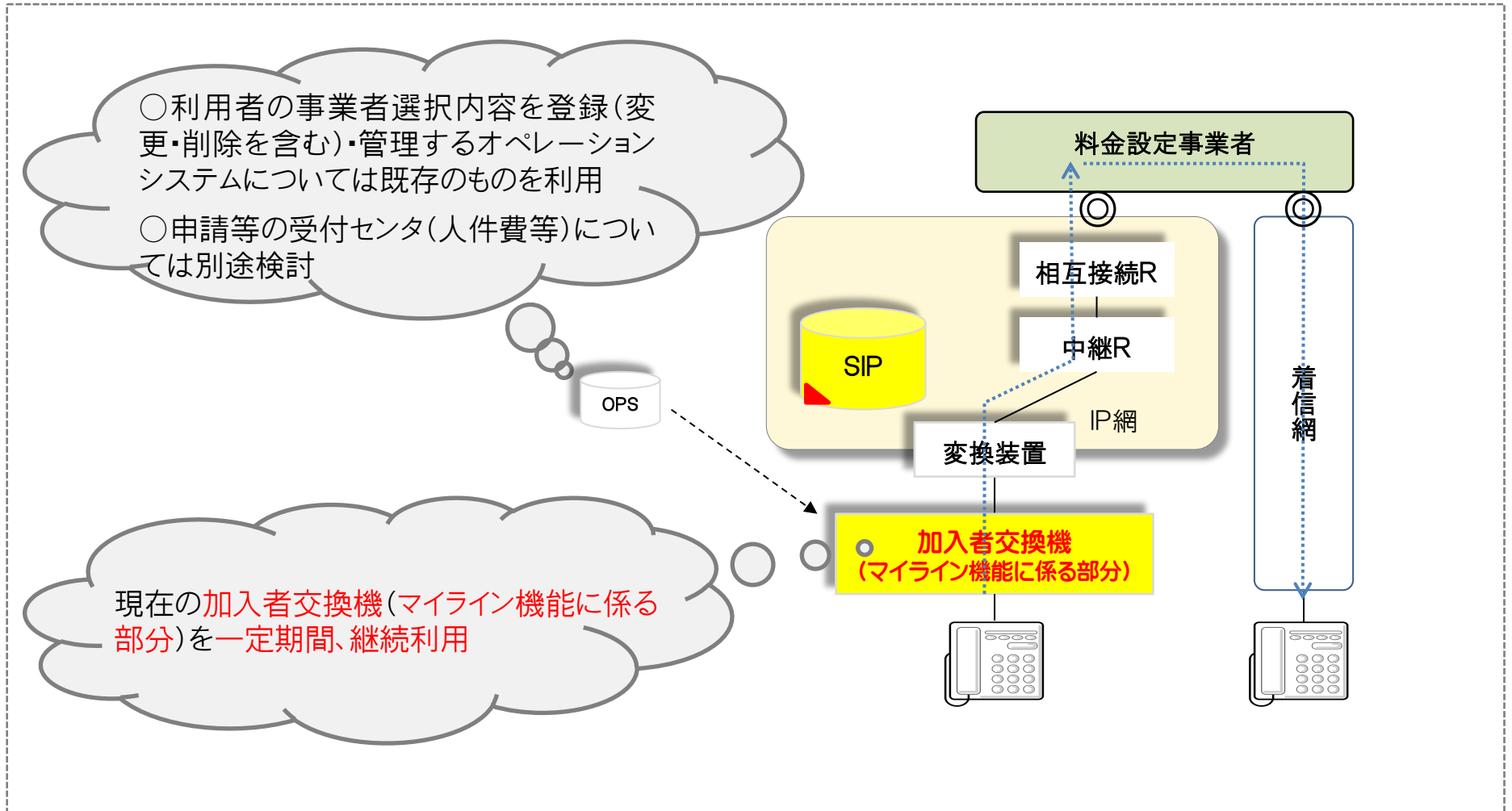
	市内通話	同一県内の市外通話	県外への通話	国際通話
NTTコミュニケーションズ	605万	625万	1,452万	1,329万
NTT東日本	523万	492万		
NTT西日本	530万	500万		
KDDI	119万	142万	158万	170万
ソフトバンク	64万	82万	88万	91万
NTTぷらら		0万	0.2万	0.2万
楽天コミュニケーションズ	30万	35万	40万	35万
九州通信ネットワーク	10万	10万	10万	
アルテリア・ネットワークス	1万	1万	1万	1万
合計	1,882万	1,886万	1,748万	1,626万
未登録の利用者	345万	341万	479万	601万
総合計	2,227万	2,227万	2,227万	2,227万

※ マイライン事業者協議会が公表している2016年3月末のマイライン登録状況集計をもとに作成。

○ 仮にIP網 (NGN) にマイライン相当機能^{※1}を具備した場合に想定される開発等のイメージ^{※2}は下表①のとおり。比較のため、②00XY番号ルーティング (手回し) による事業者選択 (中継選択機能) 及び③メタルIP電話の通話サービス卸の場合についても下表に示す。 ※1 ユーザが回線毎に事前に登録した事業者のネットワークを選択して、通話サービスを実現する機能を前提。 ※2 事業者間精算に係る機能は除く。

	①マイライン相当機能による事業者選択	②00XY番号ルーティング (手回し) による事業者選択 (中継選択機能)	③メタルIP電話の通話サービス卸
実現方式 (イメージ)	<p>⑤料設事業者が着信先ヘルレーチング ※大宗は同一POIビル内で料設事業者のルータ(SW)を1台通過させるのみ</p> <p>②発信呼がマイライン対象呼か否かを判別 ③マイライン対象呼の場合、DBを参照し、発信ユーザ毎の登録内容を確認し、00XYを付与 ④当該00XYを認識し、該当事業者ヘルレーチング</p> <p>①通常の発信</p>	<p>③料設事業者が着信先ヘルレーチング ※大宗は同一POIビル内で料設事業者のルータ(SW)を1台通過させるのみ</p> <p>②ダイヤルされた00XYを認識し、該当事業者ヘルレーチング</p> <p>①00XYをダイヤルして発信</p>	<p>(料設事業者の装置は経由しない)</p> <p>料金設定事業者 (卸先事業者)</p> <p>(通話の流れは通常の通話と同様)</p>
開発・追加等が必要なもの			
主な必要機能 (案)	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者の選択に基づき回線毎に事業者選択内容を登録する機能 • マイライン相当機能の対象外呼 (フリーダイヤル等) を識別する機能 • 通話の都度、回線毎の事業者選択内容に基づき事前登録されている事業者識別番号を付与する機能 • 付与された事業者識別番号に基づきルーチングさせる機能 • マイラインプラス相当機能まで具備する場合には、発信者がダイヤルした事業者識別番号に代えて、回線毎の事業者選択内容に基づく事業者識別番号を付与等する機能 	<ul style="list-style-type: none"> • ユーザが手回しをした事業者識別番号に基づきルーチングさせる機能 	—
OPS・センタ等	<ul style="list-style-type: none"> • 上記利用者の事業者選択内容を登録 (変更・削除を含む) ・管理するオペレーションシステム • 利用者・事業者からの申請・問い合わせを受け付ける事業者共通のセンタ 	—	<ul style="list-style-type: none"> • 卸対象回線を管理・識別するオペレーションシステム

- 現在の加入者交換機（マイライン機能に係る部分）を、IP網への移行後（2025年頃以降）においても一定期間、継続的に利用して、現在のマイラインサービスを簡便な形で継続提供することを想定した場合のイメージは以下の通り。



高度電話サービス(00XY、0AB0サービス)の概要

種別	ダイヤル方法	サービス内容	番号の指定状況 (2016年11月現在)	指定事業者 (事業者ごとの指定番号数)
<p>○00XY付加サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内中継サービス ②国際電話サービス 	<p>00XY + 任意番号</p>	<p>以下③～⑥等のサービスを、「00XY + 任意番号」を用いて提供するサービス</p>	<p>指定事業者数: 12</p> <p>指定番号数: 37</p> <p>※00XY番号全体の指定数</p>	<p>NTT東日本(1)、NTT西日本(1)、NTTコミュニケーションズ(3)、KDDI(10)、ソフトバンク(10)、楽天コミュニケーションズ(4)、九州通信ネットワーク(1)、アルテリア・ネットワークス(1) 等</p>
<p>③着信課金サービス</p>	<p>0120 + 6桁 0800 + 7桁</p>	<p>通常は発信側が負担する通信料金を、着信側の負担とするサービス</p>	<p>指定事業者数: 7</p> <p>指定番号数: 1,295 (0120番号:992、0800番号:303)</p>	<p>NTT東日本(15)、NTT西日本(15)、NTTコミュニケーションズ(1149)、KDDI(28)、ソフトバンク(37)、楽天コミュニケーションズ(49)、九州通信ネットワーク(2)</p>
<p>④情報料代理徴収サービス</p>	<p>0990 + 6桁</p>	<p>情報番組等を提供し、代理で情報料等を徴収するサービス</p>	<p>指定事業者数: 2</p> <p>指定番号数: 4</p>	<p>NTT東日本(3)、NTT西日本(1)</p>
<p>⑤大量呼受付サービス</p>	<p>0180 + 6桁</p>	<p>スポーツ結果速報や各種プロモーション等の様々な情報提供や、電話投票の集計処理を行うサービス</p>	<p>指定事業者数: 1</p> <p>指定番号数: 9</p>	<p>NTTコミュニケーションズ(9)</p>
<p>⑥全国統一番号サービス</p>	<p>0570 + 6桁</p>	<p>複数の着信先に対して、全国的に統一された電話番号を提供するサービス</p>	<p>指定事業者数: 3</p> <p>指定番号数: 118</p>	<p>NTTコミュニケーションズ(104)、KDDI(5)、ソフトバンク(9)</p>

固定電話発・携帯電話着の利用者料金の設定について

- **利用者料金の設定を行う**(いわゆる「利用者料金設定権」*を持っている)事業者については、**基本的に事業者間の協議**により決められている。
- 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該協議が調わない場合には、電気通信事業者は、総務大臣による裁定を申請することができる(電気通信事業法第35条第3項)。**総務省は、裁定申請事案を契機に開催された「料金設定の在り方に関する研究会」の検討結果を踏まえ、中継接続・IP固定電話発携帯電話着の通話について、裁定申請がなされた場合の方針として、平成15年6月に「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」を公表。**

*利用者料金設定権: 接続に関する複数の電気通信事業者の間の合意に基づき、便宜上、利用者料金の設定が一の事業者に委ねられている事実を指すにすぎないものであって、利用者料金設定権者である電気通信事業者が一方的に他の電気通信事業者が取得すべき金額を決定する権限まで持つことを含意するものではない(2002年11月電気通信事業紛争処理委員会答申)

加入電話(00XYをダイヤルしない場合)・公衆電話 →携帯電話事業者が料金を設定

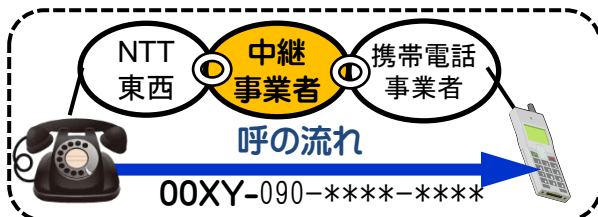


事業者間協議による合意

主な基準

- ・ ネットワーク構造からみたコストや接続を実現するための**主要な機能**を提供している事業者が料金設定。
- ・ **顧客を獲得した(利用者が選択した)事業者**が料金設定。

中継接続(00XYをダイヤルする場合) →中継事業者が料金を設定



「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」(平成15年6月総務省発表)

中継事業者が料金設定とする理由

- ・ **競争促進の観点**からは、複数事業者が利用者料金の設定を行うこととなり、競争が促進され、**料金の低廉化・多様化**に資する。
- ・ **利用者利益の観点**からは、**発側利用者が自己の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択**することが可能。**顧客獲得努力を積極的に行うことが想定される中継事業者も料金設定を行うことで、事業者による周知活動が積極的に行われるようになる。**

IP固定電話発信(中継接続を含まない) →発信側事業者が料金を設定



IP電話事業者が料金設定とする理由

- ・ **競争促進の観点**からは、IP電話事業者の**顧客獲得・維持のための努力に報いることができるため、事業活動の意欲を促進。**
- ・ **電気通信の健全な発達**の観点からは、IP電話の普及促進に資する。
- ・ **利用者利益の観点**からは、IP電話事業者が利用者の形態・要望を把握しやすく、これに応えることで、**サービスの継続的な利用の確保につながり、利用者にとって選択の範囲を拡大し、料金の低廉化・多様化が促進。**

【料金設定権に係る経緯】

2002年	7月	直収電話発携帯電話着の場合の利用者料金設定権の帰属等について、平成電電株式会社(当時)が総務大臣に裁定を申請。
	9月	総務大臣から電気通信事業紛争処理委員会(当時)に諮問。
	11月	電気通信事業紛争処理委員会から総務大臣への答申。また、接続における適正な料金設定が行いする仕組みを検討・整備すべきと勧告。総務大臣から、7月に申請のあった事案について、 発側事業者である直収電話事業者が利用者料金を設定することが適当である旨裁定。
	12月	電気通信事業紛争処理委員会からの勧告を受け、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催。
2003年	6月	同研究会の報告書の公表。同報告書を踏まえた「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」の公表。

固定電話発・携帯電話着通話料金の現状

- 固定電話発・携帯電話着の通話料金については、携帯電話事業者の設定料金よりも、中継事業者や発信側事業者による設定料金の方が概ね低額となる傾向。
- 携帯電話事業者の設定料金については、2011年当時と現在とを比較しても、NTT東日本による設定料金よりも概ね高額となる傾向。 ※NTTドコモが設定する料金については、2011年当時と比較して料金が引き下げられている。

○ NTT東日本・西日本の加入電話発・携帯電話着の一般的な料金
(携帯事業者又は中継事業者が料金設定)

3分当たりの通話料金 (平日昼間、区域内、税抜)		着信側		
		NTTドコモ	au(KDDI)	ソフトバンク
携帯事業者が設定する料金	NTT東日本・西日本	60円	90円	120円
中継事業者が設定する料金	NTT東日本(0036)	48円	52.5円	52.5円
	NTT西日本(0039)	51円	54円	60円
	KDDI(0077)	49.5円		
	NTTコミュニケーションズ(0033)	49.5円		
	ソフトバンク(0088)	54円		
	楽天コミュニケーションズ(0038)	54円		
	アルテリアネットワークス(0060)	54円		

※ 中継事業者に付した4桁の番号は、選択中継サービスを利用する際の事業者識別番号（発信時に、携帯電話番号の前に当該番号を付すと中継事業者が設定するユーザ料金が適用される。）を表す。

○ その他固定系電話サービス発・携帯電話着の一般的な料金(発信側事業者が料金設定)

3分当たりの通話料金 (平日昼間、区域内、税抜)	着信側		
	NTTドコモ	au(KDDI)	ソフトバンク
NTT東日本(ひかり電話)	48円	52.5円	
NTT西日本(ひかり電話)	48円	54円	
KDDI(auひかり電話サービス など)	48円	46.5円	48円
ソフトバンク(おとくライン など)	75円		

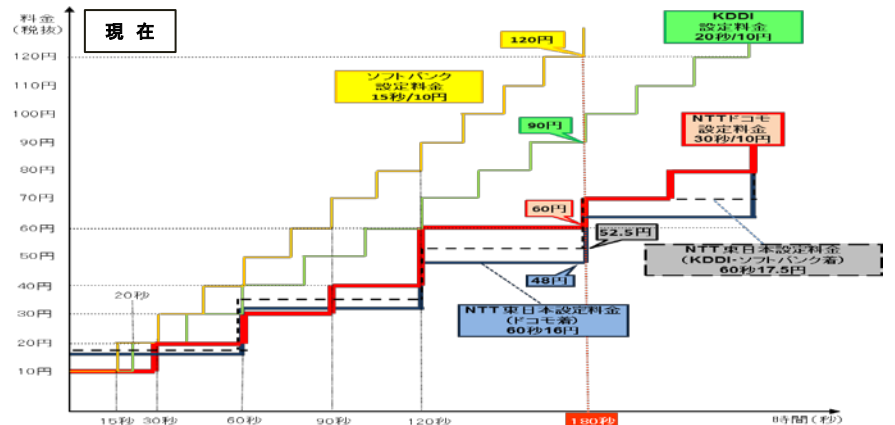
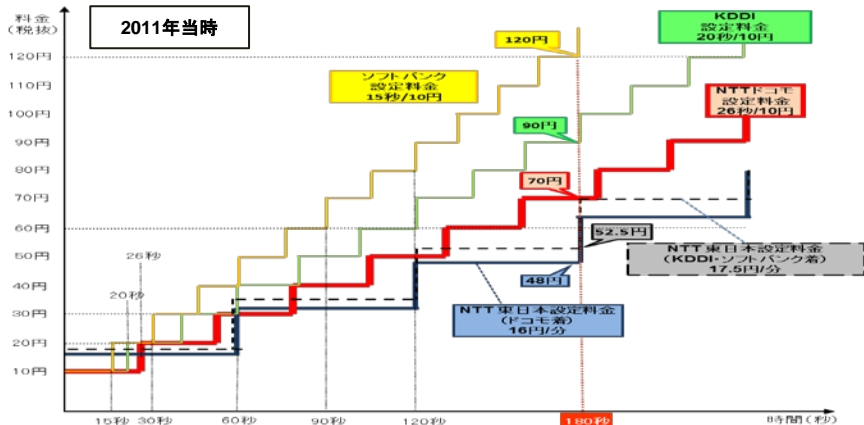
(参考) 公衆電話発・携帯電話着料金比較(携帯事業者が料金設定)

10円で平日昼間にかけられる通話時間	着信側		
	NTTドコモ	au(KDDI)	ソフトバンク
公衆電話	15.5秒	11.5秒※	9.5秒
(参考) 3分間通話した場合の料金	120円	160円	190円

※ 同一の地域内にかけた場合

○ NTT東日本の加入電話発・携帯電話着料金比較

3分当たりの通話料金(平日昼間、区域内、税抜)



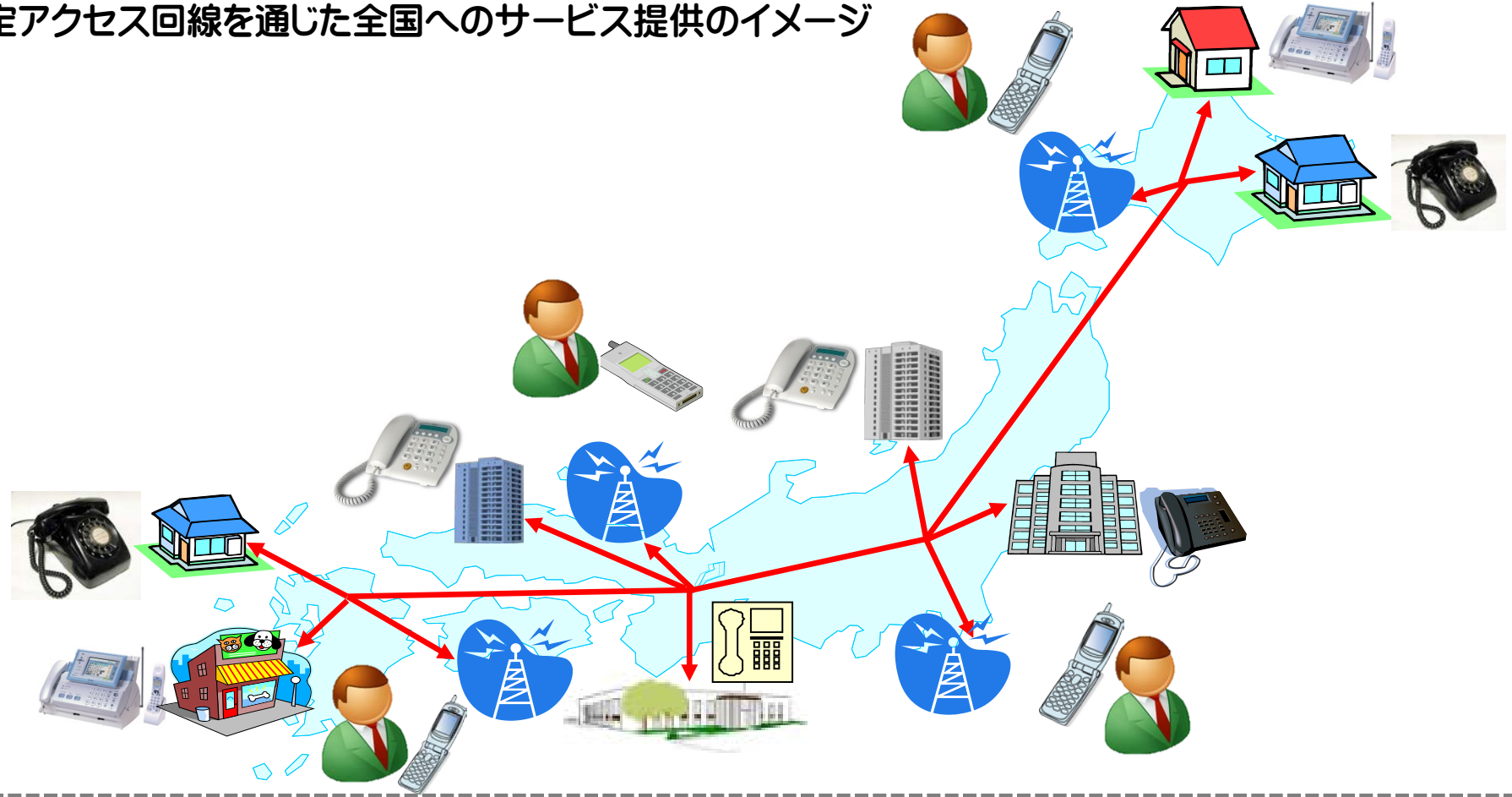
(出典：各社ホームページから総務省作成)

アクセス回線におけるサービスの 競争環境整備

固定アクセス回線の意義について

- 固定アクセス回線は、住宅・事業所（ビジネス・学校・公共機関等）といった拠点への基本的な通信のためのアクセス手段であり、国民・企業の社会経済活動に不可欠な基本サービスを提供するための基盤。
- この固定アクセス回線は、かつてNTT東日本・西日本のみにより利用者に提供されてきたが、加入者回線のアンバンドルを契機として競争事業者の利用も可能となり、NTT東日本・西日本及び競争事業者による利用者への多様なサービス提供が行われてきた。

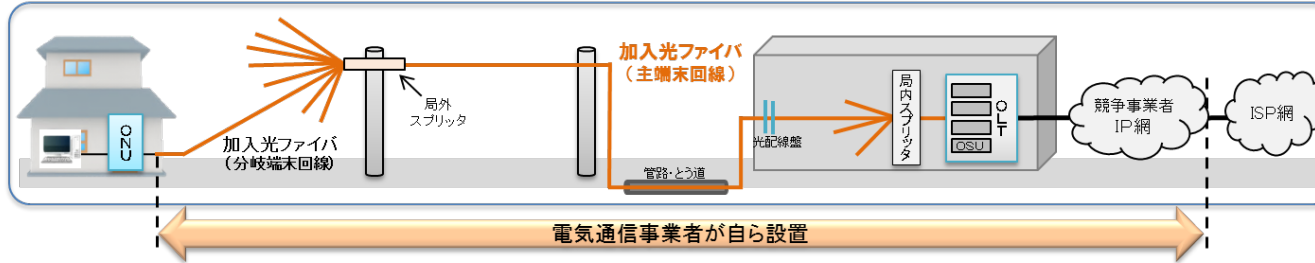
固定アクセス回線を通じた全国へのサービス提供のイメージ



○ FTTHサービスを提供する場合、「自己設置」「接続」「卸役務」の提供形態があり、当事者の選択に委ねられている。

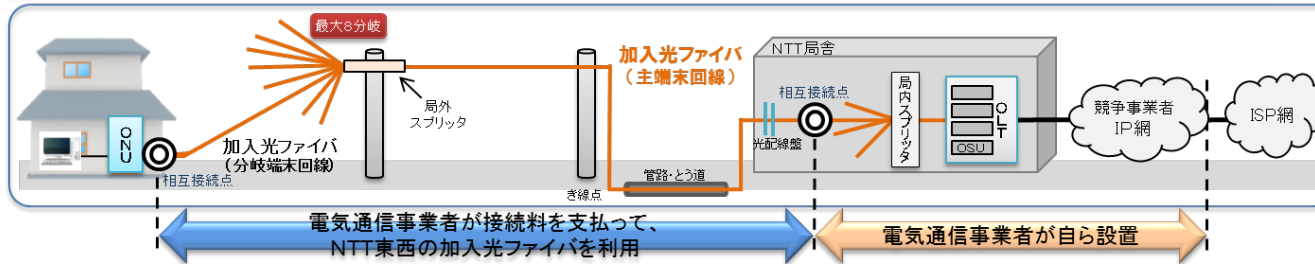
【FTTHサービス(戸建て向け)の提供形態】

「自己設置」型の提供形態 (電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供)

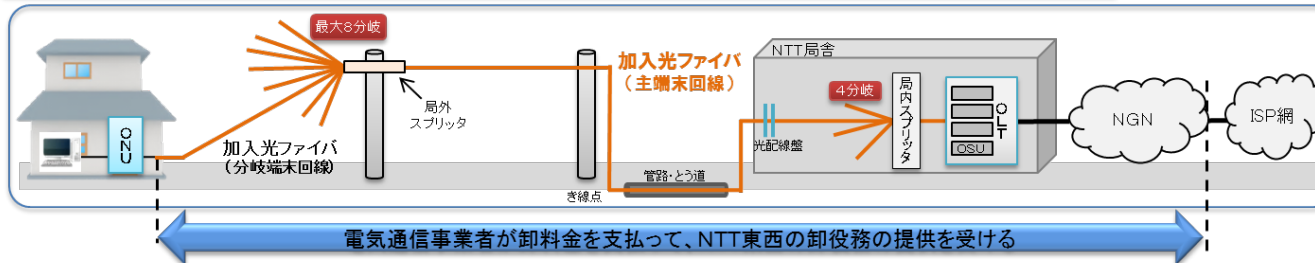


ONU:Optical Network Unit (光回線終端装置)
 OSU:Optical Subscriber Unit (光回線伝送装置:
 ONUと対向して光信号を伝送する装置)
 OLT:Optical Line Terminal (OSUを集積する装置)

「接続」型の提供形態 (電気通信事業者が接続料を支払って、NTT東西の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供)



「卸役務」型の提供形態 (電気通信事業者がNTT東西から卸役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供)



主な事業者及び契約数 (戸建て向け) (2016年3月末)	設備投資額 (参入の 困難度)	サービス の多様性	NTT東西による ネットワークの 貸し出しルール
NTT東日本・西日本 約1250万契約 ※1 ※3 KDDI・ 電力系事業者・ ケーブルテレビ事業者等 約400万契約 ※1 ※3	大	大	-
KDDI、ソネット等 約150万契約 ※1 ※3	中	アンバンドル 形態に 依存	平成9年に整備 ・認可制 ・接続料は、 原価に基づき 算定 され、接続約款に規定 (全事業者に一律に適用)
NTTドコモ ソフトバンク ISP、MVNO 異業種等 約300万契約 ※2 ※3	小	小	平成27年改正で整備 ・事後届出制 ・卸料金は、 相対契約により 個別に設定 することが可能

※1 他の事業者への卸提供に係る契約数を含む。
 ※2 NTT東日本・西日本から卸提供を受けて提供されるサービスに係る契約数のみを記載。
 ※3 契約数は、50万契約単位の概数。

2016年度以降の加入光ファイバに係る接続料

- 2015年の情通審答申^{*}において、NTT東日本・西日本は、2016年度から以下の措置を反映すべく、接続約款の変更認可申請を行うことが適当とされた。 ^{*}情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(2015年9月)
- これを踏まえたNTT東日本・西日本による各措置の対応状況(2016年7月27日総務大臣認可)は以下のとおり。

情通審答申(2015年9月)において示された措置	対応状況(2016年7月27日総務大臣認可)
<p>① 2016年度以降の接続料の低廉化 <具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業努力による更なる効率化・費用削減 ・ 償却方法の定額法への移行 ・ 「コスト把握の精緻化」 <p>上記取組により、「『新たな需要創出を前提とした大胆な推計では2019(平成31)年度には主端末回線接続料は2,000円程度になる見込み』とNTT東西が表明したように相当の接続料の低廉化が期待できる」(同答申)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年度から2019年度までの4年間の将来原価方式(ただし、各年度の費用の実績値と収入の実績値の差額を、翌々年度以降の接続料原価に算入)で接続料を算定。 ・ 各取組により、2019年度の接続料は以下のとおり。 <光信号主端末回線(シェアアクセス方式)> NTT東日本:2,036円、NTT西日本:2,044円
<p>② 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、適用年度の接続料を前年度と同水準以下とし、その差額分は後年度以降の接続料に加算して回収することができるようにすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主端末回線と、分岐端末回線1回線の接続料の合計が、前年度と比較して上昇する場合に、希望する事業者に対して左記措置を適用することを接続約款に規定。
<p>③ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本・西日本において <ul style="list-style-type: none"> - 2014年度末の固定資産データを用いた推計 - 日本公認会計士協会の実務指針を踏まえた検討を行った結果、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況に至っていないと判断し、本申請には反映されていない。

- その他、同答申で示された「加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方」について、電気通信事業法施行規則、情報開示告示の改正を踏まえ、以下の事項を接続約款に規定。

- ・ 「8收容」の原則…一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を收容する必要がある場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容すること。
- ・ 全ての電柱等の位置情報の開示…現在開示されている光配線区画の外縁の電柱等の位置情報に加えて、光配線区画内の全ての電柱等の位置情報を開示すること。

- 一般的に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金はコストに適正利潤を乗せたものとなることから、**第一種指定電気通信設備に係る接続料の妥当性を検証するため、1999年から接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)を実施。**
- **2007年の情通審答申***を受けて、同年7月、スタックテスト実施に係る**透明性確保のため**、その基本的な考え方及び具体的な実施方法等を定めた**スタックテストガイドライン**を策定・公表。
 - ※ 情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(2007年3月)
- スタックテスト**不適合の場合**には、**第一種指定設備設置事業者**にその説明が求められる。

接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

総務省が実施するスタックテスト

検証時期

- ①実績原価方式により毎事業年度再計算して算定される接続料の認可申請時
- ②接続会計の公表時

- ①実績原価方式により毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時
- ②対象となるサービスに係る接続料の認可時(①を除く。)

検証区分等

- ①加入電話・ISDN基本料
- ②加入電話・ISDN通話料
- ③公衆電話
- ④番号案内
- ⑤Bフレッツ
- ⑥フレッツADSL
- ⑦フレッツISDN
- ⑧フレッツ光ネクスト
- ⑨フレッツ光ライト
- ⑩ひかり電話
- ⑪ビジネスイーサワイド

- ①新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
- ②接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
- ③将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

上記のサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として総務省が決定(サービスメニューごとに検証)

検証方法

利用者料金収入と接続料収入との差分(営業費相当分)が営業費の基準値(20%)を下回らないものであるか否かを検証

「営業費相当分と営業費の基準値(20%以上)との関係」の検証はサービスブランド(例 フレッツ光ネクスト)を単位として行い、「利用者料金が接続料を上回っているかどうかの検証」はサービスメニュー(例 ファミリータイプ)単位で実施

メタル回線撤去に係るいわゆる「4年前ルール」について

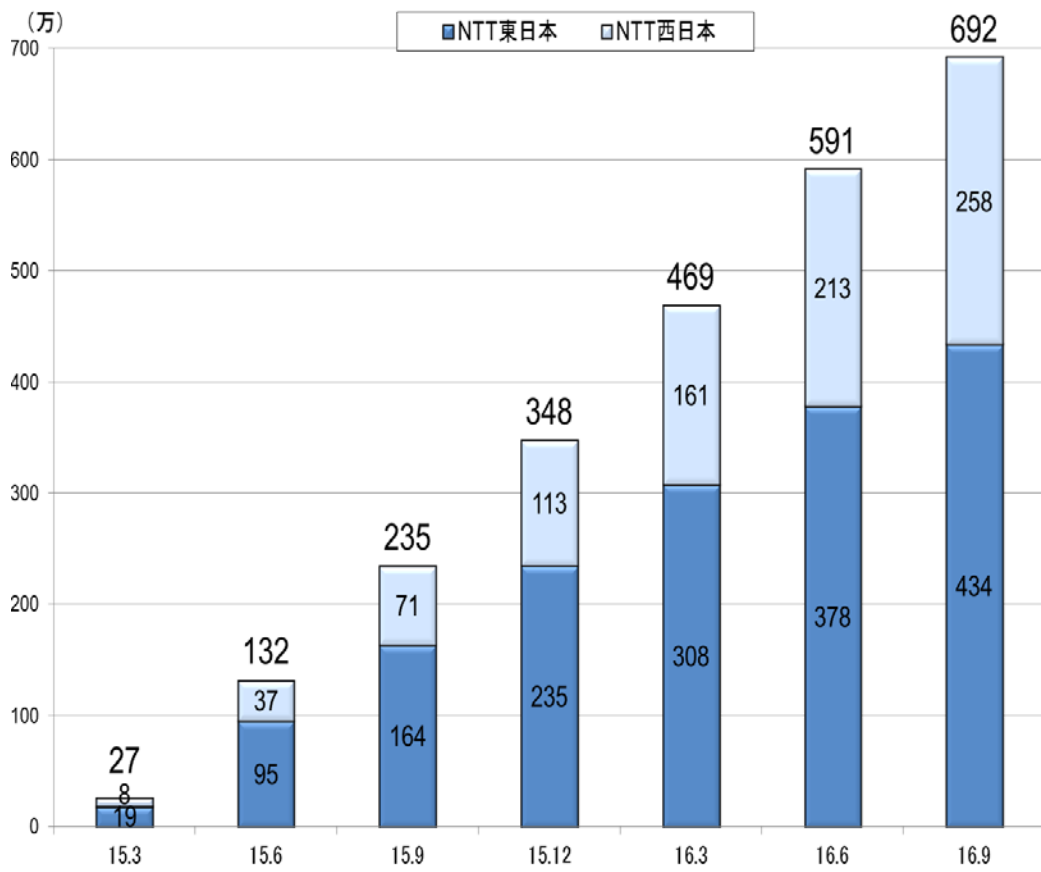
- NTT東日本・西日本は、同社のメタル回線を利用して競争事業者がDSLサービスを提供している場合、当該メタル回線の撤去に当たり、いわゆる「4年前ルール」に則った対応をすることが接続約款上求められている(接続約款第61条(接続の中止))。
- この「4年前ルール」の原則によると、4年前の通知の段階では撤去に関する情報のみをDSL事業者[※]に提供すればよく、「代替サービス」の内容を速やかに伝える義務は必ずしもない(また、すでに代替サービス[※]が即座に提供できる状況にある場合は、メタル回線撤去の1年前の通知でよい(例外①))。
 - ※代替サービス:撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式に限る)を使用した新たな代替サービス等を指す
- また、同ルールはDSL事業者を対象としているが、音声電話サービスのみを提供する直収電話サービス事業者は対象とされていない。

	前提	原則4年前	1年以上前	メタル回線撤去時
原則		NTT東日本・西日本からDSL事業者に対し、端末回線伝送路設備の撤去に関する情報の提供	—	(撤去時まで)代替サービスを協定事業者が即座に提供することを可能とする
例外①	代替サービスを協定事業者が即座に提供することを(すでに)可能としている場合	—	NTT東日本・西日本からDSL事業者に対し、端末回線伝送路設備の撤去に関する情報の提供	—
例外②	天災、事変その他非常事態による端末回線伝送路設備の多大な損傷により、NTT東日本・西日本がその設備の代替に光ファイバを敷設することを決定した場合	—	—	速やかに明確な理由及び根拠とともに、その伝送路設備の撤去に関する情報を通知
例外③	①②以外で、NTT東日本・西日本が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合	—	—	(撤去時まで)NTT東日本・西日本とその端末回線に接続する協定事業者間で撤去についての協議が整った場合

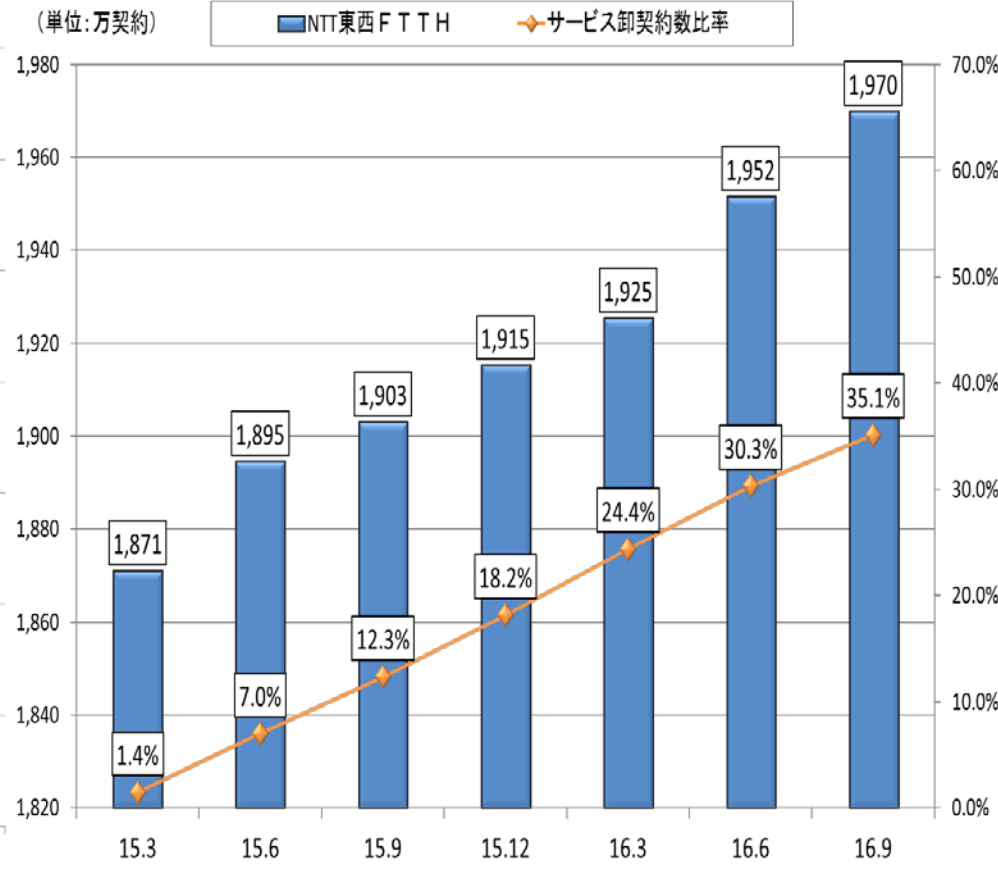
NTT東日本・西日本によるFTTHの卸売サービス契約数の推移

- サービス卸の卸契約数はNTT東西合計で**692万**(前期比+101万、前年同期比+457万)(2016年9月末)。NTT東西別で見ると、NTT東日本は434万(前期比+56万、前年同期比+270万)、NTT西日本は258万(前期比+45万、前年同期比+187万)。
- NTT東西のFTTH契約数(1,970万)におけるサービス卸の卸契約数の割合は**35.1%**(前期比+4.8ポイント、前年同期比+22.8ポイント)と増加傾向が続いている(2016年9月末)。(参考)NTT東日本:39.6% NTT西日本:29.5%

【卸契約数(NTT東西合計別、NTT東西別)】



【NTT東西のFTTH契約数・サービス卸契約数割合】



注:卸契約数は、NTT東西が2016年1月4日から開始した二段階定額メニュー(フレッツ光ライトプラス)の卸契約数を含む。

出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告(2015.12まで)、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告(2016.3以降)

FTTHの卸先事業者の提供サービス例

(2016年9月末現在)

	事業者名	サービス名	光回線料金	概要
MNO	NTTドコモ	ドコモ光	5,200円 (ISP料金一体型(タイプA))	<ul style="list-style-type: none"> モバイルと光回線のセット販売 モバイルとのセットで、モバイル料金を1家族当たり最大3,200円引き
			5,400円 (ISP料金一体型(タイプB))	
	ソフトバンク	SoftBank光	5,200円	<ul style="list-style-type: none"> モバイルや電気と光回線のセット販売 モバイルとのセットで、モバイル料金を最大2,000円(税込)引き ※ 1家族当たり最大10回線まで適用可 電気とのセットで、光回線料金を最大300円(税込)引き
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	OCN 光	5,100円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、モバイル料金を200円引き ※ 1家族当たり最大5回線まで適用可
	NTTぷらら	ぷらら光	4,800円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 ひかりTVとのセットで、ひかりTVを1,600円引き MVNOとのセットで、セット料金を200円引き ※ 5回線まで適用可
	インターネットイニシアティブ(IIJ)	IIJmioひかり	4,960円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、光回線料金を600円引き
	ソネット	So-net光 コラボレーション	4,500円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 auスマホ等とのセットで、光回線料金を最大1,200円引き
ISP	TOKAIコミュニケーションズ	@T COMヒカリ	5,100円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、モバイル料金を最大300円引き ※ 最大5回線まで適用可
	ニフティ	@nifty光	4,500円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 auスマホ等とのセットで、光回線料金を最大1,200円引き
	ビッグロープ	ビッグロープ光	4,600円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、セット料金を300円引き 電気とのセットで、光回線料金を100円引き
	U-NEXT	U-NEXT 光コラボレーション	4,980円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNO2回線とのセットで、セット料金を1,160円引き ※ MVNO2回線以上から割引、1家族当たり最大5回線まで適用可。 MVNO回線数に応じて割引額が変動し、5回線で4,100円引き。
(参考)	NTT東日本	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	5,200円～	4,700円+プロバイダ料金(500円～)

注1:特段の記載がない限り、戸建て向け・ISP一体・新規回線・長期契約割引適用の場合における利用開始1年目の月額料金。

ただし、モバイル等他サービスへの加入を条件とする割引、学割等の特定の属性のユーザのみを対象とする割引、ポイント付与による実質負担額の割引等は含まない。

注2:割引額は、特段の記載がない限り、1回線当たりの額。

出所:各社ウェブサイトを基に作成